

札幌市

地域福祉
社会計画
2018

〔 2018年度 ~ 2023年度 〕



はじめに

札幌市では、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を目指し、福祉・保健・医療等の各分野において、様々な課題に対応した取組を進めてきました。

一方で、少子高齢化や核家族化が進行する中、地域社会を取り巻く環境は大きく変わり、市民の抱えるニーズもまた多様で複雑なものへと変化してきています。

こうした変化に対応するため、この度、「札幌市地域福祉社会計画 2018」「札幌市高齢者支援計画 2018」「さっぽろ障がい者プラン 2018」「さっぽろ医療計画 2018」を策定いたしました。

このうち、「札幌市地域福祉社会計画 2018」では、これまでの基本理念である「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会」の考え方を引き継ぎながら、皆様により親しみを持っていただけるよう、「みんなで支え合い 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ」という基本理念を掲げました。

基本理念の実現に向けては、複数の分野に渡る問題や制度の狭間にある問題など、困りごとを抱える世帯が地域で埋もれることがないように、地域の福祉力をより一層高めていくことが必要であると考えています。本計画では、地域の住民組織や事業者、行政などのつながりを強化し、困りごとを抱える世帯を包括的に支援する仕組みづくりなど、地域の福祉力を高める様々な取組を進めていきます。

札幌市を福祉の充実した魅力ある都市とするためには、市民や事業者等と行政が、一丸となって取組を進めることが重要となります。計画の推進にあたり、私ども行政の努力に加え、皆様がより積極的に地域福祉活動に参加していただくことを期待し、ともにまちづくりに取り組んでいきます。

最後に、計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました審議会委員をはじめ、ご意見をいただいた市民の皆様や関係機関・団体の皆様に心からお礼申し上げます。

2018年（平成30年）3月

札幌市長 秋元克広



目次

第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 計画の位置づけ 4
 - (1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画 4
 - (2) 市の総合計画との関係性 6
 - (3) 市の他の個別計画との関係性 6
 - ※札幌市生活困窮者自立支援計画との統合について 6
 - (4) 札幌市社会福祉協議会の「さっぽろ市民福祉活動計画」との関係性 7
- 3 計画期間 8
- 4 計画の策定体制 8
 - (1) 札幌市地域福祉社会計画審議会 8
 - (2) 札幌市内部の検討体制 8
 - (3) 地域福祉に関する意見交換会 9
 - (4) 地域福祉に関するシンポジウム 9
 - (5) 地域の福祉活動に関する市民意識調査 9

第2章 計画策定の背景 11

- 1 国の検討状況 12
 - (1) ニッポン一億総活躍プラン [2016年(平成28年)6月2日閣議決定] 12
 - (2) 地域共生社会の実現に向けた当面の改革工程 12
- 2 第3期札幌市地域福祉社会計画 [2012年(平成24年)策定]の振り返り 14
 - (1) 第3期札幌市地域福祉社会計画について 14
 - (2) 第3期札幌市地域福祉社会計画の取組の成果 15
 - (3) 第3期札幌市地域福祉社会計画の振り返り 16
- 3 札幌市生活困窮者自立支援計画の振り返り 17
- 4 地域福祉を取り巻く現状 19
 - (1) 人口構造の変化 19
 - (2) 地域で支援を必要とする方の現状 24
 - (3) 地域福祉を支える活動者の動向 29
- 5 第4期札幌市地域福祉社会計画策定に際しての課題 34

第3章 計画の理念・目標と体系 37

- 1 札幌市が目指す地域福祉の方向性 38
 - (1) 地域共生社会の実現について 38
 - (2) 住民に身近な圏域での体制整備について 38
 - (3) 市区圏域での体制整備について 39
- 2 基本理念 40
- 3 基本目標 41
- 4 計画の体系 42

第4章 施策の展開 43

基本目標 I 市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します ... 44

- 1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上 45
 - (1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進 45
 - (2) サロン活動の推進 45
 - (3) 地域福祉活動の活性化に向けた支援 46
 - (4) 課題調整の中核を担う活動者の育成 [レベルアップ] 46
- 2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進 47
 - (1) 地域福祉活動の情報提供、普及啓発 48
 - (2) 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進 48
 - (3) ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実 48
 - (4) ボランティア団体、NPO、地域福祉関係団体への支援 49
 - (5) 各種ボランティアの養成 49
 - (6) ボランティア活動センターの運営 49
 - (7) 寄付文化の醸成 49
- 3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進 50
 - (1) 民生委員・児童委員活動の支援 50
 - (2) 事業者等による見守り事業の推進 51
 - (3) 地域見守りネットワーク推進会議の開催 [レベルアップ] 51
 - (4) 地域での既存のネットワークの活用と多様な社会資源との連携の促進 51

基本目標Ⅱ 暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます .. 52

- 4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備 .. 53**
 - (1) 日常生活自立支援事業の推進 53
 - (2) 成年後見制度の利用促進 [レベルアップ] 54
 - (3) 市民後見人養成の推進 54
 - (4) 福祉除雪事業の実施 54
 - (5) 在宅生活を支援するサービスの充実 55
- 5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実 56**
 - (1) 自立相談支援事業 57
 - (2) 住居確保給付金 57
 - (3) 就労準備支援事業・認定就労訓練事業 57
 - (4) 一時生活支援事業 58
 - (5) 子どもの学習支援事業 58
- 6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実 59**
 - (1) 専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みの検討 [新規] 60
 - (2) 区役所での総合相談体制の充実 60
 - (3) 各種相談支援機関等の充実 60
 - (4) 各種専門職の資質向上 61
 - (5) 事業者の情報公開の推進 61

基本目標Ⅲ 安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます 62

- 7 市民にやさしい生活環境づくりの推進 63**
 - (1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施 64
 - (2) 福祉用具、介護用品の普及啓発 64
- 8 災害時にも強い地域づくりの推進 65**
 - (1) 自主防災活動の推進 66
 - (2) 要配慮者避難支援対策事業の推進 66
 - (3) 福祉避難場所の運営体制強化 66
 - (4) 災害ボランティアセンターの体制整備 67
 - (5) 災害医療体制の充実・強化 67

第5章 計画の推進について 69

1	計画の推進体制	70
	(1) 市民、事業者、行政の協働による計画の推進	70
	(2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進	70
2	計画の進行管理・評価	70
	(1) 計画の進行管理	70
	(2) 計画の評価	70
3	成果指標	71

資料編 75

1	札幌市地域福祉社会計画審議会	76
	(1) 札幌市地域福祉社会計画審議会委員名簿	76
	(2) 審議会での検討経過	77
2	地域福祉に関する地区意見交換会	78
	(1) 開催地区及び開催日	78
	(2) 参加いただいた方々	78
	(3) 各地区での主な意見	78
3	地域福祉に関するシンポジウム	84
	(1) 基調講演	84
	(2) 地域福祉活動実践者からの活動報告	84
	(3) 要旨	85
4	地域の福祉活動に関する市民意識調査	89
	(1) 地域活動について	89
	(2) 近所との付き合いについて	92
	(3) 住民による支え合い活動について	96
	(4) 札幌市の地域福祉施策について	97
5	パブリックコメント	99
	(1) 実施概要	99
	(2) 意見概要	99

第1章

計画の策定にあたって

本章の内容

本章では、札幌市地域福祉社会計画 2018 の策定にあたって、計画策定の趣旨と計画の位置づけについて記載した上で、計画期間と計画の策定体制について紹介しています。

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置づけ

3 計画期間

4 計画の策定体制

1 計画策定の趣旨

本市では、1995年(平成7年)に札幌市地域福祉社会計画を策定し、市民や事業者等と協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

しかし、少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、市民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、本市では高齢者、障がいのある方、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきたところですが、その一方で、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

具体的には、介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)や、障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱えるケース、精神疾患患者や、がん患者、難病患者等、地域生活を送る上で福祉分野に加え、保健医療や就労等の分野にまたがって支援を必要とするケースが事例としてあげられます。

このような公的支援制度の課題に加えて、人々の暮らしにおいては家族関係や近隣関係の希薄化に伴う社会的孤立の問題や、公的制度等による支援が必要な状態にありながら支援を受けることを自ら拒絶するいわゆるセルフネグレクトのような制度の狭間の問題が顕在化してきています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが大切です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、

日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。これからは、生活の基盤である地域における高齢者、障がいのある方、子どもなど世代や背景の異なる全ての人々の人と人とのつながりがより一層重要となっていきます。

国では、「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がいのある方、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げており、その実現に向けて、社会福祉法を改正するなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

本市では、2012年(平成24年)に第3期の地域福祉社会計画を策定し、福祉のまち推進事業をはじめとする様々な取組を実施してきましたが、地域福祉を取り巻く環境の変化や新たな福祉ニーズに対応した取組をより一層充実させていくため、国の動向も踏まえ、新たな地域福祉社会計画を策定いたします。

この計画は、幅広い市民の主体的な参加と、事業者、行政等の協働により、地域福祉に関連する取組を進めることで、「みんなで支え合い 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ」を実現することを目的としています。



2 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めます。

社会福祉法の抜粋

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対す

る支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

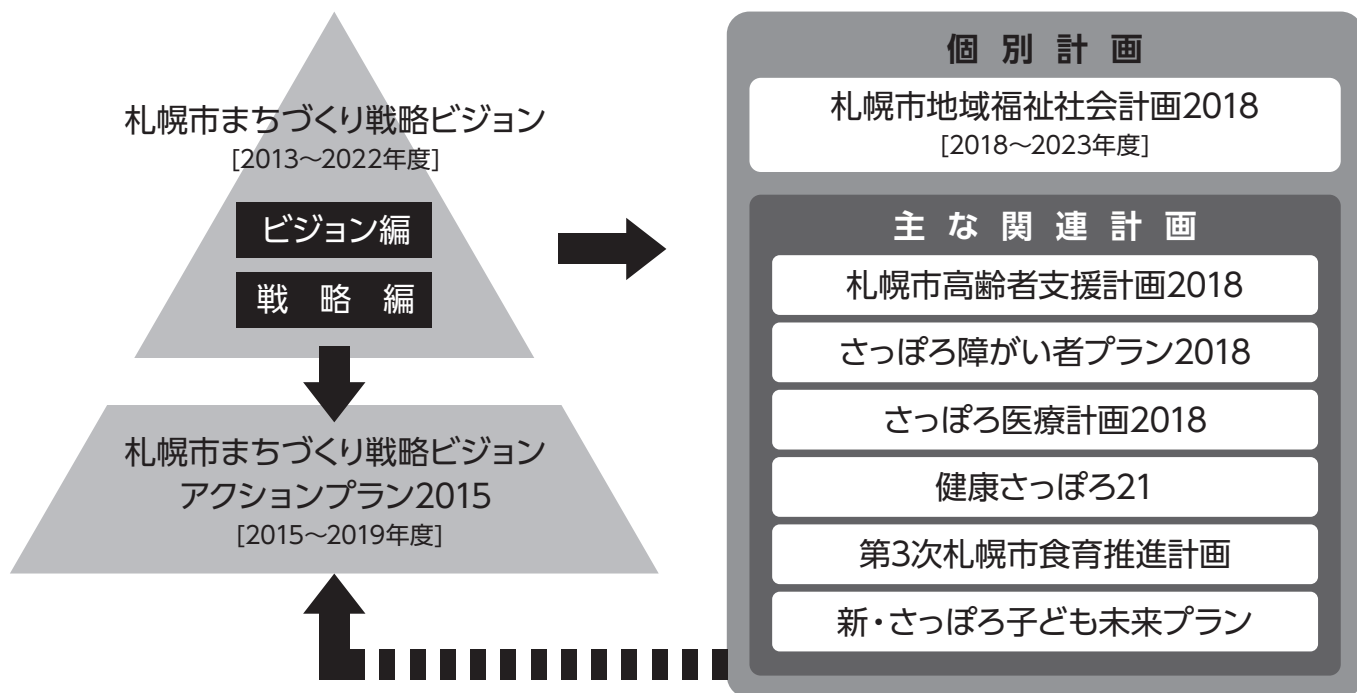
五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 市の総合計画との関係性

本計画は、総合計画である札幌市まちづくり戦略ビジョン〔2013年(平成25年)策定〕の基本的な方向に沿って策定することとされている個別計画の一つとして位置づけられ、本市の地域福祉分野の施策を具体化するものです。



(3) 市の他の個別計画との関係性

本市では、対象(高齢者・障がいのある方・子どもなど)や、分野(福祉・保健・医療など)ごとに個別計画を策定し、各種施策を推進しています。本計画には、各個別計画の基盤となる地域福祉分野に係る個別施策を盛り込み、これらを総合的・横断的に推進していくことで、より一層の地域福祉力の向上を図ります。

※ 札幌市生活困窮者自立支援計画との統合について

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加する中、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を強化するため、2015年(平成27年)4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上で重要な施策であるため、国では市町村地域福祉計画にその内容を盛り

り込むことを求めています。

しかし、本市では、この法律の施行時において、第3期地域福祉社会計画の計画期間中であったことから、暫定的な対応として、2015年度(平成27年度)から3年間を期間とする生活困窮者自立支援制度に関する単独計画を策定しました。

本計画では、改めて本市の地域福祉施策の中に生活困窮者自立支援制度を位置づけ、単独計画であった札幌市生活困窮者自立支援計画は本計画に統合することとしました。

(4) 札幌市社会福祉協議会の「さっぽろ市民福祉活動計画」との関係性

民間の活動・行動計画として札幌市社会福祉協議会¹が策定する「さっぽろ市民福祉活動計画」と市町村の行政計画として策定する「札幌市地域福祉社会計画」は、本市における地域福祉の推進を共通の目的としています。両計画の策定に際しては、地域の生活課題や地域福祉推進の理念や方向性などを共有する必要があり、本計画に掲載される取組の中には「さっぽろ市民福祉活動計画」において具体化される取組もあるため、それぞれの審議会・策定委員会に委員として参画し合い連携しながら審議を進めました。

(地域共生社会の実現に係る地域福祉社会計画と他計画との関係イメージ)



※その他の関連計画：健康さっぽろ 21、第3次札幌市食育推進計画、新・さっぽろ子ども未来プラン

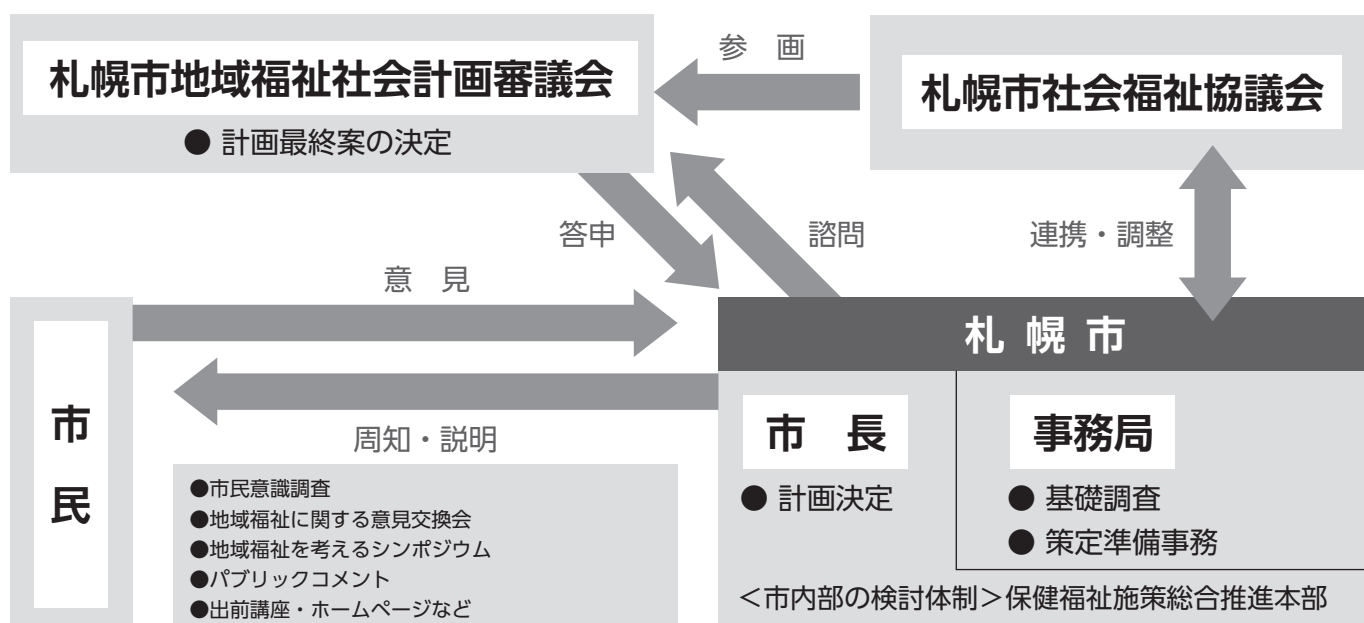
1 【社会福祉協議会】社会福祉を目的とする事業の企画及び実施等により、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間組織。それぞれの都道府県、市区町村において、地域住民、社会福祉事業関係者などの関係機関が幅広く参加・協力し、様々な事業を行っている。

3 計画期間

計画期間は、2018年度から2023年度までの6年間とします。

ただし、社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを検討することとします。

4 計画の策定体制



(1) 札幌市地域福祉社会計画審議会

本計画の策定にあたり、市の附属機関である札幌市地域福祉社会計画審議会を設置しました。

審議会は、地域福祉活動に関わる団体の代表者、高齢・障がい・児童福祉に関わる団体の代表者、保健・医療に関わる団体の代表者、福祉サービスに関わる団体の代表者、教育関係者、学識経験者、公募による市民の16名により構成し、市長の諮問に応じて、全5回の審議を経て、計画案を市長に答申しました。

(2) 札幌市内部の検討体制

本市の保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「札

幌市保健福祉施策総合推進本部」において、他の個別計画と連携しながら、検討を進めました。

(3) 地域福祉に関する意見交換会

2017年(平成29年)6月から7月にかけて、市内10地区(各区1地区)で、地区福祉のまち推進センター²関係者、民生委員・児童委員³等、地域福祉活動に関係する方々との意見交換会を開催しました。(意見の概要は78ページに掲載)

(4) 地域福祉に関するシンポジウム

2017年(平成29年)9月13日に、わくわくホリデーホール(札幌市民ホール)で「福まち発!地域福祉市民活動フォーラム」を開催しました。ここでは、本市における地域福祉推進の中心的な役割を担う地区福祉のまち推進センターの活動者が、支え合い活動の基盤整備や担い手の拡充等について考えるシンポジウムを開催しました。(概要は84ページに掲載)

(5) 地域の福祉活動に関する市民意識調査

市民の地域活動への参加状況や近隣との交流状況、福祉のまち推進事業を含めた地域の支え合い活動に対する意識を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。(概要は89ページに掲載)

- ・ 調査期間 2016年(平成28年)9月29日から10月20日まで
- ・ 調査方法 郵送により、返信用封筒で回収(無記名)
- ・ 調査対象者 16歳以上の市民から無作為抽出した3,000人
- ・ 有効回答数 1,165通(38.8%)

2 【地区福祉のまち推進センター】市民による自主的な福祉活動を行う組織。ひとり暮らしの高齢者などを対象とした見守り活動やサロンの開催など、市民による支え合い活動を行っており、おおむね連合町内会単位、市内89地区で組織化されている。

3 【民生委員・児童委員】民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努める民間の奉仕者。市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は児童委員を兼ねており、地域で子どもが元気で安心して暮らせるように、子どもを見守り、妊娠婦の子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

第2章

計画策定の背景

本章の内容

本章では、まず、地域福祉に関する国の検討状況を紹介した後、第3期札幌市地域福祉社会計画と、本計画に統合する生活困窮者自立支援計画の振り返りを記載しています。さらに、本市の地域福祉を取り巻く現状に関する統計データも踏まえて、計画策定に際しての課題を整理しています。

1 国の検討状況

2 第3期札幌市地域福祉社会計画の振り返り

3 札幌市生活困窮者自立支援計画の振り返り

4 地域福祉を取り巻く現状

5 第4期札幌市地域福祉社会計画策定に際しての課題

1 国の検討状況

(1) ニッポン一億総活躍プラン [2016年(平成28年)6月2日閣議決定]

少子高齢化への国の抜本的な対応策を示したニッポン一億総活躍プランにおいて、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会である「地域共生社会の実現」が掲げられています。

ニッポン一億総活躍プランの抜粋

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ⁴を育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO⁵との連携や民間資金の活用を図る。

(2) 地域共生社会の実現に向けた当面の改革工程

地域共生社会の実現に向けた検討を行うため、国では2016年度(平成28年度)に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」、「地域力強化検討会」等を設置し、その検討結果を受けて当面の改革工程を示しています。

【当面の改革工程で示された市町村における体制整備のイメージ】

1 「住民に身近な圏域」での体制整備

- 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要
- 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき

2 市町村における包括的な相談支援体制の整備

- 協働の中核を担う機能が必要

4 【地域コミュニティ】町内会・自治会や各種団体などの、地域の住民同士のつながりや集まりのこと。

5 【NPO (Non Profit Organization)】営利を目的としない民間の組織・団体。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）の抜粋

[2017年(平成29年)2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部]

1. 地域課題の解決力の強化

- 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちでの活動、「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる地域づくりを支援する、『他人事』を『我が事』に変えていくような働きかけを通じて、住民が、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していく。
- 同時に、住民に身近な圏域において、各福祉制度に基づく相談機関や、社会福祉協議会、社会福祉法人やNPO法人、住民を主体とする活動団体などが、相互に連携しながら、専門分野だけではなく、地域の住民が抱える課題について、分野を超え『丸ごと』の相談を受け止める場を設けていく。
- 本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な支援を行うという生活 困窮者自立支援制度の理念を普遍化し、住民に身近な圏域で明らかになった課題、特に、多様・複合的な課題について、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなどに関する多機関が連携し、市町村等の広域で解決を図る体制を確保する。住民に身近な圏域における『丸ごと』の相談体制と緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的相談支援体制を構築する。

3. 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現する。

2 第3期札幌市地域福祉社会計画 [2012年(平成24年)策定]の振り返り

(1) 第3期札幌市地域福祉社会計画について

ア 基本理念

「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会」を実現するため、地域住民、関係機関、事業者、行政の「協働」のもとで、地域福祉を推進していくことを基本理念としました。

イ 計画目標

○ 市民の支え合いによる地域福祉社会の推進

安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会を実現するため、市民の支え合い活動への自主的参加を促す環境づくりや地域で活動する各種団体の活動の活性化支援に取り組みました。

また、事業活動を通じて地域住民と接することの多い民間事業者等との見守りネットワークを構築しました。

○ 地域で「もれなく、きれめなく、すきまなく」福祉サービスを利用できる仕組みづくり

多様化・複雑化する市民のニーズに対応するため、市民が必要とする情報を効果的に提供する仕組みづくりや相談体制の充実を図りました。

また、一人ひとりのニーズに適切に対応するため、適切な関係機関になが仕組みの強化や、サービスの利用援助のための制度を推進しました。

○ 地域で安全・安心に生活できる環境の整備

地域で安全・安心に暮らしていくため、建築物や道路のバリアフリー⁶を進めるとともに、より多くの人々が快適に利用できるユニバーサルデザイン⁷によるまちづくりを推進しました。さらに、高齢者や障がいのある方の災害時における避難支援対策や冬期間の除雪の支援に関する取組を進めました。

6 【バリアフリー】障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。道路、建物、交通手段など物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくすことを意味している。

7 【ユニバーサルデザイン】文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力がどのようであるかを問わずに利用できるよう配慮された設計（デザイン）のこと。

(2) 第3期札幌市地域福祉社会計画の取組の成果

計画目標Ⅰ 市民の支え合いによる地域福祉社会の推進			
基本目標1 福祉意識を高める仕組みの推進			
基本施策	主な項目・指標	H23年度	H28年度
地域福祉活動への意識啓発と参加の促進	学校、企業等へのボランティア研修出張講座の受講者数	6,200人	9,302人
地域住民の主体的参加の促進	ボランティア研修センターとボランティア活動センターの統合	—	実施(H26～)
基本目標2 地域における支え合いのネットワークの推進			
基本施策	主な項目・指標	H23年度	H28年度
地域での支え合い活動の活性化	地区福祉のまち推進センターによる援助世帯数	45,905世帯	58,001世帯
さまざまな地域資源をつなぐネットワークの推進	事業者による見守り協定締結事業者数	1社	7社

第1章

第2章





第3章

計画目標Ⅱ 地域で「もれなく、きれめなく、すきまなく」福祉サービスが利用できる仕組みづくり			
基本目標1 身近な地域で福祉・保健・医療の相談ができる体制の確立			
基本施策	主な項目・指標	H23年度	H28年度
福祉・保健・医療に関する情報の集約と活用	区保健福祉課相談担当及び案内員の配置	—	配置(H25～)
福祉・保健・医療に関する相談機能体制の整備	成年後見制度に関する相談窓口の設置	—	設置(H25～)
基本目標2 地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立			
基本施策	主な項目・指標	H23年度	H28年度
福祉ニーズを適切に把握できる体制の整備	ひとり暮らしの高齢者等巡回相談事業(訪問回数)	35,396回	42,647回
多様な福祉課題に対応するためのサービス提供体制の推進	市民後見推進事業(H25～) 市民後見人候補者登録人数	—	71人

第4章

第5章

資料編

計画目標Ⅲ 地域で安全・安心に生活できる環境の整備			
基本目標1 地域で安心して暮らせる環境の整備			
基本施策	主な項目・指標	H23年度	H28年度
安全・安心な地域生活のための環境の充実	福祉のまちづくり推進会議の実施(全体会議・専門部会)	3回	4回 
災害時に備えた体制の整備	避難行動要支援者名簿情報提供団体数(H27～)	—	24団体 
基本目標2 福祉活動を活発にするための体制の推進			
基本施策	主な項目・指標	H23年度	H28年度
地域福祉に関する情報の共有化	地区福祉のまち推進センターでの福祉マップ ⁸ 取組地区数	47地区	60地区 
福祉に携わる人材の発掘・育成	地域見守りサポーターの養成人数	1,202人	874人 

(3) 第3期札幌市地域福祉社会計画の振り返り

十分な効果があったと評価できる項目・指標があるなど、おおむね基本理念、計画目標に沿って施策を展開することができました。これらの施策については、今後とも、更なる地域福祉の推進に向けて取組を継続する必要があります。

また一方で、福祉に携わる人材の発掘・育成等では指標の低下がみられるなど、地域福祉活動の担い手の固定化・不足を課題として再認識し、その克服のための取組を進める必要があります。

8【福祉マップ】見守り活動の取組の1つ。地域の状況を把握し共有するため、見守りの対象者や活動者などの情報を地図に記載する。参加者同士の共同作業により作成するため、活動者同士の協力・連携体制の強化にもつながる取組である。

3 札幌市生活困窮者自立支援計画の振り返り

札幌市生活困窮者自立支援計画では、基本理念として「生活困窮者の自立と尊厳の確保」「生活困窮者支援のためのネットワークづくり」を掲げ、以下の5つの計画目標を立てました。

今後も、この基本理念に基づき、生活困窮者の自立に向けた支援とともに、生活困窮者が地域・社会の中で孤立することなく、役割や人とのつながりを実感することができるような取組を進めることが大切です。

※生活困窮者自立支援制度及び各事業の内容等については、56～58ページを参照

実施効果（成果目標）	実施結果
計画目標1 生活困窮者の早期把握	
<p>これまで支援の対象とならなかった生活困窮者を早期に把握できるようになる。</p> <p>○支援センターの設置、庁内外の関係機関との連携、訪問支援の実施</p> <p>＜目標＞新規相談受付件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年目 3,000人 ・2年目 3,500人 ・3年目 4,000人 	<p>生活就労支援センター（ステップ）及びホームレス相談支援センター（JOIN）を設置し、巡回相談の実施や様々な周知活動により生活困窮者の早期把握に努めました。</p> <p>＜実績＞新規相談受付件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27年度（1年目） 2,911人 ・H28年度（2年目） 3,335人 <p>＜実績＞出張相談会の開催回数（ステップ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27年度 52回 ・H28年度 211回
計画目標2 一人ひとりの状況に応じた支援	
<p>複合的な課題を抱える生活困窮者へ包括的に支援できるようになる。</p> <p>生活困窮者が適切な相談窓口や制度を利用できるようになる。</p> <p>○相談支援員による一人ひとりの状況に応じた支援計画の作成、生活困窮者の課題の評価・分析、相談支援員による同行訪問</p>	<p>両センターに相談支援員を配置し、就労支援、住居確保、債務整理、福祉サービスへの結び付けなど生活に困りごとを抱える方の複合的な課題に寄り添った個別支援を実施しました。</p> <p>＜実績＞個別支援プランの策定件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27年度 644件 ・H28年度 839件 <p>＜実績＞同行などによる関係機関へのつなぎ（うち生活保護）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27年度 366件（280件） ・H28年度 375件（297件） <p>＜実績＞一時生活支援事業の利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27年度 375人 ・H28年度 376人

計画目標3 経済的自立に向けた就労支援の充実	
<p>これまでの就労支援では就労に結びつきにくかった方が、早期就労できるようになる。すぐには一般就労をすることが難しい方の就労に向けた意欲が向上する。</p> <p>○生活困窮者の課題の評価・分析、就労支援員による就労支援、就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の場の提供</p> <p>＜目標＞支援センター利用者の就労率 ・各年度 30%</p>	<p>長期間の失業状態など、就職活動に困難を抱える方に対して、一般就労に向けた段階的支援や、就労先の開拓や訓練先確保に努めました。</p> <p>＜実績＞支援センター利用者の就労率（就労・増収者数） ・ H 27 年度 22%（639 人） ・ H 28 年度 19%（647 人）</p> <p>＜実績＞就労準備支援事業の利用者数 ・ H 28 年度 6 人（H 27 年度は未実施）</p> <p>＜実績＞認定就労訓練事業所の認定件数 ・ 18 件（平成 29 年 10 月現在）</p>
計画目標4 貧困の連鎖の防止	
<p>生活困窮世帯の子どもの学習意欲と進学意欲が向上し、貧困の連鎖の防止につながる。</p> <p>○学習支援事業の実施</p> <p>＜目標＞学習支援事業参加者の高校等⁹進学率¹⁰ ・各年度 100%</p>	<p>生活保護世帯及び就学援助世帯に属する中学生を対象として、平成 28 年度からは市内 40 会場に拡大して高校進学に向けた学習支援事業を実施しました。</p> <p>＜実績＞学習支援事業参加者の高校等進学率 ・ H 27 年度 100% ・ H 28 年度 100%</p> <p>＜実績＞学習支援事業参加者数 ・ H 27 年度 502 人 ・ H 28 年度 618 人</p>
計画目標5 地域ネットワークの構築	
<p>既存の制度だけでは対応が難しい課題に対する新たな支援の仕組み（生活困窮者の社会参加の場等）の開発、地域やボランティアの活動等による制度によらない支援が充実する。</p> <p>○自立相談支援事業の実施による連携の推進、関係機関との協議の場の設定</p>	<p>庁内外の会議や研修を通じた関係づくりや、生活困窮者自立支援ネットワーク会議の開催等の活動を実施しました。</p> <p>＜実績＞ネットワーク会議の開催回数 ・ H 27 年度 3 回 ・ H 28 年度 3 回</p>

9 【高校等】高等学校（定時制・通信制を含む）、中等教育学校後期課程、高等専門学校及び特別支援学校高等部をいう。

10 【進学率】進学率の算定にあたっては、年度途中退会者及び長期未出席者は母数から除外している。

4 地域福祉を取り巻く現状

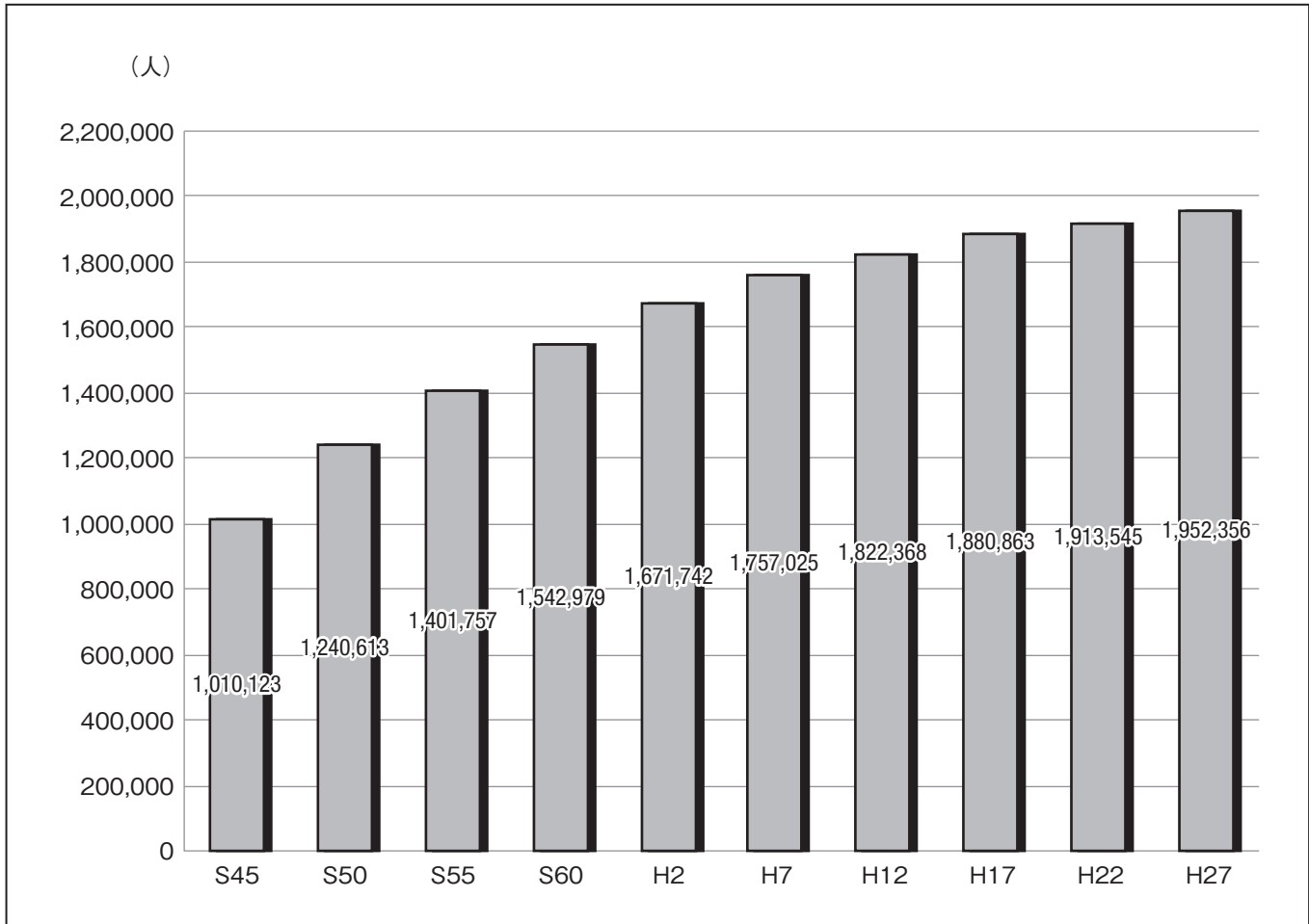
(1) 人口構造の変化

ア 少子高齢化の進行

本市は、1970年(昭和45年)の国勢調査で人口100万人を超え、わが国で8番目の百万都市となりました。1984年(昭和59年)には人口が150万人に達し、その後も人口は安定した増加を続けており、2015年(平成27年)10月1日の国勢調査による総人口は、1,952,356人で、横浜市、大阪市、名古屋市に次いで、全国政令指定都市で4番目の人口規模となっています。

しかし、人口の増え方は年々緩やかになっており、今後は減少に転じることが予測されています。

・札幌市の総人口の推移(各年10月1日現在)

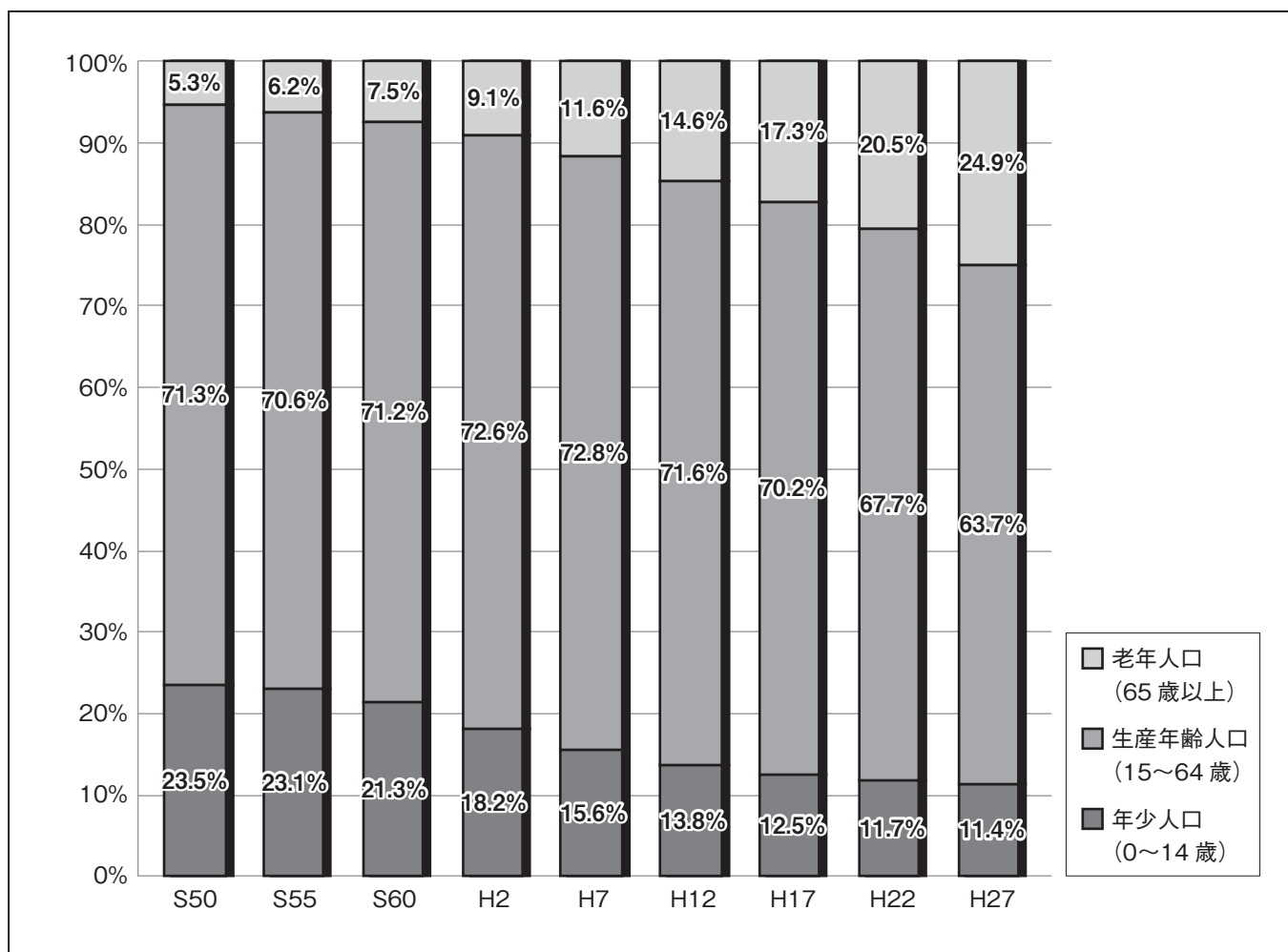


<資料> 総務省「国勢調査」

年齢別割合を見ると、老年人口の割合が増える一方で、生産年齢人口と年少人口の割合はともに低下しており、少子高齢化が進行しています。

65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、高齢社会といわれる14%を2000年(平成12年)に超えました。その後も高齢化率は上昇し、2015年(平成27年)の国勢調査では、超高齢社会といわれる21%を超えて24.9%となり、約4人に1人が高齢者となっています。増加率は、1975年から1980年(昭和50年から55年)の5年間で0.9ポイントだったのに対し、2010年から2015年(平成22年から27年)までの5年間では、4.4ポイントと急激に増加しています。

・札幌市の人口の年齢別割合の推移(各年10月1日現在)

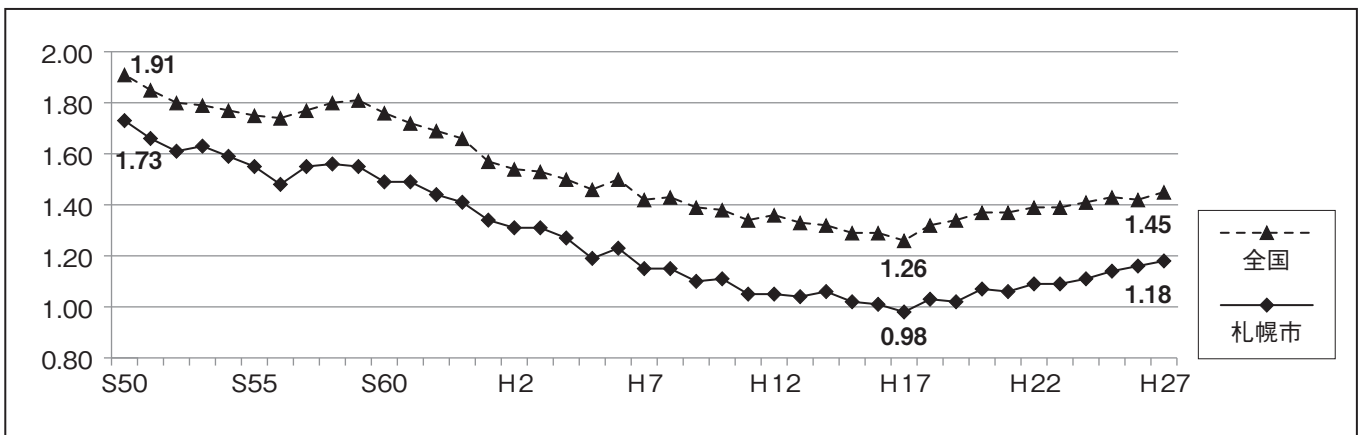


<資料> 総務省「国勢調査」

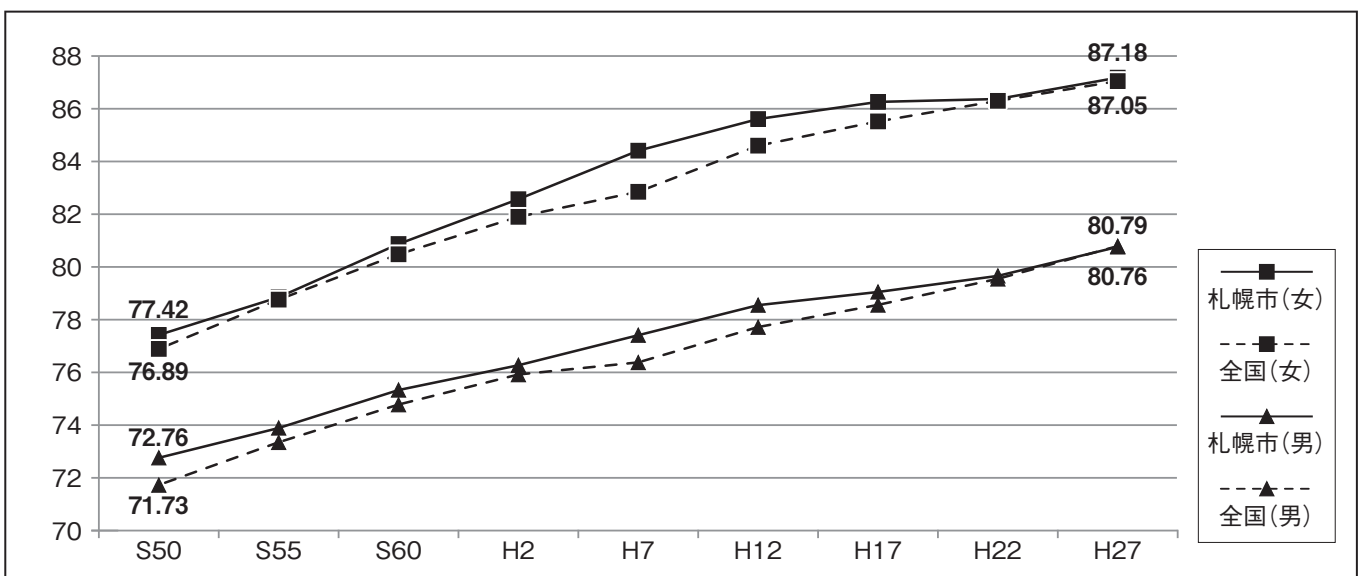
一人の女性が生涯に産む子どもの数を表す合計特殊出生率¹¹は低下傾向にあり、2005年(平成17年)には、はじめて1.00を割り込み、0.98となりました。その後、2015年(平成27年)には1.18と上昇に転じたものの、全国平均の1.45より低く、人口を維持するのに必要とされる2.07を大きく下回っています。

また、平均寿命は男女ともに長くなる傾向があります。2015年(平成27年)では、札幌市の女性の平均寿命が約87歳、男性の平均寿命が約81歳となっています。

・全国と札幌市の合計特殊出生率の推移



・全国と札幌市の平均寿命の推移



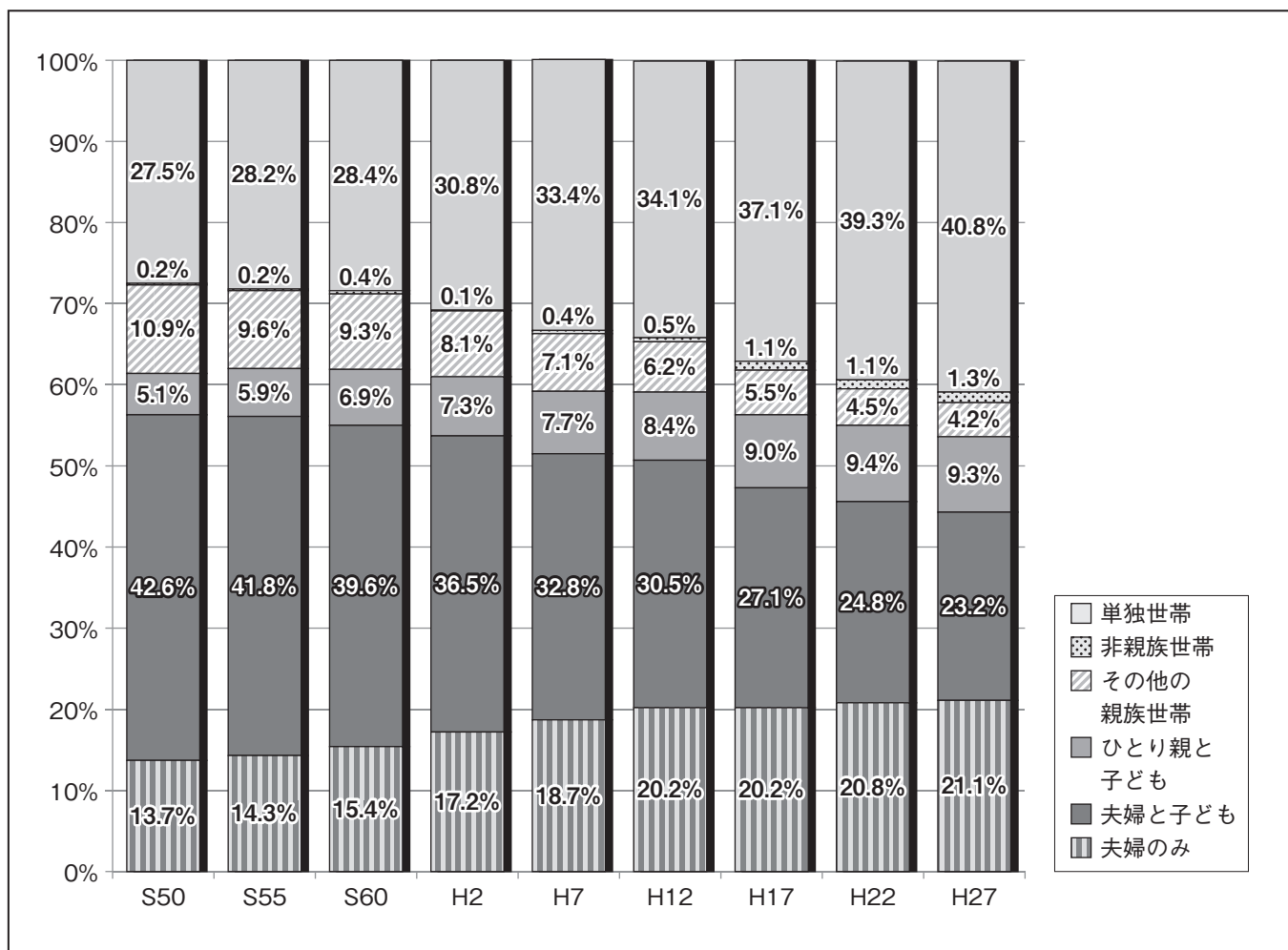
<資料> 厚生労働省「完全生命表」、札幌市「札幌市衛生年報」

11 【合計特殊出生率】15歳～49歳の女性の年齢別出生率の合計。1人の女性が平均して一生の間に生む子どもの数に相当する。

イ 世帯構成の変化

家族類型別の割合では、単独世帯(世帯人員が一人の世帯)の割合が最も高くなっています。年々割合は増え続け、2015年(平成27年)には、40.8%が単独世帯となっています。一方で、夫婦と子どもの世帯の割合は低下しています。

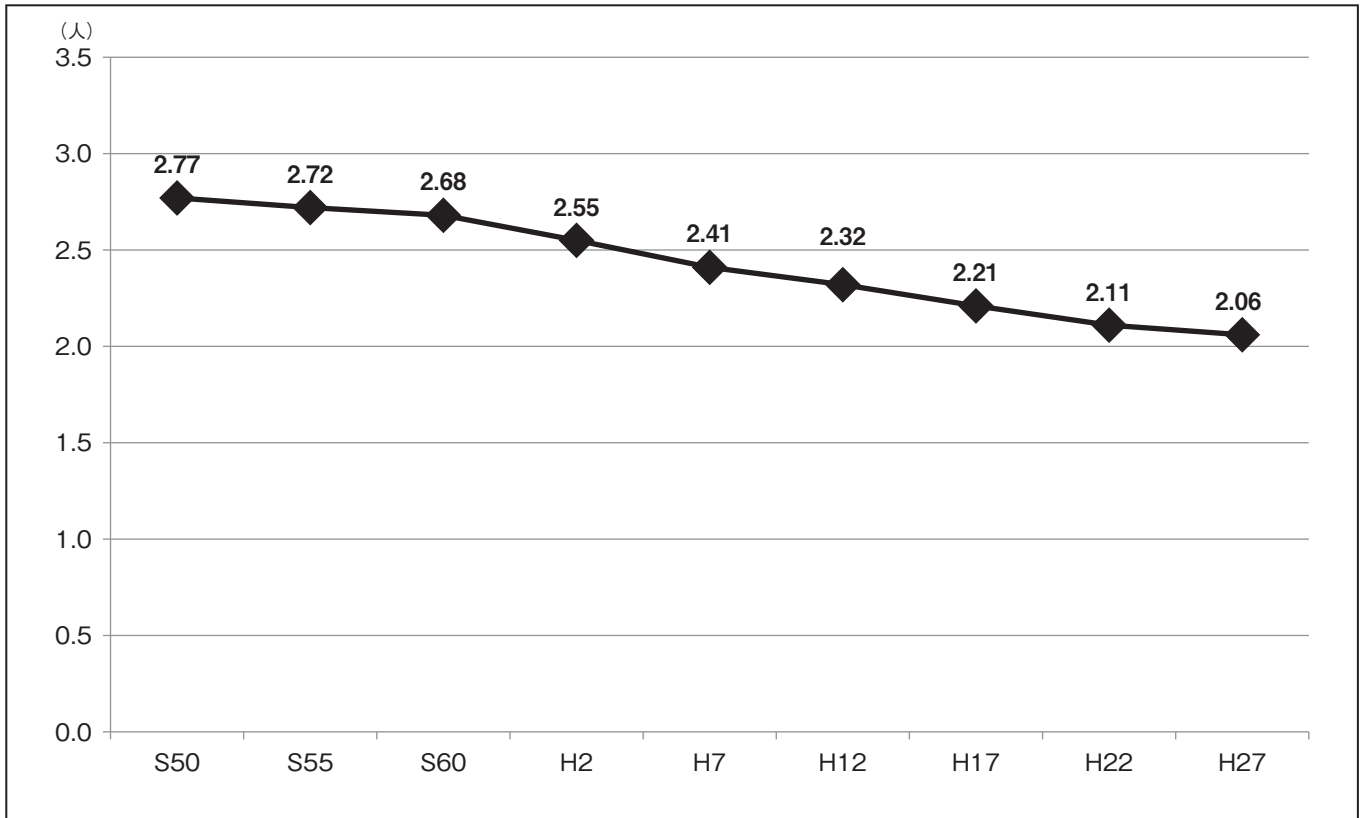
・札幌市の一般世帯の家族類型別割合(各年10月1日現在)



<資料> 総務省「国勢調査」

1世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、2015年(平成27年)の国勢調査では2.06人となっています。

・札幌市の平均世帯人員の推移(各年10月1日現在)



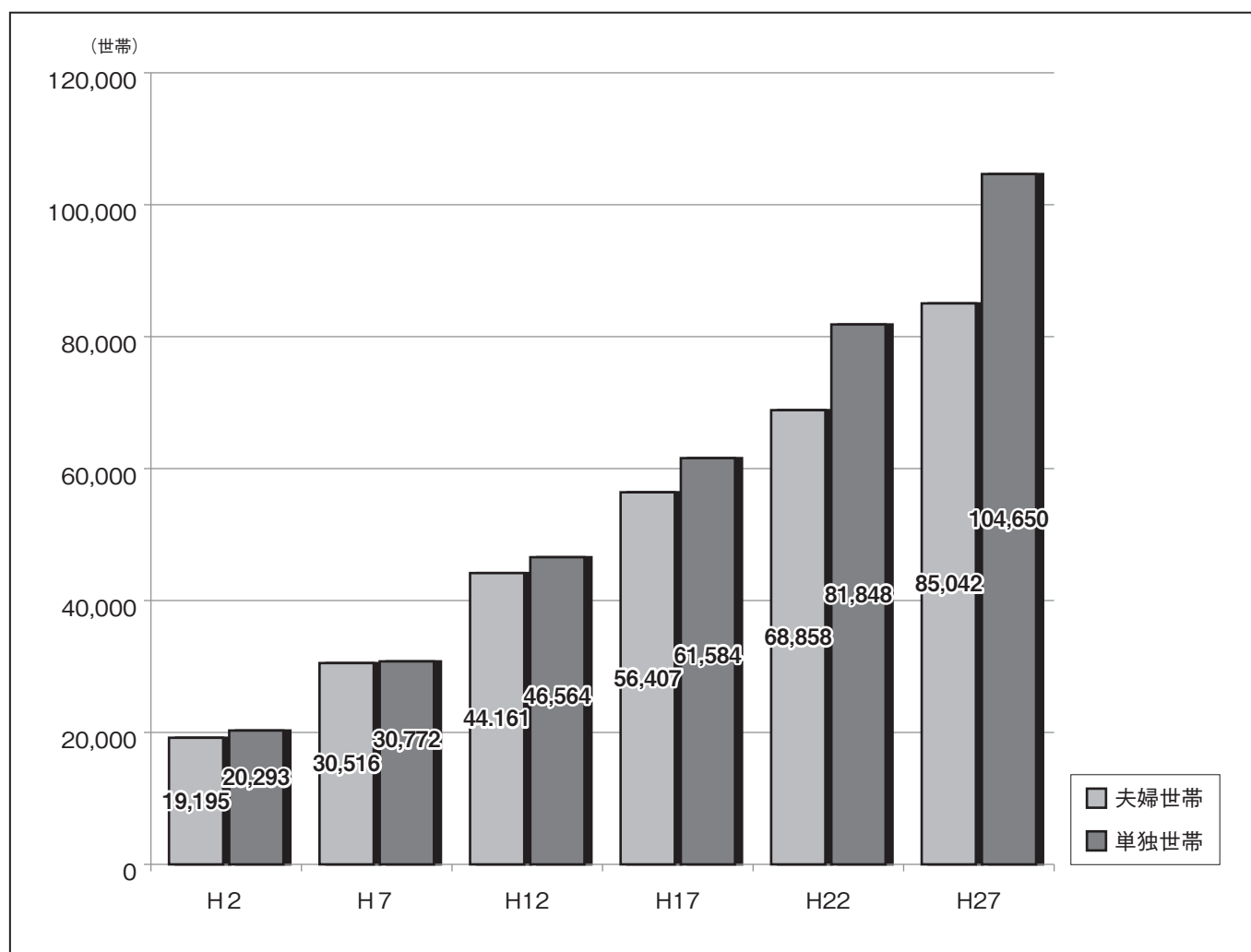
<資料> 総務省「国勢調査」

(2) 地域で支援を必要とする方の現状

ア 高齢者の状況

高齢化の進行に伴い、高齢者の単独世帯や高齢者だけの夫婦世帯が急激に増加しており、2015年(平成27年)の国勢調査では高齢者の単独世帯が10万世帯を超えました。

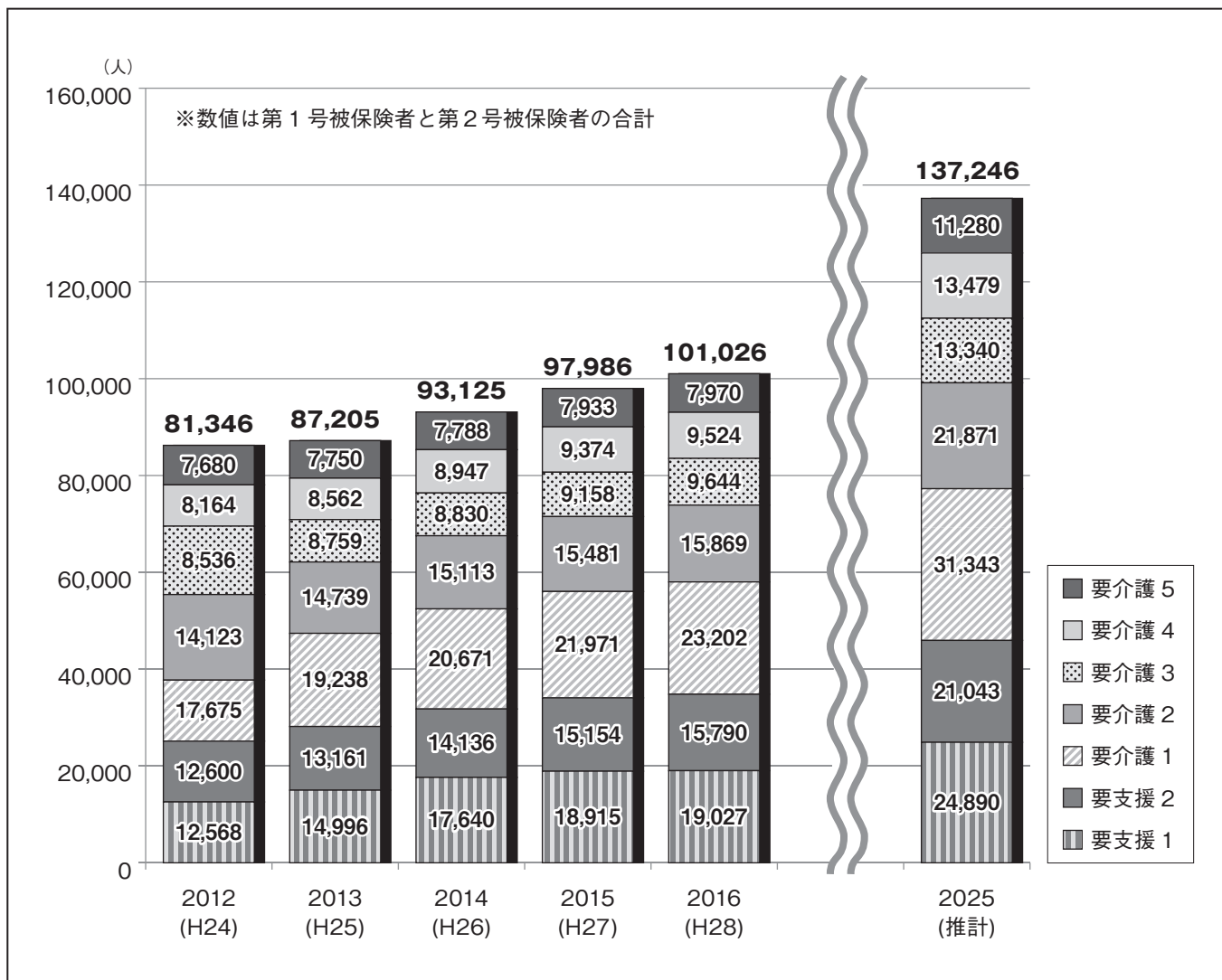
- ・一人暮らし高齢者(65歳以上の単独世帯)、ともに65歳以上の夫婦世帯の推移
(各年10月1日現在)



<資料> 総務省「国勢調査」

介護サービスを必要とする方は年々増え続け、2025年には、2015年(平成27年)の約1.4倍の要介護等認定者数となることが見込まれています。

・要介護等認定者数の推移と今後の見通し (各年10月1日現在)



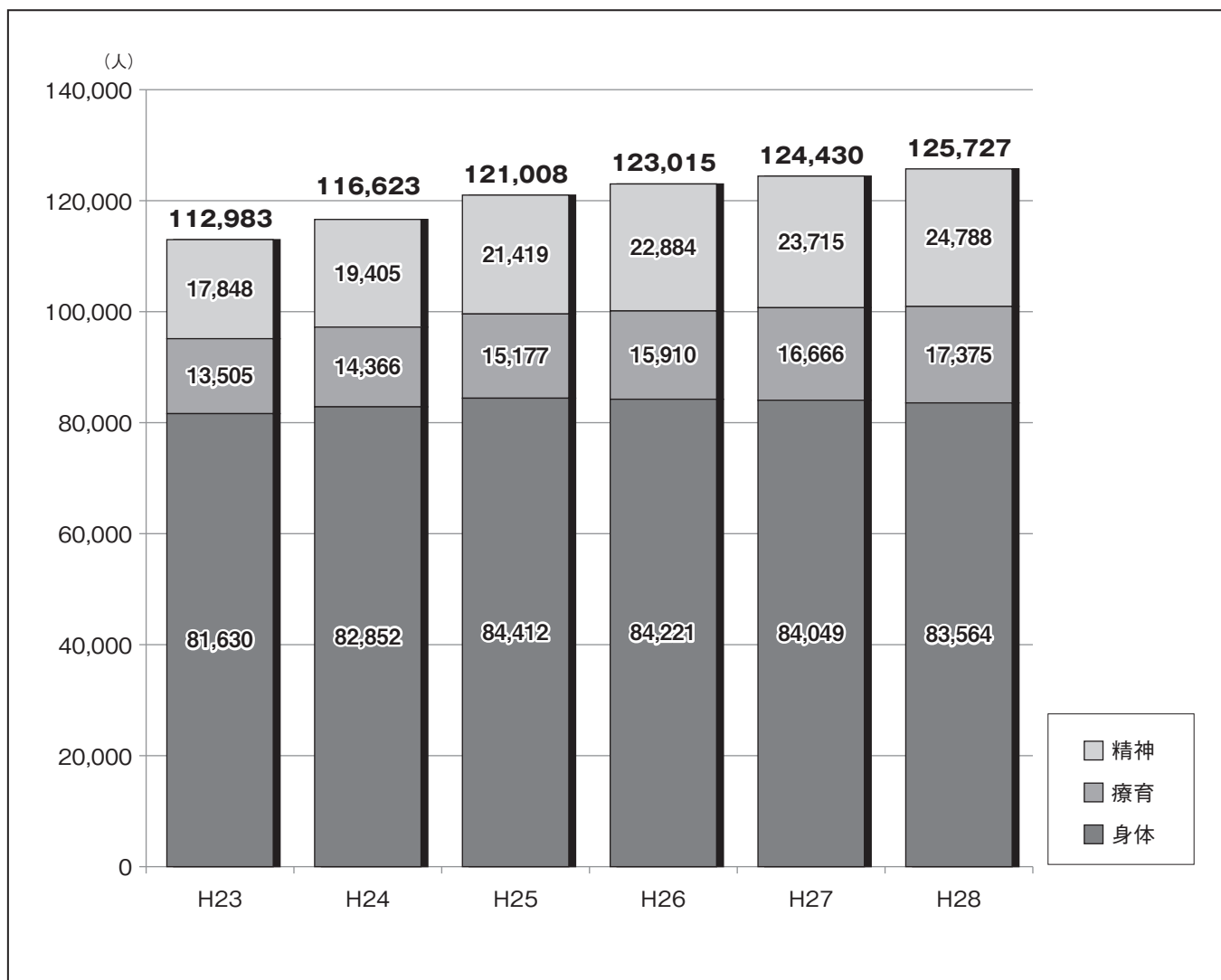
<資料> 札幌市

イ 障がい者(児)の状況

障がい者手帳の交付者数の合計は、年々増加しています。これは、障がいに対するサービスの提供体制が充実してきていることなどを要因としているものと考えられます。

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳被交付者数

(各年度末現在数)

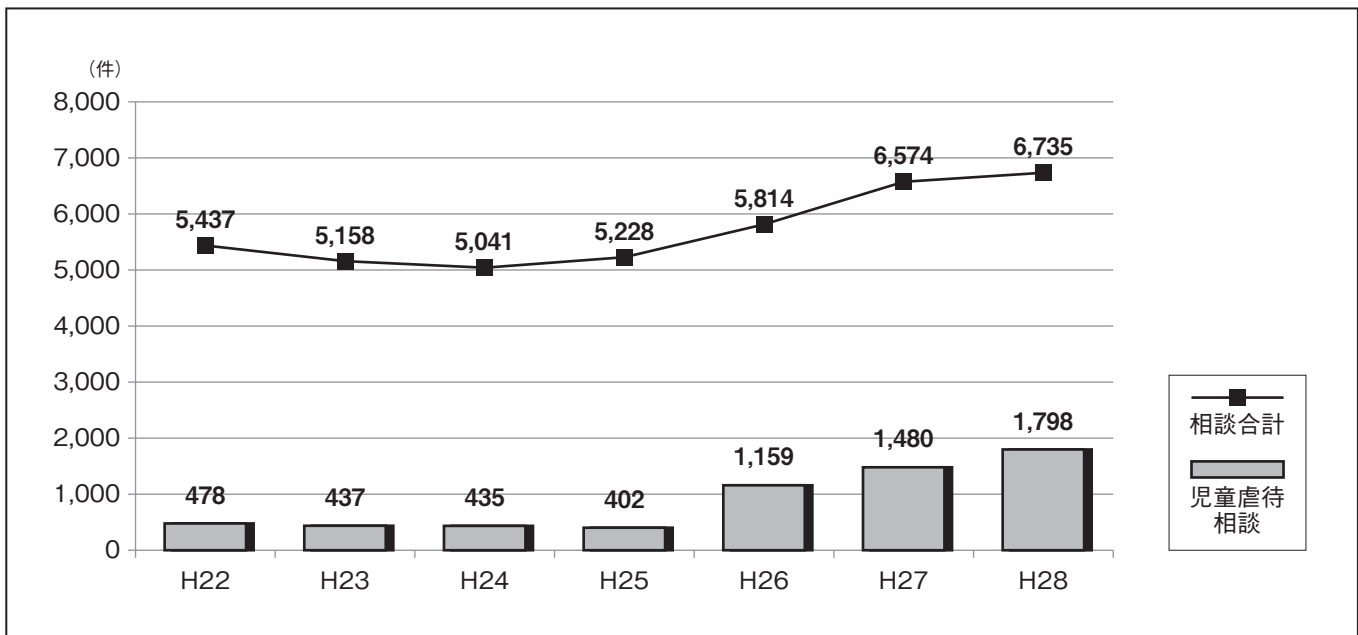


<資料> 札幌市

ウ 課題に直面する子どもの状況

近年、児童相談所への相談件数は増加傾向にあり、特に児童虐待に関する相談は2014年(平成26年)から急激に増加しています。

- ・ 児童相談所相談件数(うち児童虐待相談件数) (各年度の合計件数)



<資料> 札幌市

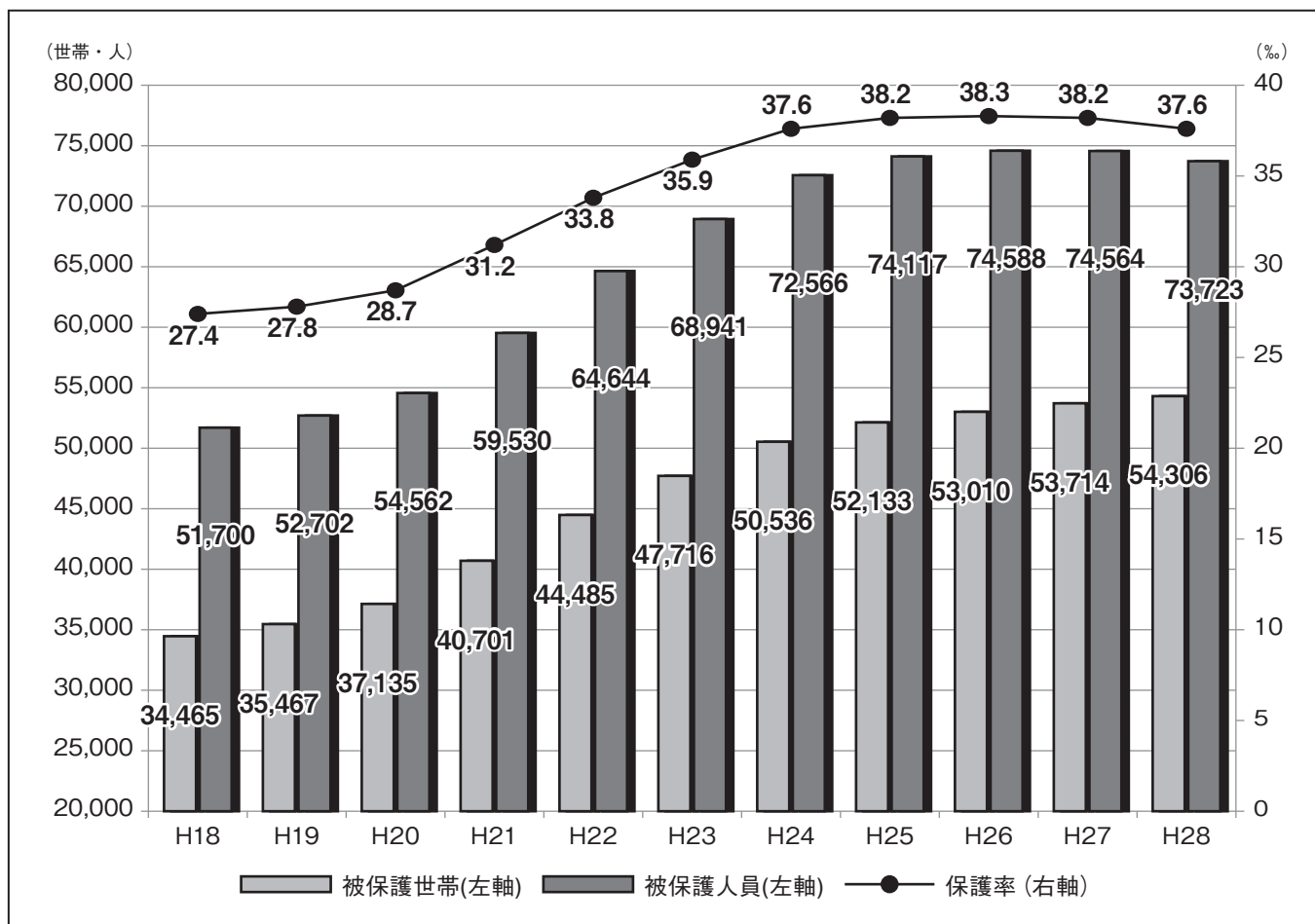
エ 生活保護受給者の状況

生活保護を受給する世帯数は、リーマン・ショックのあった2008年度(平成20年度)からの5年間で急激に増加し約1.4倍となりました。2016年度(平成28年度)では54,306世帯で、景気の回復傾向を反映して被保護人員、保護率とともに横ばい傾向にあります。高齢者世帯の増加等の理由から、依然として高い状況が続いています。

世帯構成のうち、働くことができる方がいると考えられる「その他世帯」の割合は、2013年度(平成25年度)は22.0%でしたが、2016年度(平成28年度)では16.7%へと減少しています。

また、2016年度(平成28年度)における生活保護受給世帯の高校等進学率は97.2%ですが、一般世帯における進学率99.1%を約2ポイント下回っている状況にあります。

・被保護世帯、被保護人員、保護率の推移(各年度平均)



<資料> 札幌市

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

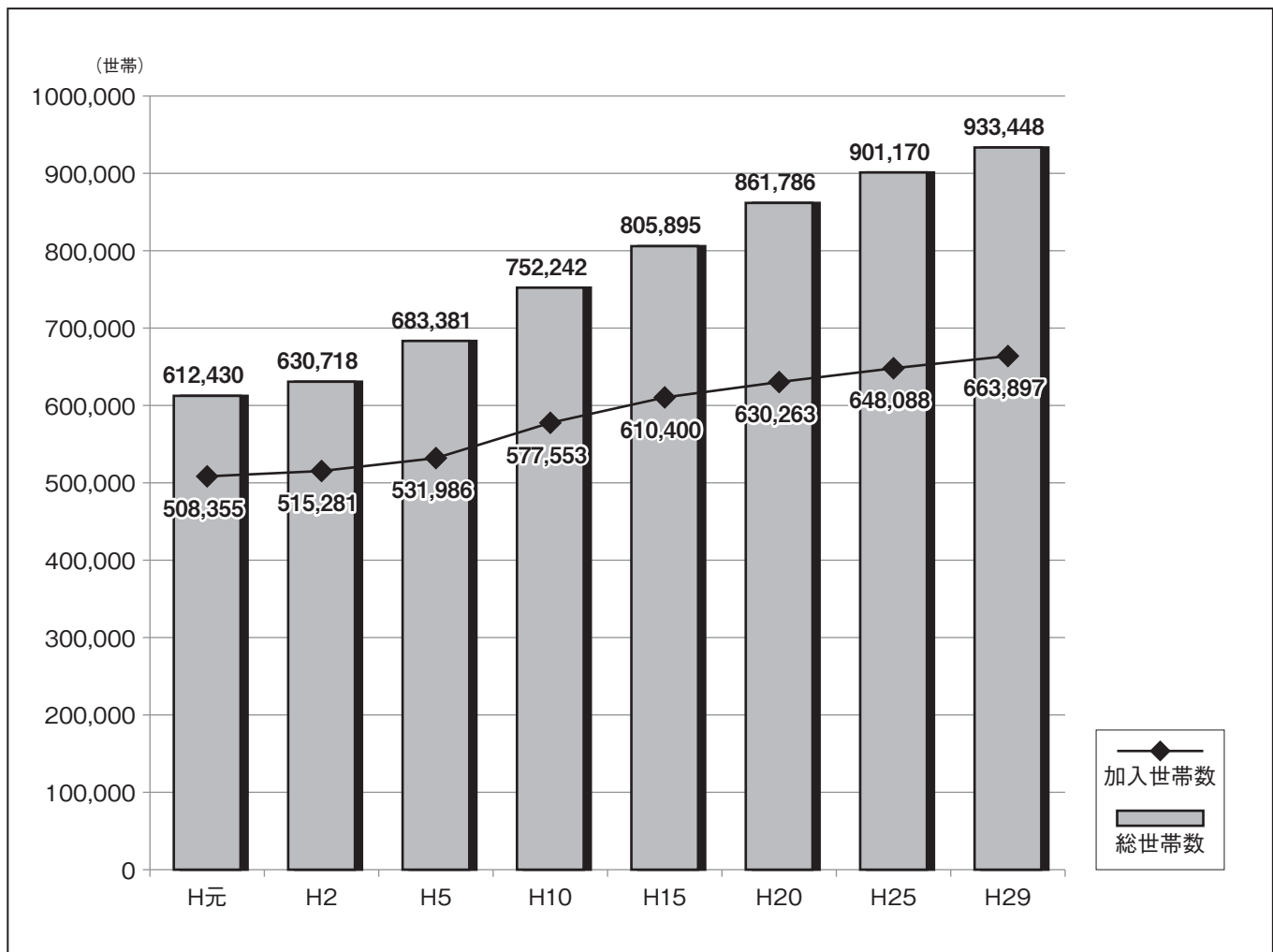
(3) 地域福祉を支える活動者の動向

ア 町内会の活動

都市化の進行、住環境の変化、市民の生活様式の変化等により、地域社会に対する市民の意識が変化しています。近隣の付き合いが希薄になり、地域への帰属意識が低下していると考えられます。

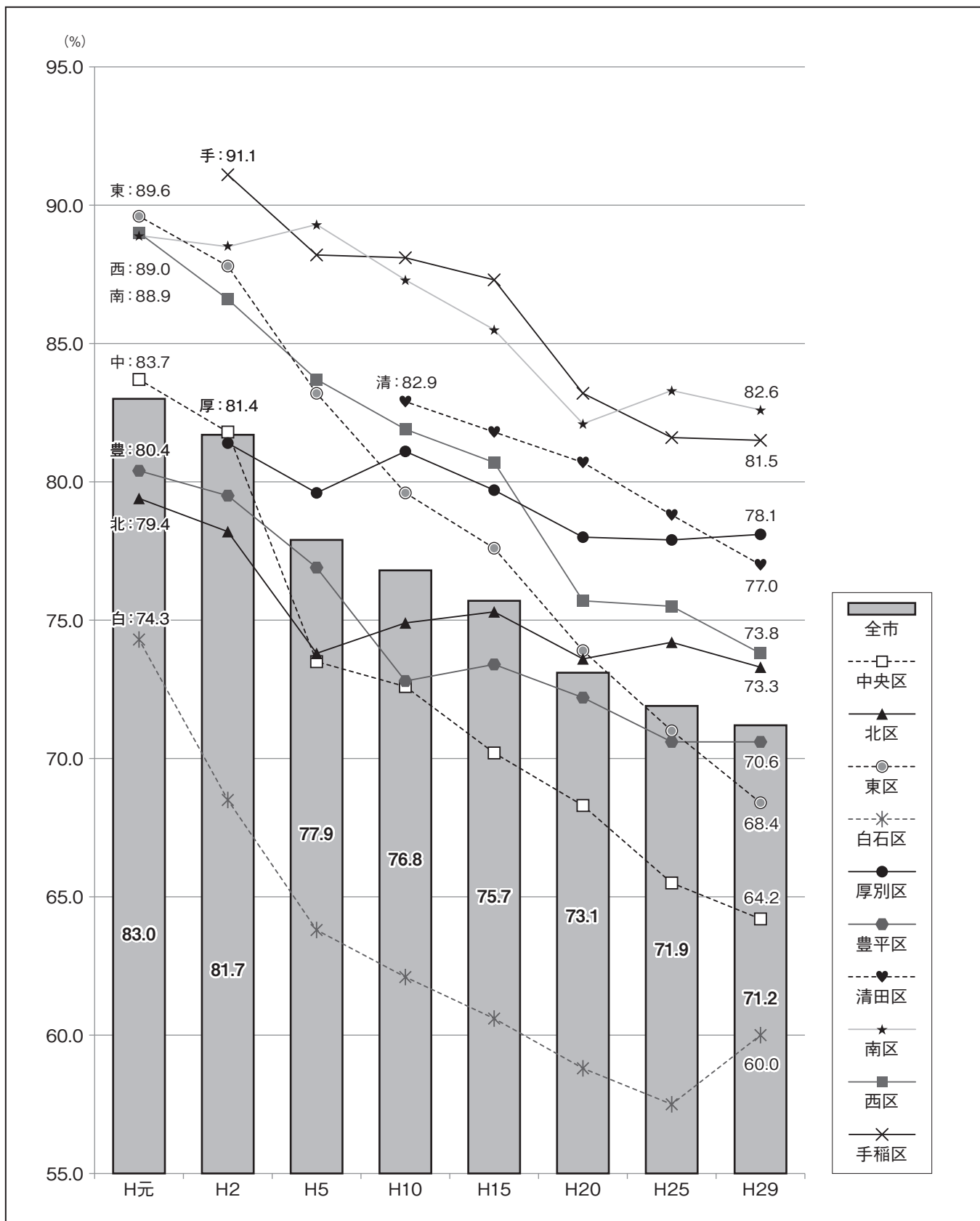
本市の総世帯数、町内会に加入する世帯数は増えているものの、町内会への加入率は年々低下しており、2017年(平成29年)では71.2%となっています。

- ・ 札幌市の総世帯数と町内会加入世帯数の推移(各年1月1日現在)



<資料> 札幌市

・町内会加入率の推移(区別含む) (各年1月1日現在)



<資料> 札幌市

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

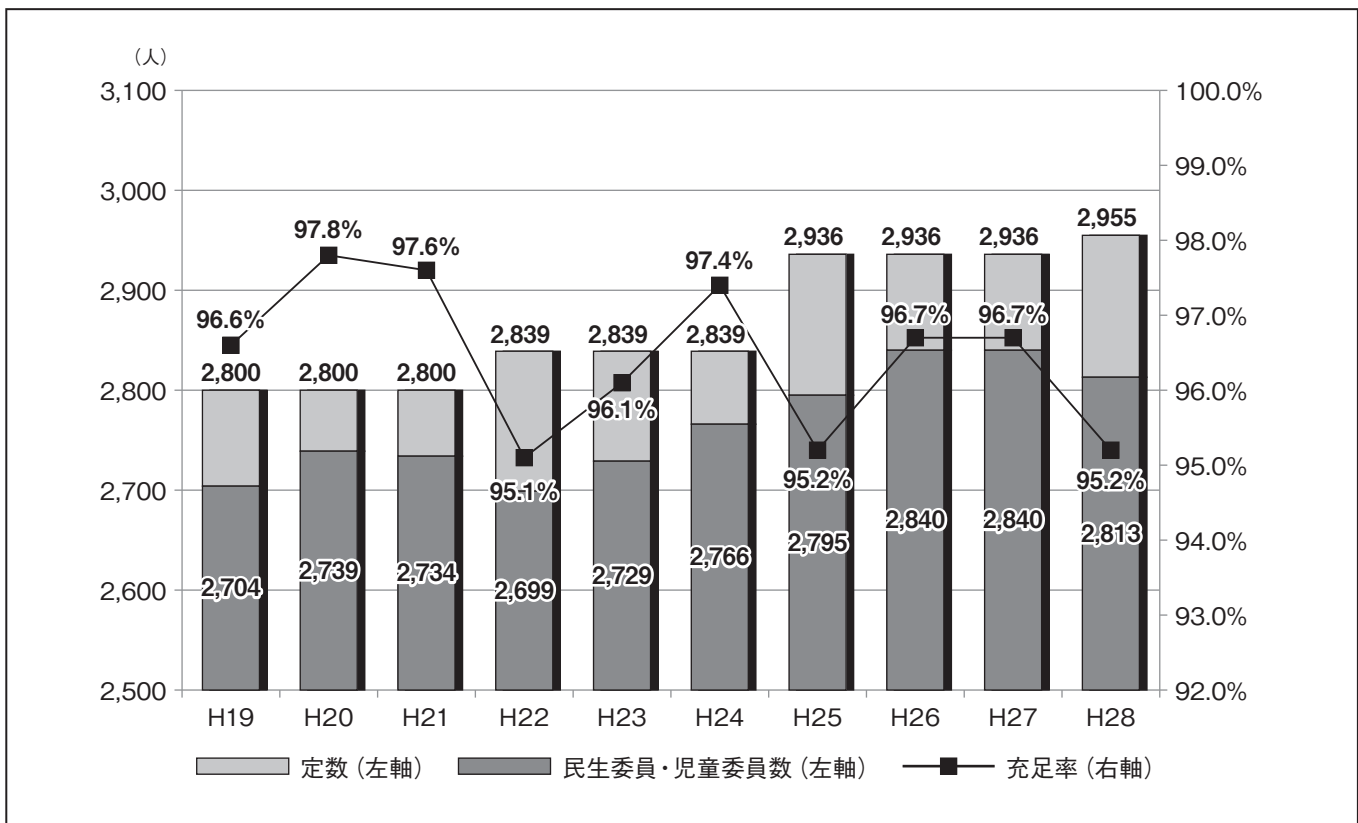
資料編

イ 地域福祉活動従事者の動向

地域には、厚生労働大臣から委嘱される地域住民のボランティアである民生委員・児童委員がいます。民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談・援助活動を行うなど、地域の最も身近な相談役として、地域福祉の推進において大きな役割を果たしています。

本市では、3年に1回の一斉改選にあわせて、民生委員・児童委員の定数を見直すこととしています〔直近で2016年(平成28年)に実施〕。欠員が生じている場合は、年3回補充を行っていますが、担い手が不足しており、2016年(平成28年)度末の定数充足率は95.2%となっています。

・札幌市の民生委員・児童委員の定数現員数及び充足率の推移(各年度末現在数)



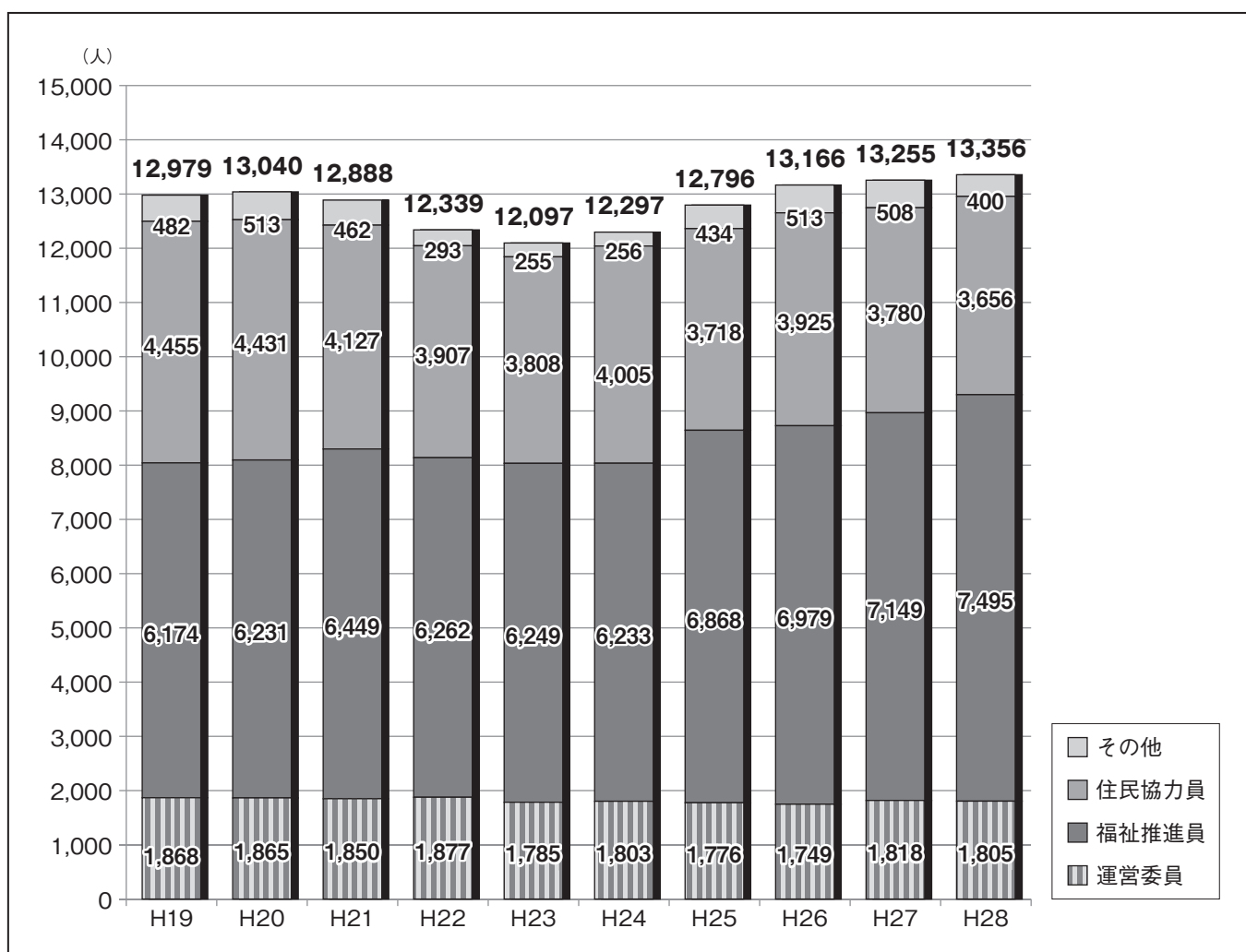
<資料> 札幌市

本市では、高齢者に対する見守り・安否確認など地域における市民の自主的な福祉活動を支えるため、1995年(平成7年)から福祉のまち推進事業を実施しています。

この事業の核となるのは、おおむね連合町内会単位に設置されている「地区福祉のまち推進センター」で、2016年(平成28年)度末では、市内89地区に設置されています。

近年、活動者数は徐々に増えつつあり、2016年(平成28年)には13,356人が福祉のまち推進センターの活動(福まち活動)に参加していますが、活動者からは、担い手が高齢化・固定化しているという声が上がっています。

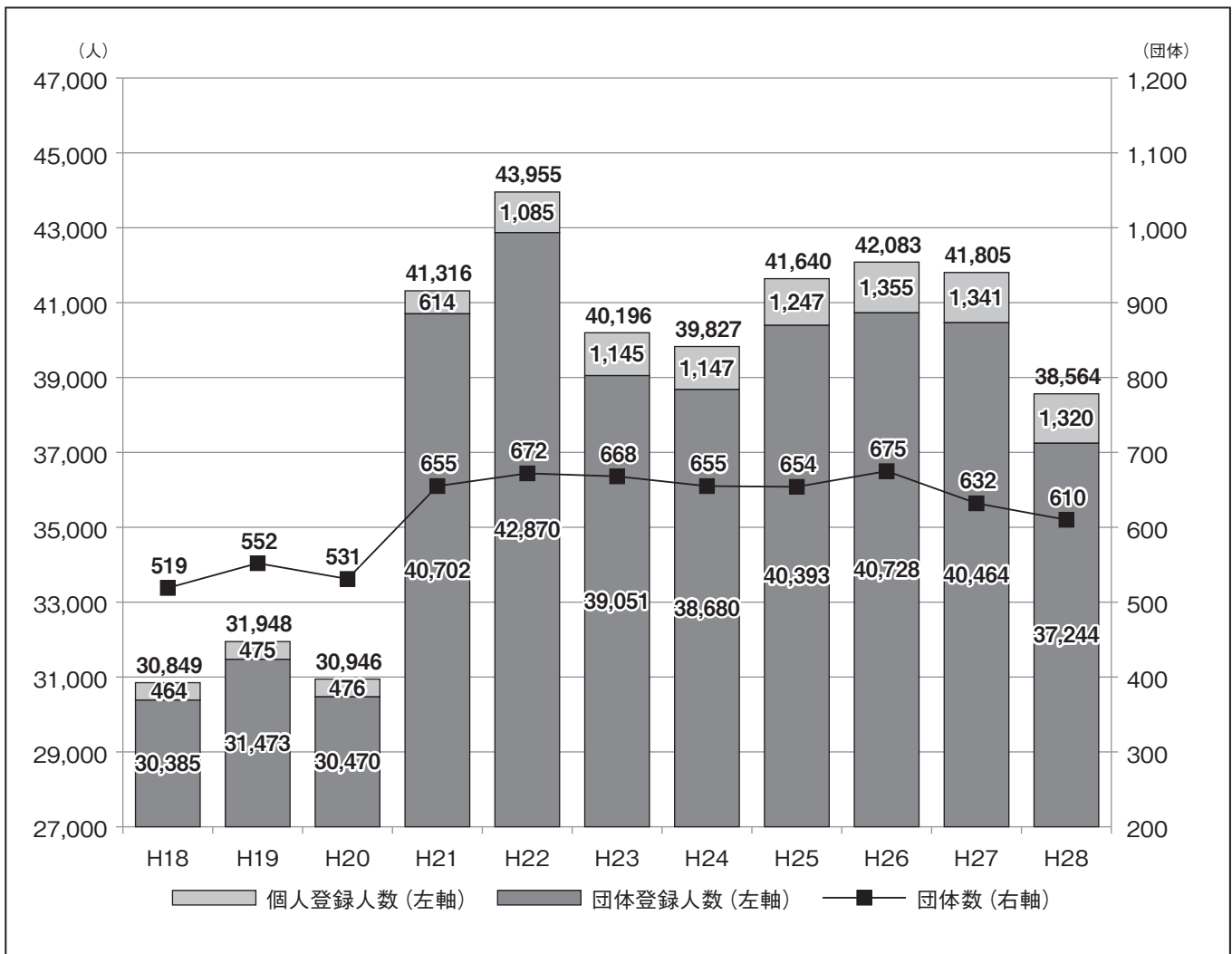
・地区福祉のまち推進センター活動者数の推移



<資料> 札幌市社会福祉協議会「さっぽろの社協」

札幌市社会福祉協議会のボランティア活動センターでは、ボランティアの登録、活動調整等を行っており、近年、ボランティア登録者数はおおむね横ばいの傾向にあります。

・札幌市社会福祉協議会のボランティア登録者数の推移(各年度末現在)



<資料> 札幌市社会福祉協議会「さっぽろの社協」

5 第4期札幌市地域福祉社会計画策定に際しての課題

本章で取り上げた国の検討状況、本市の現状・背景や第3期札幌市地域福祉社会計画の振り返りを踏まえて、第4期計画の策定に際して、考慮すべきと思われる主な課題は以下のとおりです。

「社会情勢」や「暮らし」の変化により生じる課題

【課題1】 暮らしにくさや困りごとを抱える市民の増加

高齢者、障がいのある方などの増加に伴い、地域で暮らしにくさや困りごとを抱える市民が増えている。

【課題2】 社会的に孤立した世帯の増加

近隣関係の希薄化等により社会的に孤立し、深刻な課題を抱えた世帯が埋没する可能性が高まっている（孤立死事例等）。

※市民意識調査の結果（参考抜粋：概要は92、93ページ）

困った時に助け合える親密な近所付き合いがある者の割合 8.5%

困りごとを相談できる相手がない一人暮らし世帯の割合 6.8%

【課題3】 複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯の増加

生活困窮者に対する自立支援や、以下のような新たな課題を抱える世帯が増えていくことが懸念される。

○複合課題を抱える世帯の例

- ・ 育児介護の同時進行（ダブルケア）
- ・ 無職でひきこもり状態にある子どもと要介護高齢者の親

○制度の狭間の課題を抱える世帯の例

- ・ ごみ屋敷問題
- ・ 行政サービスを必要としているが支援を拒否しているケース

地域生活を支える上での課題

【課題4】 地域福祉活動の担い手の固定化・不足

地区福祉のまち推進センターの活動者や札幌市社会福祉協議会のボランティア登録者数がおおむね横ばい傾向にあるなど、地域福祉活動の担い手は固定化・不足している。

【課題5】 制度の狭間等の課題を抱える世帯への支援体制の確立

介護、障がい、子育て、医療など、対象者ごと、分野ごとに相談支援体制の充実が図られてきたが、複合的な課題や制度の狭間の課題等に対して包括的な対応が困難となっている。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第3章

計画の理念・目標と体系

本章の内容

本章では、まず、第2章で整理した課題の解決に向けて、本市が目指す地域福祉の方向性を整理しています。

そして、それらの方向性を踏まえて、本計画の基本理念と基本目標を設定し、計画の体系をまとめています。

1 札幌市が目指す地域福祉の方向性



2 基本理念



3 基本目標



4 計画の体系

1 札幌市が目指す地域福祉の方向性

第2章における現状分析から洗い出された各課題を踏まえ、本市が目指すべき地域福祉の方向性を以下のとおり定めます。

(1) 地域共生社会の実現について

本市では、市民とその代表である議会、行政が力を合わせて、自分たちのまちづくりは自分自身で決めるという市民自治の考え方を基本としてまちづくりを進めてきました。

また、これまでの地域福祉社会計画の基本理念である「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会の実現」をもとに地域福祉に関する様々な施策を展開してきました。

国が新たに掲げた地域共生社会という考え方は、本市がこれまで行ってきた取組と方向性が異なるものではありません。今後は、国が示す体制整備方針も踏まえて、高齢者、障がいのある方、子どもを含む全ての市民が役割を持ち、地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合えるような住みよいまちづくりを目指していきます。

(2) 住民に身近な圏域での体制整備について

本市では、区役所や専門機関による相談・支援のほか、市区社会福祉協議会の支援のもと、福祉のまち推進センターが見守り活動や活動拠点での来所・電話相談、日常生活支援活動を推進してきました。

また、市区社会福祉協議会では、福祉のまち推進センターの調整機能の強化に向けて、地域福祉課題の解決調整の中核を担う活動者の養成に向けた取組を進めています。

本市では、これまで地域で育まれてきた福祉のまち推進センター、町内会、民生委員児童委員協議会¹²など住民主体の組織を中心とした地域づくりを目指します。

12【民生委員児童委員協議会（民児協）】民生委員・児童委員により構成される組織。本市では、市、区、地区のレベルで設置されている。個々の委員活動を支える役割を果たすとともに、課題別の部会を設置するなどにより組織的な活動も行われる。

(3) 市区圏域での体制整備について

本市においても、疾病や障がい・介護、出産・子育てなど、人生において支援が必要となる典型的な要因を想定して、高齢者、障がいのある方、子ども、医療などの分野ごとに、支援体制の整備や各種関係機関とのネットワークづくりを進めてきたところです。

一方で、地域においてはニーズが多様化・複雑化しており、今後もその傾向が続くことが見込まれます。地域で解決することが難しい複合・複雑化した課題や制度の狭間の課題に対応するためには、適切な支援機関につなげ、関係機関と住民主体の組織が連携・協働して支援できる仕組みを整える必要があります。

本市では、深刻な課題が地域で埋没することのないよう、関係機関のみならず福祉のまち推進センターなどの住民主体の組織との連携により、必要とされる支援が包括的に行われるような体制を目指していきます。

【札幌市の圏域イメージ】



2 基本理念

これまでの第3期札幌市地域福祉社会計画では、「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会」という基本理念のもと計画事業を実施し、地域福祉を推進してきました。

これからも本市の地域福祉をより一層推進し、さらに、第2章で取り上げた本市の課題を克服していくため、この計画の基本理念を次のように定めます。なお、基本理念は、これまでの「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会」という考え方を引き継ぎながら、よりイメージがしやすいような表現へと見直しました。

**みんなで支え合い
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ**

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスを必要とするようになっても、家族、友人、知人との関係を保ちながら、文化や趣味などの社会的活動に参加して、いきいきとその地域で暮らし続けることです。

その実現のためには、超高齢・人口減少社会の到来や住民相互の関係の希薄化により増えていく、地域での多様化・複雑化した地域課題に取り組んでいく必要があります。

こうした背景から、今後は、高齢者、障がいのある方、子どもを含む全ての市民が、それぞれの役割をもって地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合えるような住みよいまちづくりを目指していきます。

3 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ

市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します

様々な要因による社会的孤立を防ぎ、多様化・複雑化する課題に対応するため、市民に助け合い・支え合いの意識を醸成し、地域福祉活動への主体的参加を推進していきます。

基本目標Ⅱ

**暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い
的確な支援ができる体制を整えます**

住民組織等での対応が難しい課題の解決が図られるよう、行政・専門機関による相談支援体制を整えていきます。

また、制度の狭間等の課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて今後検討を進めていきます。

基本目標Ⅲ

安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます

高齢者や障がいのある方などを含む、市民の誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、生活環境の整備を進めていきます。併せて、災害時に備えた地域での支え合いの取組を推進していきます。

4 計画の体系

本計画で設定する基本目標を達成するため、本市は8つの施策を展開していきます。8つの施策に対応する主な取組については、第4章に掲載しています。

基本理念	基本目標	施策
みんなで支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らし 続けられるまち さっぽろ	I 市民が互いに支え合 うぬくもりのある地 域づくりを支援しま す	1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上
		2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進
		3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進
	II 暮らしにくさや困り ごとを抱えた市民に 寄り添い的確な支援 ができる体制を整え ます	4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備
		5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実
		6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実
	III 安全・安心で暮らし やすい環境づくりを 進めます	7 市民にやさしい生活環境づくりの推進
		8 災害時にも強い地域づくりの推進

第4章

施策の展開

本章の内容

本章では、第3章に掲載した8つの施策について、施策ごとに、「現状と課題」「施策の方向性」「主な取組」を掲載しています。また、本計画から新たに開始する取組には「新規」、特に充実させる取組には「レベルアップ」と記載しています。

基本目標Ⅰ

市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

施策2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

施策3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進

基本目標Ⅱ

暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます

施策4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備

施策5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実

施策6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実

基本目標Ⅲ

安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます

施策7 市民にやさしい生活環境づくりの推進

施策8 災害時にも強い地域づくりの推進

基本目標 I

市民が互いに支え合う
ぬくもりのある地域づくりを支援します

施策 1

福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

施策 2

市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

施策 3

重層的な見守りや支援活動のための
支え合いネットワークの推進

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

現状と課題

本市では、地域における支え合い活動を活性化させるため、1995年（平成7年）から区社会福祉協議会を実施主体として「福祉のまち推進事業」を行っています。この事業では、市民の地域福祉活動の母体組織として、おおむね連合町内会ごとの市内89か所に「地区福祉のまち推進センター」を設置しています。各センターでは、幅広い市民の参加による、ひとり暮らしの高齢者等の見守り活動を中心とした多様な地域福祉活動が行われています。

一方で、地域において支援を必要とする方が増加しており、また、多様化する生活課題への対応が求められているため、地域福祉活動の担い手確保や地区福祉のまち推進センターの機能強化に取り組む必要があります。

施策の方向性

- ・地域で困りごとを抱える人が漏れなく速やかに発見されるよう、単位町内会など小地域を単位とした見守り活動を充実・拡大していきます。
- ・地区福祉のまち推進センターが、見守り活動の中で把握した課題の解決に向けて、地域において調整役を担うことができるように取組を進めます。

主な取組

(1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進

顔の見える単位町内会圏域での支え合い活動を組織的に展開するため、地域見守りサポーター¹³養成研修等の各種研修や関連する手引書の作成、配布等を行い福祉推進委員会の設置を推進します。

(2) サロン活動の推進

地区福祉のまち推進センターでは、孤立死防止や高齢者と子育て世帯が交流する機会づくり、仲間づくり・生きがいづくり・健康づくりなど、様々な

13【地域見守りサポーター】高齢者世帯の孤立死等を防止することを目的に、日常生活の中で「なにげなく気にかける」程度の見守りに協力する人。札幌市社会福祉協議会が実施する養成研修を受講するとサポーターになることができる。

効果が期待されるサロン活動が展開されています。

サロン活動の取組の拡大・充実を図るため、引き続きサロン開催への支援や、ボランティア活動センターでサロンの内容充実を図る研修を行います。

(3) 地域福祉活動の活性化に向けた支援

地区福祉のまち推進センターは、自分たちの住んでいる地域を住み良くしたいとの思いを抱く市民が支え合い活動に参加する住民ボランティア組織です。本市は、地区福祉のまち推進センターが積極的に活動を展開することができるよう、引き続き市区社会福祉協議会と連携して活動費の助成や65歳以上世帯名簿の提供による支援を行います。

また、より多くの方に活動に参加していただけるよう、引き続き、地域福祉活動の取組手法に関する手引きの作成や、研修会やフォーラムなどの様々な機会をとらえて先進事例を紹介するとともに、「福まちパワーアップ事業¹⁴⁾」等によって区ごとに選定した地区へ、活動を一層活性化するための集中的な支援も行います。

(4) 課題調整の中核を担う活動者の育成【レベルアップ】

地区福祉のまち推進センターの活動を充実させていくためには、福祉推進委員会や福祉活動に取り組む単位町内会等への支援、小地域で発見された個別課題を地域の中で解決するための調整力を強化していく必要があります。

これまでの取組の中でも、地区福祉のまち推進センターの活動において中心的な役割を担う人がこのような調整機能を果たすことで、その地域の福祉活動が活性化し、広がっていく事例がみられました。

今後は、このような取組がより多くの地区福祉のまち推進センターに広がっていくよう、課題の解決調整の中核を担う活動者の育成を目指して、コーディネート機能の理解促進を目的とした研修や養成講座を行います。

14【福まちパワーアップ事業】地域住民が参加するワークショップを開催するなど、単位町内会などの身近な圏域における見守り活動等の充実拡大のため、特定地区を集中的に支援する事業。

施策2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

現状と課題

本市では、ボランティア団体やNPO法人等の活動促進、次世代を担う青少年の福祉活動への参加の推進等、市民が主体的に地域福祉活動に参加しやすい環境の整備を進めてきました。

近年、地域福祉活動の担い手の固定化や高齢化が進んでいることから、今後は、より一層多くの市民に地域福祉活動に参加してもらうため、継続的に意識啓発等に取り組んでいく必要があります。

この課題に対応する取組としては、例えば、将来地域を担うことになる小中学生を中心とした若い世代に対する福祉教育への継続的な支援や、実際に地域で行われている地域福祉活動の内容をPRすることなどにより、地域福祉活動を知るきっかけや参加の機会を創出することなどがあげられます。

さらに、地域福祉活動に興味を持った市民を、実際の活動への参加につなげていくためには、青少年・勤労者・高齢者等それぞれの状況に合わせて活動の方法等に関する研修を行うとともに、活動の機会を柔軟に調整することも必要となります。

支援を必要とする方が増加する傾向にありますが、今後は、支える側、支えられる側と一律に分けることなく、それぞれが自分にできることを無理なく続けられるような環境づくりに取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

- ・子どもから高齢者まで、全ての市民が自分の住む地域に関心を持つことができるように意識啓発や広報、福祉教育等を充実させます。
- ・地域福祉活動に興味を持った人を実際の活動へつなげるため、ボランティアに関する研修や体験事業を行うとともに、活動に関する相談や調整の取組を充実させます。
- ・支える側、支えられる側と一律に分けて考えることなく、それぞれが自分に

できる活動に参加していくような意識の醸成を図るとともに、多様な活動を推進していきます。

- ・地域福祉活動を支えるボランティア団体やNPOの取組を支援します。
- ・地域福祉に関心のある市民の多様な参加を推進するため、寄付の文化を育みます。

主な取組

(1) 地域福祉活動の情報提供、普及啓発

地域福祉活動を知るきっかけや参加の機会を創出するため、広報誌やホームページなどを積極的に活用し、地域で実践されている福祉活動を広く市民に周知します。

(2) 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進

高齢者や障がいのある方を福祉サービスの受け手としてだけ捉えるのではなく、それぞれが参加できる範囲で役割を持ち、地域における活動の担い手として活躍する意識の醸成を図っていきます。

また、参加した方に対して一定の報償を伴うボランティア活動や介護施設での活動時間等に応じて得られたポイントを換金できる制度など、多様な方法により市民の地域福祉活動を推進します。

(3) ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実

地域福祉活動への参加のきっかけとなるよう、幅広い世代のニーズや対象に合わせて研修や講座、体験事業を行います。

次代を担う子どもが福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり、支え合うという意識を育てるため、ボランティア活動等に関する小学校高学年向けの副読本と教員への参考資料を作成配布するなど福祉教育の推進に関わる取組を支援します。

併せて、ボランティア活動センターでの各種研修やボランティア体験事業、札幌市生涯学習センターでの講座を行うなど、幅広い世代のニーズに合わせた学びや体験を提供し、地域福祉活動の担い手の育成を図ります。

(4) ボランティア団体、NPO、地域福祉関係団体への支援

市民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、ボランティア団体やNPOへの地域福祉振興助成金¹⁵の交付をはじめとして、様々な地域活動の推進を支えている団体（ボランティア連絡協議会、老人クラブなど）に対する財政面での支援を継続します。

(5) 各種ボランティアの養成

地域で認知症の方とその家族を見守る「認知症サポーター」や、サロンへの参加や講座時の託児などにより子育て家庭を応援する「子育てボランティア」、視覚障がい者が利用する点字図書・録音図書・拡大図書の製作を行うためのボランティアなど、ニーズに応じて必要とされる様々なボランティアの養成を進めます。

(6) ボランティア活動センターの運営

ボランティア活動センターでは、市民のボランティア活動に対する理解を深め、その参加を促進するため、情報を収集し提供するとともに、相談や調整を行います。

また、ボランティア活動者に対する研修や、ボランティア活動を始めるきっかけとなる研修等を幅広く行います。

(7) 寄付文化の醸成

本市では、市民からの寄付を原資として地域福祉振興基金を造成し、福祉のまち推進事業や福祉除雪事業¹⁶等の市民の主体的な地域福祉活動を推進する事業に充てています。

より多くの市民にこうした活動に関心を持っていただき継続的な支援を行っていただけるよう、地域福祉振興基金の普及啓発を図るとともに、赤い羽根共同募金等を推進する関係団体と連携して寄付文化の醸成を図ります。

15 【地域福祉振興助成金】札幌市地域福祉振興基金の運用益を活用し、地域福祉の振興に資する活動を行う団体に対して、一定の要件のもと、その活動費の一部を助成するもの。

16 【福祉除雪事業】道路に面する一戸建て住宅に居住し、高齢や障がいにより自力で除雪を行うことが困難な世帯などを対象に、市民や地域の団体、企業などが「地域協力員」として、歩行に支障のない範囲で間口部分や敷地内通路の除雪を行う事業。除雪とともに、必要に応じて見守り・安否確認を行うなど地域福祉活動の一環として位置づけられている。

施策3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進

現状と課題

近隣関係の希薄化等により、生活に関する様々な課題を抱えたまま孤立してしまう単身高齢者や子育て家庭等が増えていくことが懸念されます。そのような世帯が地域で埋没することを防ぐため、今後は、身近な地域での見守り体制の充実がより一層重要なものとなってきます。

福祉のまち推進事業では、日常的な支援を必要とする人に対する見守り活動を、地区福祉のまち推進センターの中心的な取組として位置づけ、その充実と拡大を図ってきました。

また、地域では、これまで民生委員・児童委員や町内会・自治会等、長年に渡り地域活動に携わってきた方々をはじめ、ボランティア団体やNPO法人等、様々な団体によって多様な福祉活動が展開されているほか、事業者が見守り活動に協力するなど、見守りや支援活動のための支え合いのネットワークが広がっています。

これらの取組が重なり合い、連携することで日常的に支援を必要とする人が支援の手から漏れないようにしていくことが今後ますます重要になると考えられます。

施策の方向性

- ・地域における身近な相談役である民生委員・児童委員の活動が円滑に行われるように支援します。
- ・見守りに関連する各種団体の連携を推進します。
- ・地域での既存のネットワークを活用しつつ、多様な社会資源との連携を促進します。

主な取組

(1) 民生委員・児童委員活動の支援

本市では、民生委員・児童委員に65歳以上名簿の調査、ひとり暮らしの

高齢者等巡回相談、知的障がい者の見守りなどを依頼しています。これらの活動を円滑に進めるため、民生委員・児童委員が行う活動の周知を図るなどの支援を行います。

また、民生委員・児童委員活動に必要とされる知識や技術の習得を目的とした研修会等を行う民生委員児童委員協議会への支援を行います。

(2) 事業者等による見守り事業の推進

孤立死の防止に向けた取組の一環として、宅配業者等の民間事業者と地域の見守りに関する協定を締結し、事業者が異変を発見した場合の通報体制の充実を図ります。これからも見守りに協力する事業者を増やしていくことで、見守りのネットワークを重層的なものにしていきます。

(3) 地域見守りネットワーク推進会議の開催【レベルアップ】

地区福祉のまち推進センター、民生委員・児童委員、見守り協定を締結した民間事業者、行政や社会福祉協議会等、見守りに関係する活動主体が効果的に連携し、地域での重層的な見守り体制の構築に向けて情報を共有するため、市の圏域での会議を定期的で開催しています。今後は、より実践的な取組を展開していけるよう、区の圏域においても見守りネットワークを推進するための会議を開催していきます。

(4) 地域での既存のネットワークの活用と多様な社会資源との連携の促進

地域では見守りに限らず、消費者被害の未然防止や、高齢者虐待防止等に関するものなど、それぞれの分野においてネットワークづくりを進めてきました。今後もこれらのネットワークについて一層の強化を図っていきます。

また、地域には、例えばお祭りなどの行事を通して作られてきた、これらの分野とは異なる強いつながり、形式にとらわれない既存のネットワークがあります。この既存のネットワークと、まちづくりセンターなど行政や社会福祉協議会、住民組織等の働きかけで作られたネットワークや、NPO、商店街、事業者等の多様な地域資源との連携について検討を進めます。

基本目標Ⅱ

暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い
的確な支援ができる体制を整えます

施策4

誰もが地域で自分らしく
いきいきと暮らすことのできる体制の整備

施策5

生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実

施策6

多様な地域福祉課題に円滑に対応する
相談支援体制の充実

施策4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、支援が必要になった時に、安心して介護や福祉等のサービスを利用できる環境が必要です。

これまでも、札幌市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業や成年後見制度¹⁷に関する事業を行い、判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方のサービス利用を支援する仕組みづくりを行ってきました。

今後も、高齢化の進展に伴って認知症高齢者の一層の増加が見込まれることから、権利擁護¹⁸については、実施体制の充実・強化が課題となります。

また、在宅生活を支援するサービスについても、引き続き充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

- ・判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方などに対する権利擁護に関する事業を推進し、適切なサービスの利用を支援します。
- ・必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅福祉に関するサービスの充実を図ります。

主な取組

(1) 日常生活自立支援事業の推進

判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方などに対して、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどを行う、日常生活自立支援事業を推進します。

17 【成年後見制度】判断能力の不十分な方を保護するための制度。家庭裁判所の審判による法定後見と本人が委託契約を結んで行う任意後見があり、法定後見には本人の判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3類型がある。後見人の主な業務は財産管理と身上監護となっており、申立ては本人や、4親等以内の親族等に限定されている。

18 【権利擁護】個人の権利や利益が侵害されないように制度等で支え守ること。判断能力や生活状況を踏まえた支援により、地域で安心して自立した生活を送ることを目指す取組。

(2) 成年後見制度の利用促進【レベルアップ】

判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方の財産管理や身上監護¹⁹を行う成年後見制度の利用を促進するため、制度の普及啓発に努めるほか、身寄りのない方の法定後見の申立てを市長が代行するなどの利用支援を行います。

また、身上監護等を重視した成年後見制度が運用されるよう、後見人と本人に身近な関係者がチームとなって本人を見守る体制や、福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みを検討していきます。

(3) 市民後見人養成の推進

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、成年後見制度への潜在的な需要が近年ますます高まっています。今後の後見需要の増加に対応するため、専門職後見人以外の市民後見人による支援体制を整備していきます。具体的な取組として、市民後見人養成研修や、市民後見人候補者へのフォローアップ研修の実施に加え、受任者に対する後見活動への支援を行います。

(4) 福祉除雪事業の実施

自力での除雪が困難な高齢者や障がいのある方が冬期間でも安心して暮らせるよう、地域住民や企業等から募った協力員が、間口や道路までの通路を除雪する「福祉除雪事業」を引き続き実施します。

また、高齢化等による利用世帯の増加に対応できるよう地域協力員の確保に努めるとともに、除雪だけでなく、必要に応じて声かけなどの安否確認を行い、幅広い世代の参加による地域の支え合いを推進していきます。

(5) 在宅生活を支援するサービスの充実

心身に不安を抱えるひとり暮らしの高齢者等の住宅に専用の通報機器を設置し、24時間365日体制で各種相談・緊急通報に対応する「高齢者あんしんコール事業」、徘徊で行方不明となった認知症高齢者を北海道警察が主体

19【身上監護】被後見人が適切に生活できるように、介護保険や病院等の身の上の手続きをすること。
例) 病院や介護保険に関する手続き、施設の入退所に関する手続き、住居の確保に関する手続きなど

となり、地下鉄等の公共交通機関、郵便局、ラジオ局等の協力を得て搜索する「札幌市徘徊認知症高齢者SOSネットワーク」、生活ごみを自分で出すことが難しい方が身近な人や地域活動による支援が受けられない場合にごみの排出支援を行う「札幌市要介護者等ごみ排出支援事業(さわやか収集)」などの在宅生活の継続を支援する事業を行います。

また、地域住民の支え合いにより行われる「地域支え合い有償ボランティア事業」、「地域めぐもりサポート事業」、「子育てサポートセンター事業」などの支援活動を行う方にインセンティブ²⁰を与える事業等も引き続き行います。

20 【インセンティブ】 動機付け。人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激。ここでは、参加により報奨金やポイントなど一定の見返りがあるという意味で使用している。

施策5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実

現状と課題

生活保護受給者や非正規雇用労働者、低所得者が増加している背景を受け、様々な生活上の課題を抱える方々の自立を支援するため、2015年（平成27年）4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

本市では、生活困窮者の自立に向けた相談支援を実施するため「生活就労支援センター（ステップ）」を設置し、長期間の離職や債務、住まいのことや家族関係、病気やひきこもりなど様々な生活課題を抱えた方々に対する支援事業を実施しています。

生活困窮に関する課題では、単に経済的な問題にとどまらず、誰にも相談できずに地域で孤立している場合や、本人のみならず家族の課題が絡み合っている場合などもあることから、生活全般に渡る包括的な支援が重要となります。

また、自立に向けては、就労に導く支援はもとより、その方の自己有用感や自尊感情の回復が不可欠です。地域や社会の中で居場所や役割を発見し、人とのつながりを実感することができるようにするためには、個人へのアプローチのみならず、働く場の開拓や様々な社会参加の場づくり、住民理解の促進等の取組が大切です。

生活困窮者自立支援法に基づく事業は、中核となる自立相談支援事業と住居確保給付金のほか、就労準備支援事業や一時生活支援事業など地域の実情に応じて実施するかどうかを選択できる事業により構成されています。

施策の方向性

- ・生活困窮者の自立に向け包括的な支援体制を構築し、自立相談支援機関において一人ひとりの課題や状況に応じた支援プランの策定を行い、対象者に寄り添った支援を実施します。
- ・庁内外の様々な支援機関や住民組織と連携を深め、生活困窮者が制度の狭間や地域の中で孤立することのないよう、早期発見の仕組みづくりや地域の中

における支え合いの取組を推進します。

- ・生活困窮者の働く場や社会参加の場を創出し、企業や社会福祉法人²¹・NPOなど様々な団体や市民活動と連携した支援のネットワークを構築します。
- ・経済的な環境を原因として貧困が連鎖することがないように、生活困窮世帯の子どもの学習意欲と進学意欲の向上を図ります。
- ・未実施の家計相談支援事業を含め各事業の実施については、制度改正や本市の社会経済動静を注視しながら、各年度で柔軟に対応していきます。

主な取組

(1) 自立相談支援事業

「生活就労支援センター（ステップ）」を中心として、生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援を中心としつつ、健康や日常生活に気を配り、社会的なつながりを回復・維持することにも配慮しながら、個々の状態に応じた包括的で継続的な支援を実施します。

また、訪問等のアウトリーチや区役所など市内各地における相談会の充実等、地域住民が身近な場所で相談することができるような取組を推進します。

(2) 住居確保給付金

ステップでは、離職等により住居を失うおそれが高い方を対象に、一定期間、家賃の費用を給付する住居確保給付金の相談を受け付けています。就職活動を支援するこの給付金制度を多くの市民に知っていただくため、区役所に設置するあいワークやハローワークなどと連携して、周知活動や早期就職に向けた支援を行います。

(3) 就労準備支援事業・認定就労訓練事業

「就労ボランティア体験事業」として、社会福祉施設でのボランティア体験や就労体験等を通じて、就労に向けた準備としての基礎能力形成から計画的で一貫した支援を行います。

21【社会福祉法人】社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法が定める一定の要件を満たして設立された法人。

また、直ちに一般的な就労が難しい方への支援付き就労の場である民間の認定就労訓練事業所の開拓を進め、個々の状態に応じた段階的な支援を行います。

(4) 一時生活支援事業

「ホームレス相談支援センター（JOIN）」の設置により、住居を失った生活困窮者に、住居の確保や就職など生活基盤の再建に向けた支援とともに、一定期間、衣食住など日常生活の支援を行います。

また、市内の巡回や生活相談会を行い、路上生活者への声かけなどを通して支援への働きかけや、ホームレスを排除しない社会づくりを進めていきます。

(5) 子どもの学習支援事業

生活困窮世帯の中学生に学習の支援を行い、自ら考え、学ぶことの大切さを教え、学習習慣を身に着けさせることにより、基礎的な学力の向上を図り、高校等への進学を促進します。

施策6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する 相談支援体制の充実

現状と課題

本市では、支援を必要とする方が地域で自立した生活を送ることができるよう、各区役所において高齢者・障がいのある方・子どもを対象とした保健福祉に関する総合的な相談支援体制を整備してきました。

また、区役所以外の相談窓口として、市区社会福祉協議会、生活就労支援センター（ステップ）、地域包括支援センター²²、介護予防センター²³、障がい者相談支援事業所²⁴等で、支援ニーズに応じた相談や情報提供等が行えるよう、専門的な相談支援体制の充実・強化を図っています。

しかし、地域福祉課題は多様化・複雑化しており、単独の専門機関や既存制度で対応することができない、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯の増加が懸念されます。

今後は、これらの課題に円滑に対応できる相談支援体制を充実させていくことが必要です。

施策の方向性

- ・ 複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、専門機関や住民組織を包括的に結びつけるような仕組みについて検討します。
- ・ きめ細かい相談支援を受けられる体制を充実させていきます。
- ・ 福祉サービスが利用者に適切に提供されるよう、社会福祉施設や介護保険サービス事業所等の各種専門職の人員確保や資質向上、事業所の情報公開による透明性の確保に努めます。

22 【地域包括支援センター】 介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

23 【介護予防センター】 地域包括支援センターと連携して、地域の高齢者とその家族への総合的な相談支援や、地域の福祉活動と連携した介護予防事業を実施することにより、介護予防の普及・啓発を行う機関。

24 【障がい者相談支援事業所】 障がいのある方や家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や関係機関との連絡調整などを行う機関。

主な取組

(1) 専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みの検討 [新規]

複合的な課題や制度の狭間の課題の解決を図るためには、課題を抱える世帯が支援を円滑に受け入れられるような働きかけや、課題の受け止めや分析を行い、関連する専門機関や住民主体の組織の協力を得るための調整を中心に担う、いわゆるコミュニティソーシャルワーク機能²⁵が求められます。

現在、本市では様々な相談支援体制が整備されています。今後はそれらの充実を図るとともに、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が地域で埋もれることなく発見され、また、既存の専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みを検討していきます。

(2) 区役所での総合相談体制の充実

区役所では、保健福祉の部署に、保健福祉に関する複合的な課題に対応するための総合的・横断的な相談窓口を設け、適切なサービスや専門窓口を案内します。

また、案内員を配置することで、速やかに担当窓口を案内・誘導します。

(3) 各種相談支援機関等の充実

地域包括支援センター、介護予防センター、障がい者相談支援事業所等、身近な地域での相談支援機関の充実・強化を引き続き進めます。

上記の相談支援機関による支援の他に、虐待や自殺、ひきこもりなど、特定の課題への相談対応も引き続き行います。

また、各相談支援機関では、医療や法律等の他の専門機関、行政と必要に応じて連携を図り、支援を行います。

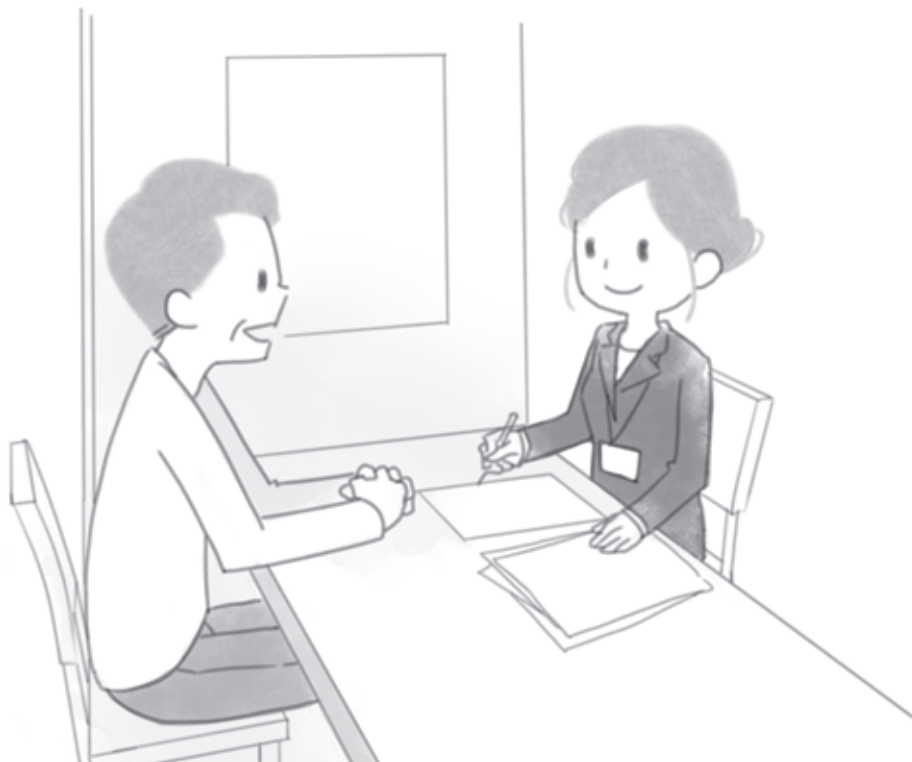
25【コミュニティソーシャルワーク機能】地域において複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える個人やその家族に対して、アウトリーチなどにより個別に働きかけ適切なサービス・関係機関につなぐ個別支援と、行政や関係機関、住民組織等のネットワークを活用しながら支える地域支援を一体的に行うことにより、必要ときに必要な支援を届けられるようにする機能。

(4) 各種専門職の資質向上

介護保険制度を円滑に進めるための要となる介護支援専門員や、社会福祉施設職員等を対象とした研修を行い、福祉従事者の資質の向上を図ります。

(5) 事業者の情報公開の推進

社会福祉法人や社会福祉施設等の情報の公開を進めることで、施設・サービス等の利用者への説明責任を果たすとともに、法人や施設の適正な運営と透明性の確保を図ります。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本目標Ⅲ

安全・安心で暮らしやすい
環境づくりを進めます

施策7

市民にやさしい生活環境づくりの推進

施策8

災害時にも強い地域づくりの推進

施策7 市民にやさしい生活環境づくりの推進

現状と課題

本市では、1998年(平成10年)12月に制定した「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化を進めてきました。公共的施設のバリアフリー化に当たっては、数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく新たな取組が必要という考えのもと、高齢者団体と障がい者団体の協力を得て、当事者の視点を取り入れたチェックを行っています。

一方で、建築物や交通機関、道路、公園など公共的施設のバリアフリー化はもちろんですが、制度的障壁(バリア)や文化・情報面での障壁、意識上の障壁を解消することも重要となります。

誰もが自立して生活できるよう、市民一人ひとりが、不便なところ・ものを改善していくという意識を持って行動することで、自分の住む地域がより住み良いものとなり、そのことが自分自身の福祉、さらには市民福祉の向上につながるものと考えられます。

そのため、今後も、高齢者や障がいのある方を含む全ての市民が、地域で安心して暮らせるよう、日常生活での様々な支障を取り除く福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、高齢者や障がいのある方のための福祉用具や介護者の負担を軽減するための介護用品についても、毎日の生活を自分らしく過ごすための環境づくりにつながるものであるため、引き続き、普及啓発に努める必要があります。

施策の方向性

- ・市民や事業者、行政等が相互に協力し、誰もが自分の住みたい地域で安心して暮らし続けることができる生活基盤の整備を進めます。

主な取組**(1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施**

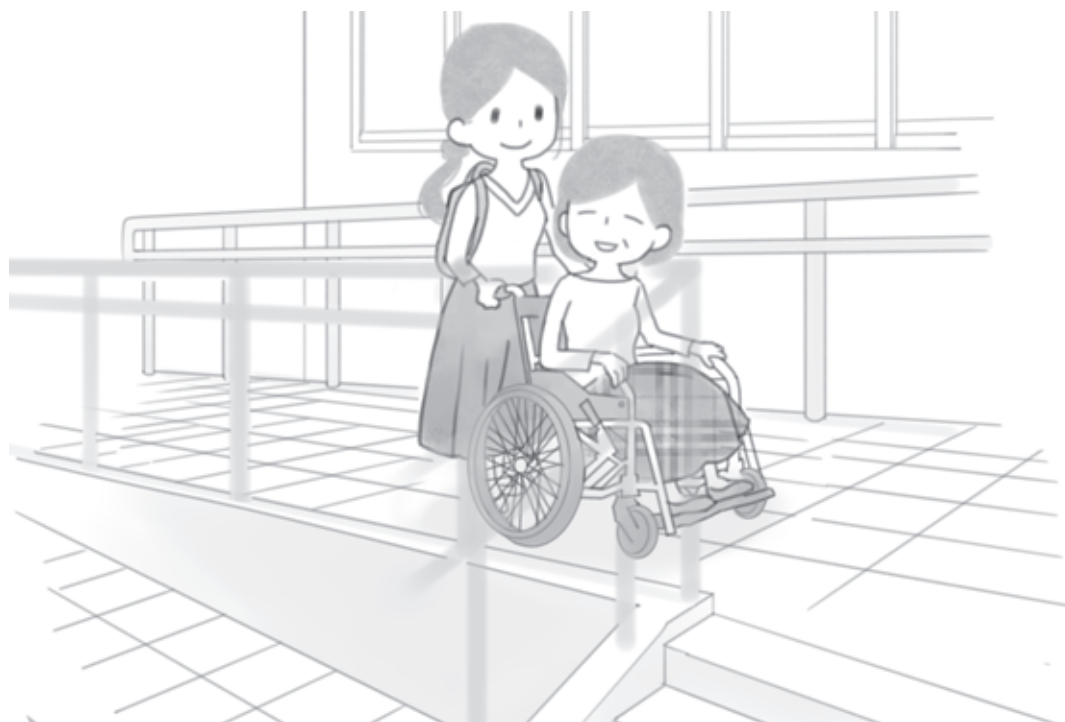
高齢者や障がいのある方などの社会参加を促し、誰もが安心して快適に暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めるため、市民への啓発や情報の周知を通し、偏見や無理解といった心のバリアの解消に努めます。

そのために、「札幌市福祉のまちづくり推進会議」を設置し、市民や事業者の皆様から幅広い意見をいただき、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進していきます。

また、一定の要件を満たす公共的施設の新増改築の工事を本市が行う場合には、高齢者や障がいのある方によるバリアフリーチェックを行い、意見を求めます。

(2) 福祉用具、介護用品の普及啓発

高齢者や障がいのある方などの在宅生活を支援する福祉用具や介護用品を広く普及啓発するため、これらの展示や利用体験を行います。



施策8 災害時にも強い地域づくりの推進

現状と課題

2011年(平成23年)の東日本大震災では、犠牲者の大半が65歳以上の高齢者や障がいのある方々であり、そのような方々が犠牲になりやすいということが明らかになりました。こうした教訓を踏まえ、2013年(平成25年)に「災害対策基本法」が改正され、市町村長に避難行動要支援者²⁶名簿の作成が義務付けられるなど、災害対策の見直しが進められているところです。

地域で安全・安心に暮らしていくためには、日頃の見守りや声かけといった取組だけではなく、地域での防災活動や災害が発生したときの助け合い活動が重要になります。

本市では、大きな災害が発生した時に自分の力だけでは避難することができない高齢者や障がいのある方など(要配慮者²⁷)の避難支援を町内会や地区福祉のまち推進センターなど地域ぐるみで進めていくため、2008年度(平成20年度)から、取組を行う地域団体への支援を行っています。

さらに、2015年(平成27年)4月に避難行動要支援者名簿を作成し、同年12月から要配慮者避難支援に取り組む団体への名簿情報の提供を開始しています。名簿情報は、要配慮者避難支援に取り組む団体からの申請に基づき、名簿に掲載される本人の同意を得た上で、申請した団体へ提供していますが、名簿情報提供の取組が始まって間もないことなどから、取組は十分に広がっていません。

今後は、これらの取組をより一層推進し、災害時に強い地域づくりを進めていく必要があります。

26 【避難行動要支援者】要配慮者のうち、特に支援を要する方。

27 【要配慮者】災害の発生やそのおそれがある場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする方。

施策の方向性

- ・地域での災害時要配慮者避難支援の取組をより一層推進します。
- ・災害時でも安心して暮らしていけるよう、防災体制を強化するとともに、関係機関と緊密に連携します。
- ・災害発生時にボランティアを円滑に受け入れられる体制や医療体制の整備を進めます。

主な取組

(1) 自主防災活動の推進

大規模災害時における地域での災害への対応力を高めるため、基礎的コミュニティである単位町内会等を自主防災活動の主体に位置づけ、防災資機材を助成するなど、その活動を支援します。

(2) 要配慮者避難支援対策事業の推進

災害時に自力や家族の力だけでは避難することが難しい高齢者や障がいのある方などへの避難支援の取組を、平常時から地域が主体となって進めることができるよう支援します。

また、災害の際の避難支援に携わる団体から申請を受けて、避難行動要支援者名簿情報を提供します。

(3) 福祉避難場所²⁸の運営体制強化

災害時に迅速に福祉避難場所を開設し要配慮者を受け入れできるよう、社会福祉施設等を運営する関係団体と協定を結ぶなど福祉避難場所の拡充に努めます。

また、福祉避難場所等の運営を支援するため、介護福祉士や、医療・看護系学科を設置する大学の学生ボランティアの派遣協力に関する協定を関係団体と結ぶなど人的体制の強化を図るとともに、制度周知等に取り組みます。

28【福祉避難場所】大規模な地震、風水害等の自然災害により家屋等が被害を受けた場合に、一般の避難場所での生活が難しい要配慮者などのため、社会福祉施設等に必要に応じて設置する二次的な避難場所。

(4) 災害ボランティアセンターの体制整備

大規模災害時に設置される災害ボランティアセンターの円滑な開設・運営に向けた準備や、市民への周知・啓発等を運営主体である札幌市社会福祉協議会と連携して進めます。

(5) 災害医療体制の充実・強化

積雪寒冷地という地域特性を考慮した災害医療体制と災害医療救護マニュアルを整備し、医療機関等との訓練を行うことにより、災害時の医療体制の充実・強化を図ります。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第5章

計画の推進について

本章の内容

本章では、本計画で掲げた基本理念の実現に向けて、着実に取組を進めていくため、計画の推進体制や、進行管理・評価について整理しています。

また、進行管理のため、それぞれの施策について「成果指標」を設定しています。

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理・評価

3 成果指標

1 計画の推進体制

(1) 市民、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、市民、事業者、行政等による協働によって実現します。本計画は、地域福祉を推進する上での行政の役割を中心として構成していますが、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って、計画を推進していくことが必要です。

(2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の経営者や社会福祉に関する活動者が参加する団体です。市、区、地区といった圏域で地域に密着しながら、地域福祉を推進するために様々な事業を行っています。

社会福祉法において、社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられており、本計画においても、地域福祉活動への幅広い市民参加に向けた支援を行うことなど、各分野で大きな役割を担っています。

本市では、社会福祉協議会と連携しながら、本計画に基づく各事業を着実に進めていきます。

2 計画の進行管理・評価

(1) 計画の進行管理

計画関連事業に位置づけた事業は、年1回、所管部局から報告を受けて進捗状況を確認します。その際には、所管部局で事業の自己評価を行い、今後のより良い施策展開について検討します。

(2) 計画の評価

本計画は、適宜、札幌市社会福祉審議会など附属機関に進捗状況等を報告し、評価・意見をいただきながら、計画を検証していきます。

3 成果指標

計画の成果を客観的に確認するため、施策ごとに成果指標を設定し、目標への進捗を検証します。

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

指標	基準 (2016年)	目標 (2023年)
福祉推進委員会の設置数 (福祉推進委員会を組織している単位町内会の割合)	1,270 か所 (57.7%)	1,500 か所 (68.2%)

※数字は各年度末時点の設置数

【関連する主な取組】

施策1-(1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進

【考え方】

地区福祉のまち推進センターの基本的な活動は、世帯訪問等による見守り活動です。今後、見守り活動がより多くの地域で展開されるよう、町内会・自治会等の身近な圏域に福祉推進委員会を設置して、地域福祉力の向上につなげます。

施策2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

指標	基準 (2016年)	目標 (2023年)
ボランティア活動センターが実施する 研修の受講者数	13,357 人	80,000 人

※基準は単年度の人数、目標は計画期間6年間の累計

【関連する主な取組】

施策2-(3) ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実

施策2-(6) ボランティア活動センターの運営

【考え方】

社会福祉協議会では、ボランティア活動に対する理解を深める福祉啓発研修や、様々な活動内容を学べるボランティア研修、地域福祉活動者や福祉従事者向けの研修などを幅広く行っています。研修を通じて、ボランティアに対する理解を深め、市民一人ひとりが自分にできる範囲で地域福祉活動に参加するという意識を醸成していきます。

施策3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進

指標	基準 (2016年)	目標 (2023年)
見守り協定を締結する事業者数	7社	15社

※数字は各年度末時点の累計

【関連する主な取組】

施策3-(2) 事業者等による見守り事業の推進

【考え方】

地域において孤立死等の痛ましい事故を防止するためには、地域住民のみならず地域に密着した活動を展開する事業者等、様々な主体が見守りや支援活動に参加することが求められます。本市では、今後とも見守りに協力していただける事業者との協定締結の取組を進めるとともに、地域見守りネットワーク推進会議等の取組を通じて、支え合いネットワークの推進を図ります。

施策4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備

指標	基準 (2016年)	目標 (2023年)
福祉除雪の地域協力員数	3,485人	4,000人

※数字は単年度の人数

【関連する主な取組】

施策4-(4) 福祉除雪事業の実施

【考え方】

1年の約3分の1が雪に覆われる本市では、冬期間においても誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、福祉除雪の取組を推進します。福祉除雪は、地域の支え合いとして、近所の方々をはじめ、企業や関係団体等の方々に地域協力員として参加いただくことによって成り立っています。今後は、地域で支援を必要とする方の増加が見込まれるため、担い手である地域協力員を増やしていくことが重要になります。

また、福祉除雪は活動内容がわかりやすく、元気な高齢者や学生なども参加が可能であるため、地域福祉活動のきっかけとして事業の広報、周知を積極的に行うなど目標の達成に向けて取り組めます。

施策5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実

指標	基準（2016年）	目標（2023年）
生活困窮者の新規相談件数	3,335人	4,000人
個別支援プランの作成件数	839件	1,600件
生活困窮者の就労者数	647人	1,000人
学習支援事業参加者の高校等進学率	100%	100%
ネットワーク会議の開催回数	3回	4回

※数字は全て単年度のもの

【関連する主な取組】

施策5に掲載する主な取組全て

【考え方】

生活困窮者自立支援計画で設定した基本理念「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援のためのネットワークづくり」及び5つの計画目標を引き継ぎ、生活困窮者の自立に向けた支援とともに、生活困窮者が地域・社会の中で孤立することなく、役割や人とのつながりを実感することができるように取組を進めます。

施策6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実

指標	基準（2016年）	目標（2023年）
専門機関や住民組織を包括的に結び付けるような仕組みの検討	—	仕組みの構築

【関連する主な取組】

施策6-(1) 専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みの検討

【考え方】

複合的な課題や制度の狭間の課題などの多様な地域福祉課題に対応するためには、課題に関連する専門機関や住民主体の組織との調整を中心的に担う機関（機能）が必要となります。国の検討状況も踏まえながら、これらの組織を包括的に結び付ける仕組みの構築に向けて検討を進めます。

施策7 市民にやさしい生活環境づくりの推進

指標	基準 (2016年)	目標 (2023年)
心のバリアフリー等に関する市民への周知啓発回数	4回	30回

※基準は単年度の回数、目標は計画期間6年間の累計

【関連する主な取組】

施策7-(1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施

【考え方】

市民にやさしい生活環境づくりを進めていくには、公共的施設のバリアフリーだけではなく、制度的障壁や文化・情報面での障壁、意識上の障壁を解消することが重要です。これらの心のバリアフリーについての周知啓発に積極的に取り組み、誰もが人格と個性を尊重し合い、助け合えるような機運の醸成を目指します。

施策8 災害時にも強い地域づくりの推進

指標	基準 (2016年)	目標 (2023年)
要配慮者避難支援対策事業 地域組織への説明会等支援実施回数	79回	576回

※基準は単年度の数字、目標は計画期間6年間の累計

【関連する主な取組】

施策8-(2) 要配慮者避難支援対策事業の推進

【考え方】

災害時にも強い地域づくりを推進するためには、その地域で支援を必要としている人がどれくらいいるのか、また、どのような支え合いが必要となるのかを、平常時から地域で考えておくことが大切です。地域組織に対する名簿情報の提供等について説明会等の支援を積極的に行い、避難支援に取り組む団体の増加を目指します。

資料編

掲載資料

1 札幌市地域福祉社会計画審議会

2 地域福祉に関する地区意見交換会

3 地域福祉に関するシンポジウム

4 地域の福祉活動に関する市民意識調査の概要

5 パブリックコメント

1 札幌市地域福祉社会計画審議会

(1) 札幌市地域福祉社会計画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長 [任期：2016年(平成28年)11月1日～2017年(平成29年)10月31日]

委員選出分野	氏名	所属団体・役職等
地域福祉に関わる 団体の代表者	紙谷 京子	札幌市民生委員児童委員協議会理事
	栗山 文雄	白石地区福祉のまち推進センター運営委員長
	高橋 唯之	札幌市ボランティア連絡協議会会長
	宮川 学	札幌市社会福祉協議会常務理事(～H29.3)
	瀬川 誠	札幌市社会福祉協議会常務理事(H29.4～)
	○ 篠原 辰二	一般社団法人 WellbeDesign 理事長
高齢福祉に関わる 団体の代表者	小林 恒男	札幌市老人クラブ連合会常任理事・事務局長
障がい福祉に関わ る団体の代表者	牧野 准子	障がい者によるまちづくりサポーター代表
児童福祉に関わる 団体の代表者	高木 真理	社会福祉法人羊ヶ丘養護園 羊ヶ丘児童家庭支援センターセンター長
保健・医療に関わ る団体の代表者	荒木 啓伸	札幌市医師会理事
福祉サービスに関 わる団体の代表者	加藤 敏彦	札幌市老人福祉施設協議会会長
	宮川 亮一	札幌市介護支援専門員連絡協議会副会長・ 事務局長
教育関係者	小原 善孝	札幌市学校教護協会理事長
学識経験者	◎ 林 恭裕	北翔大学生涯スポーツ学部健康福祉学科教授
	北澤 慎之介	札幌弁護士会
市民公募委員	堀内 仁志	市民公募
	山中 里美	市民公募

(2) 審議会での検討経過

回数	開催日	主な議事内容
第1回	2016年11月18日 (平成28年)	1 会長及び副会長の選出 2 現計画の概要及び進捗状況 3 地域の福祉活動に関する市民意識調査の実施報告 4 策定体制・スケジュール、新計画策定の着眼点 5 地域福祉全般に係る意見交換
第2回	2017年3月23日 (平成29年)	1 地域の福祉活動に関する市民意識調査の結果報告 2 第4期札幌市地域福祉社会計画の構成 3 札幌市福祉のまち推進事業 4 コミュニティソーシャルワーカー (札幌市社会福祉協議会提出議題)
第3回	2017年6月8日	1 生活困窮者自立支援事業 2 災害時における共助の取組 3 札幌市における地域福祉施策の方向性
第4回	2017年8月31日	1 地域福祉に関する地区意見交換会の実施報告 2 第4期札幌市地域福祉社会計画案の検討
第5回	2017年10月16日	1 第4期札幌市地域福祉社会計画案の検討



2 地域福祉に関する地区意見交換会

(1) 開催地区及び開催日

※全て 2017 年(平成 29 年)に開催

区	地区	開催日	区	地区	開催日
中央	宮の森大倉山	6/29	豊平	月寒	7/3
北	幌北	7/20	清田	清田	7/21
東	伏古本町	7/5	南	南沢	7/19
白石	北白石	6/27	西	八軒中央	7/14
厚別	青葉	7/4	手稲	手稲中央	7/6

(2) 参加いただいた方々

- ・ 地区福祉のまち推進センターの活動者
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 町内会・自治会関係者
- ・ 地域ボランティア団体、老人クラブ関係者
- ・ NPO の関係者
- ・ 地域包括支援センター、介護予防センター職員
- ・ 障がい者相談支援事業所職員 など

(3) 各地区での主な意見

地域住民による福祉活動について

見守り活動

- ・ 個人情報等の観点から、見守り活動に拒否的な対応をする方が増えている。その一方で、見守りが必要と思われる方が遠慮をするケースも見受けられる。見守り活動に対する理解が得られるようにもっと PR すべきではないか。
- ・ マンションなどの集合住宅では、インターホン越しに対応されることが多く、面と向かって健康状態等を確認することが難しい。集合住宅の住民同士が見守りを行うように働きかけることも重要である。
- ・ 孤立死等の痛ましい事故を予防するには、単位町内会等の狭い圏域ごとに

きめ細かい見守りを行うことが望ましい。

- ・見守りは、戸別訪問を基本としつつも、対象者の状況に応じて電気の点灯状況や新聞・郵便物の溜まり具合から安否確認を行うなど、柔軟な方法で行うべきである。
- ・日頃からサロン活動や道路清掃を兼ねた夜間パトロールなどの活動に、地域住民が一体となって取り組むことが見守り活動を円滑に進められている秘訣ではないかと感じている。
- ・見守りなどの支援活動は、相手が何を望んでいるのかを正確に捉えて行う必要がある。支援を押し付けたり感謝を強要することはあってはならない。

サロン活動

- ・サロンは、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子等の居場所・交流の場となっているばかりではなく、見守りや安否確認の観点からも大変有効な活動である。
- ・サロンは、気軽に歩いて行くことのできる範囲にあることが望ましい。近隣に住民が集うことのできるスペースがない場合には、地域貢献に熱心な企業、学校、神社等に働きかけをしてみてもどうか。
- ・サロン運営費は、社会福祉協議会による助成制度を活用することができるので、社会福祉協議会は、単位町内会への周知を徹底してほしい。

災害時の避難支援

- ・札幌市から、避難行動要支援者名簿情報の提供を受けたことによって、障がいのある方など支援を必要とする方を幅広く把握することができた。
- ・災害時に支援を必要とする方が、支援を必要としているという声を自らあげられるような仕組みが必要ではないか。

福祉のまち推進センターの取組

- ・福祉のまち推進センターの取組は、他の市町村にはない札幌市独自の取組である。福祉のまち推進センターは、各団体の要となって支え合い活動を進めていかなければならないと考えている。
- ・福祉のまち推進センターを自主的に運営するには、センターの事務員に相当の負担が生じている。そうした方に対する対価があると担い手が増えるのではないか。

民生委員・児童委員

- ・65歳に達した方への調査活動を行っているが、個人情報に過敏な方や訪問を拒絶する方も多く、思うように必要な情報が得られないケースが増えている。また、集合住宅の増加も訪問調査を阻害しており、活動のしづらさを感じている。
- ・民生委員のなり手が不足しているが、民生委員の仕事は負担が大きいという過度の先入観を抱かれていることも、欠員が解消しない要因でないか。

地域福祉活動への市民参加について

活動の担い手の拡大について

- ・活動者が固定化・高齢化しており、新たな担い手がなかなか見つからない。若い世代は自らの生活を維持するのに精一杯であり、定年後も働き続けることを選択する人が増えたことも要因ではないか。
- ・今まで地域活動に携わったことのない方に対して、突然、福祉活動への参加を求めることは難しい。餅つきや夏祭りといった単発の取組への参加を通じて町内会活動を理解してもらい、その上で参加を呼びかけるべきではないか。
- ・サロンの参加者も担い手として期待できるのではないか。参加者と交流を図りながら担い手となっただけそうな人材を見極めることも重要だと思う。

- ・町内会や民生委員児童委員協議会等の住民組織では、一定の方が様々な役員を兼務している場合が多く見受けられるが、地域福祉活動を活性化するためには、色々な方に役職を担ってもらい地域課題等について共感を得ることが重要である。
- ・商店街等との連携が必要となるが、地域福祉活動に参加した方が地域通貨を得られるようなインセンティブ（刺激）のある仕組みがあれば、担い手の拡大が図られるのではないか。

若い世代の参加

- ・地域福祉活動を活性化させるには、小中学生のうちから地域行事の企画等に参加してもらい、地域づくりへの意識付けを行っていくことが重要である。学校教育の場においても福祉を学ぶ機会を設けてほしい。
- ・ボランティアサークルに参加する学生等、若い世代には活動への参加を希望する方が意外と多いように思われる。活動に興味がありながらも活動までの手順が分からず、実際の活動に結びついていないケースがあるものと思われるので、情報発信のあり方を工夫することでより多くの担い手を確保することができる。
- ・若い世代に参加してもらうには、何かしらのインセンティブが必要であると考えられる。

高齢者の参加

- ・高齢社会においては、高齢者も単に支えられる側ではなく、支える側に回ることもできるという考え方も必要。可能な範囲で社会貢献すべきであり、各自ができることに取り組んでいくというような気運が望ましい。
- ・高齢者こそ家に引きこもらずに外に出るべきである。外出して外から刺激を得ることによって生きることへの意欲や生きがいを見つけることができるものと思われる。
- ・老人クラブに所属している方は健康で元気な方が多いので、地域福祉活動への参加を働きかけるのも1つの方法である。

住民同士のつながりや専門機関等とのネットワークについて

住民同士のつながりについて

- ・札幌市のような都市部は、周困から関与される機会が少なく煩わしさがなく心地よく暮らすことができると感じられる一方で、身近にちょっとした相談事をできる相手がおらず困ることがある。
- ・昔ながらの市場のような、老若男女を問わず住民が訪れ自然と交流を図ることができる場がなくなったことに伴い、高齢者の外出の機会が失われるとともに、住民同士のつながりも希薄になってきたように思う。
- ・住民同士の結びつきを強めるために、自らが率先して挨拶や声かけに取り組んでいる。また、転居してきた方には、サロン活動や健康づくりに関するイベントを紹介するなどし、安心して暮らしていただけるような気配りを心がけている。
- ・集合住宅は、近隣住民の関係が希薄になりやすい傾向にあるが、住民への声かけを積極的に行って困りごとを放っておかないような「おせっかいな人」がいたことで、他の住民にも支え合いの精神が波及した事例がある。
- ・決まった人だけが見守りを行うのではなく、「皆で見守り見守られ」という関係性を築くことができるよう日頃から住民間でコミュニケーションを図っていくことが重要である。

専門機関や事業者等とのネットワークについて

- ・行政や専門機関相互の連携は進んでいるが、専門機関と住民組織の連携はあまり進んでいないと感じる。
- ・孤立死等の痛ましい事故を防ぎ、住民が抱える課題に円滑に対応するには、身近に存在する専門機関や地域に根ざした事業者等と関係性を築くことが望ましい。

個人情報の取り扱いについて

- ・ 民生委員・児童委員には守秘義務があるため、他の組織との情報交換が思うようにできず、連携・協働が難しい。
- ・ 個人情報保護法が改正されたことにより、従前よりも情報収集がしにくくなるのではないかと危惧している。

行政等への要望

- ・ 民生委員・児童委員として活動しているが、生活保護世帯について情報共有する場をもっと設けてもらいたい。
- ・ 福祉のまち推進事業は、他の自治体にはない札幌市独自の取組であるので、地域福祉を推進する仕組みとして積極的にPRしてほしい。
- ・ 支援対象者が増加の一途を辿っており、専門機関における職員が不足している。専門職の養成に力を入れてもらいたい。
- ・ 相談窓口が多岐にわたり過ぎているため、どこに相談してよいか分からないケースがある。各窓口の役割を明確にしてもらいたい。また、できれば、一旦何でも受け付ける窓口があると良い。
- ・ 単位町内会に対して、見守り活動を行ってもらうように働きかけをしているが、一向に活動が開始されない。行政からも継続的に働きかけを行ってほしい。
- ・ 最近はやや安易に「福祉サービスにより支援をされること」を受け入れる風潮がある。本当に困った方こそ支援を受けるべきであるので、行政等には「自立支援」に力を入れてもらいたい。

3 地域福祉に関するシンポジウム

2017年(平成29年)9月13日、わくわくホリデーホール(札幌市民ホール)において、「福まち発!地域福祉市民活動フォーラム」を開催し、その中で「今後の地区福祉のまち推進センターの役割を考える～地区福まち活動の基盤整備と担い手の拡充を目指して～」をテーマにシンポジウムを行いました。

(1) 基調講演

「地域共生社会の実現に向けて

～『公助』、『共助』、『自助』のあり方を考える～」

北翔大学 生涯スポーツ学部健康福祉学科 教授 林 恭裕 氏

(2) 地域福祉活動実践者からの活動報告

<シンポジスト>

- ・ 太平百合が原地区福祉のまち推進センター 事務局長 鈴木 誠 氏
- ・ 西岡地区福祉のまち推進センター 副センター長 大友 壽子 氏

<コーディネーター>

- ・ 北翔大学 生涯スポーツ学部健康福祉学科 教授 林 恭裕 氏



(3) 要旨

【基調講演】

東日本大震災は、人は助け合わなければ生きていけない、ということをお教えしてくれたという点で一つのターニングポイントと言える。そこで今日は、地域で生きるということはどういうことなのかを考えていきたい。

地域で暮らす人はどのような人でも地域住民であるという、ノーマライゼーションをうたった社会福祉法や、個人の尊厳を保持し、地域でそれまでの生活を続けられるように支援するという介護保険制度、さらには障害者基本法などを受けて、2000年以降は、「地域で暮らす」ということは、人として当たり前のことだという考え方が一般的となってきた。

そのような中、2016年には、厚生労働省から「地域共生社会」や「我が事・丸ごと」という、縦割りを排するような考え方が示された。これは、従来行ってきた高齢、障がい、子どもなどの属性に基づく支援が立ち行かなくなってきた、つまり、世帯の中に複合的なニーズを抱える人が多くなってきていたということが背景にある。

地域では、自助・共助・公助をうまく使い分けて生活をやりくりしている。自助を基本として、できないことは近隣で助け合い、それでも難しいことは公助で支えてきた。しかし、現在では、単身世帯が増えて家庭の中の介護力、自助の力は弱まっている。共助も同様で、都市部では近隣関係が希薄となっている。自助や共助でできない部分を支える公助の割合が大きくなってきているが、それにも限界がある。そのため、自助、共助、公助のあり方が見直されてきており、特に、共助をどのように膨らませていくかが重要となる。

そこで、どうやって人と人とのつながりを回復して、地域を豊かにしていくかということが問題になるが、これには、「自分たちの地域のことは、自分たちで責任を持ち、どうしていけばよいかを考える」という住民自治の考え方が基本となる。

現在は、一人ひとりの価値観や生活観が非常に多様化している。そのため、地域で暮らすための多様な生活ニーズに対応できるような仕組みや、見守りと

制度外のニーズを充足するような、その地域ごとの互助的な支え合いをつくることが大切である。

その際、地域には、貧困格差の拡大等により、その地域の中で孤立している人がいることを踏まえる必要がある。地域のコミュニティに入れず、地域が気付かない、ないしは地域から排除されがちな人が増えている。このような人たちは、仕事や友人等のネットワークが機能しないため、自らSOSを発しない傾向がある。

さらに、現在の地域福祉を担っている高齢世代の人は、戦後のような地域のつながりのある時代を知っているが、これから先の世代は地域のつながりを知らない人が高齢者になってくるということも踏まえる必要がある。

かつては「だれであろうと助けを必要とする人を、だれであろうと助けられる人が、助ける」ということが地域の行動原理であったが、経済的自由の追及の中で、この行動原理が忘れられてしまったように感じられる。そのような社会は本当に良いものなのか、ということをおもひに私たちは今一度考えていかなければならないだろう。

その中で、地域の役割は、生活課題を抱えた住民とそれを支援する住民がいて、それが必ずしも一方方向ではなく、双方向となるような関係を作っていくということである。時には、相談相手として話を聴く、共に考える、つなぐ、伝える。また、担い手としては、場を創る、機会を創る、場に参加する、機会に参加するということがあるだろう。

地域が課題だと認識したことに対して、地域活動でやれることに制限はない。つまり、創意工夫による多様な活動が可能ということである。そのためには、地域の多様なネットワークとの連携が求められる。地域には、例えば地元に興味を抱く大学生のような社会資源となる人は多くいるが、その人たちと出会う場や、お互いがお互いを知る機会を持っていない。その点は、今後の課題となる。

札幌市のような大都市で、地区福祉のまち推進センターのような仕組みがこれほど根付いているのは、自分たちの地域のことは自分たちでやるという住民自治の意識の高さのあらわれであり、地区福祉のまち推進センターには、地域

の住民自治の拠点としての役割が期待される。今後、地区福祉のまち推進センターは、地域福祉活動への市民参加のプラットフォームとして、場や機会を創る、つながりを提供するという役割を担えるはずである。地域が創意工夫し動けば動くほど、そういう場や機会は増えていく。

これから社会では、地域の住民自治ということを真剣に考えていかなければ、誰もが安心して暮らせる地域というものを実現することはできない。その中で、私は、地区福祉のまち推進センターが、地域がつながる場、みんなで考え行動する場、誰もが参加する場となることを期待している。

【活動報告① 太平百合が原地区福祉のまち推進センター】

太平百合が原地区では、「生活支援」を地域の課題ととらえて取組を進めている。本日は、地区内の生活支援に関する先進的な取組を紹介する。

はじめに、日常生活支援活動の仕組みを作るため、地域住民が「福祉に求めること」は何かを把握することを目的とするアンケート調査を実施した。福祉推進委員会のスタッフは、アンケートに寄せられた11項目の福祉ニーズについて、それぞれ何ができるかを考えた。

そして、住民からのニーズとスタッフで提供できることを整理した後、申込手順やルールを決めた上で、地域の日常生活支援の仕組みとして「感謝ポイント券」制度を導入した。「感謝ポイント券」（1ポイント100円）は町内会全世帯に配布し、町内会会計で予算化、年度ごとに精算している。感謝を表す方法があると、支援を受ける人が頼みやすいことや、支援する側の一方的な経済的負担を防げることなどの理由からポイント券を作っている。この取組の結果、地域で独自の生活支援の仕組みを構築できたので非常に良い試みだと考えている。

その他にも、地区の中では、福まち開設の当初から見守り安否確認活動や日常生活支援活動に取り組んでいる福祉推進委員会もある。そこでは、見守り活動の仕方や作法が長年の積み重ねで構築され、引き継がれることで安定して充実した活動が行われている。

「生活支援」は、基本は町内会単位での取組となるが、町内会未加入の世帯

についても支援を要する人がおり、また、生活支援の取組にまでは至らない町内会もあるなど、地域全体をカバーするためには、地区のレベルで生活支援に取り組む必要がある。そのためには、組織作りが必要と考えており、現在も地区内で検討を進めているところである。

【活動報告② 西岡地区福祉のまち推進センター】

西岡地区では、町内会連合会の会長がセンター長を務めており、町内会との連携が良くとれている。そして、行政や包括支援センター等と定期的に顔を合わせる機会をつくるなど、関係機関とも円滑な連携ができています。

そんな西岡地区福まちの特徴は4つあると考えています。

1つ目は、福まちの事務室を月曜から金曜まで開設し、誰でも気軽に立ち寄れるようにしていること。誰でも気軽に相談でき、様々な情報が集まることで、地域福祉に関する情報を発信する場所としても機能しています。

2つ目は、広報活動を積極的に行うことで地域の安心を届け、理解者や協力者を増やしていること。年3回の広報紙「センターだより」、毎月の「福まち通信」を発行するとともに、町連広報紙「水源」に記事を掲載させてもらうなど、西岡地区全体に福まちの活動を伝えている。

3つ目は、町内会単位の活動を応援していること。先行して活動している町内会のノウハウを福まちの支援により他の町内会に広げている。これにより、災害時要配慮者避難支援やふれあい茶話会(交流会)の取組が広がっている。

4つ目は、次世代の担い手の育成に協力していること。例えば「西岡ふれあい除雪」では、福祉除雪の制度では賄いきれない除雪について、企業や学生と協働して取り組んでいる。作業終了後、企業や福まちが提供する食事をみんなで一緒に食べるなど、交流の時間を設けることも良好な関係づくりにつながっている。

西岡地区福まちでは、当たり前のことをやれる勇気をみんなが持てるように一緒に頑張っていきたい。見守りや茶話会等の福まち活動を進めていく中で、各町内会が悩んでいる時に一歩進めるように、日頃から各町内会や区役所、包括支援センターなどの関係機関、社協と連携し、チーム西岡として安心安全なまちづくりを進めたい。

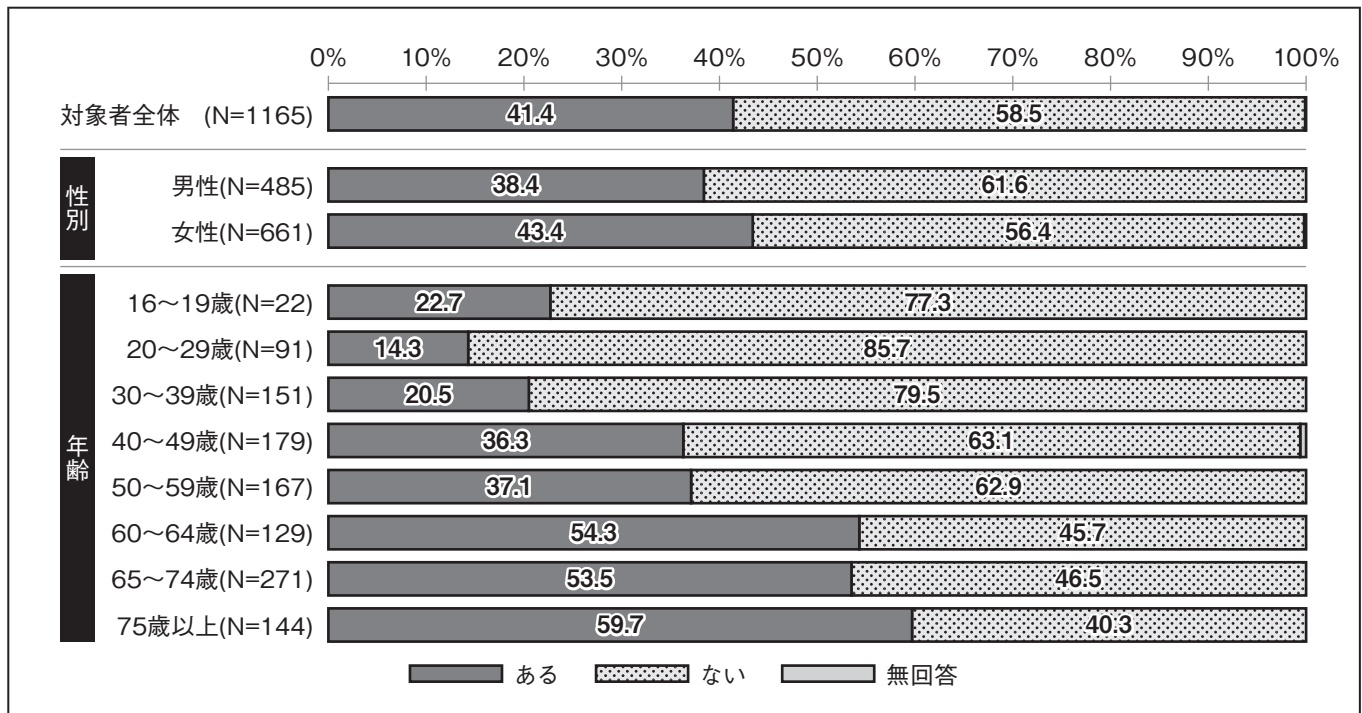
4 地域の福祉活動に関する市民意識調査

(1) 地域活動について

【地域活動への参加経験】

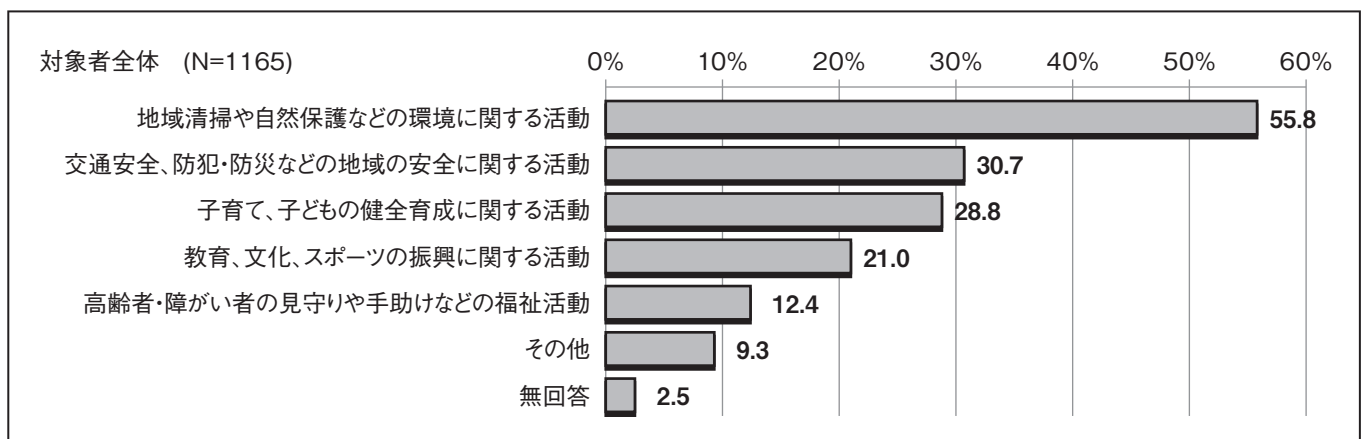
何らかの地域活動に参加したことがある人は、41.4%となっています。

年代別にみると、60歳(定年)を境に地域活動への参加経験がある方の割合が高くなっています。



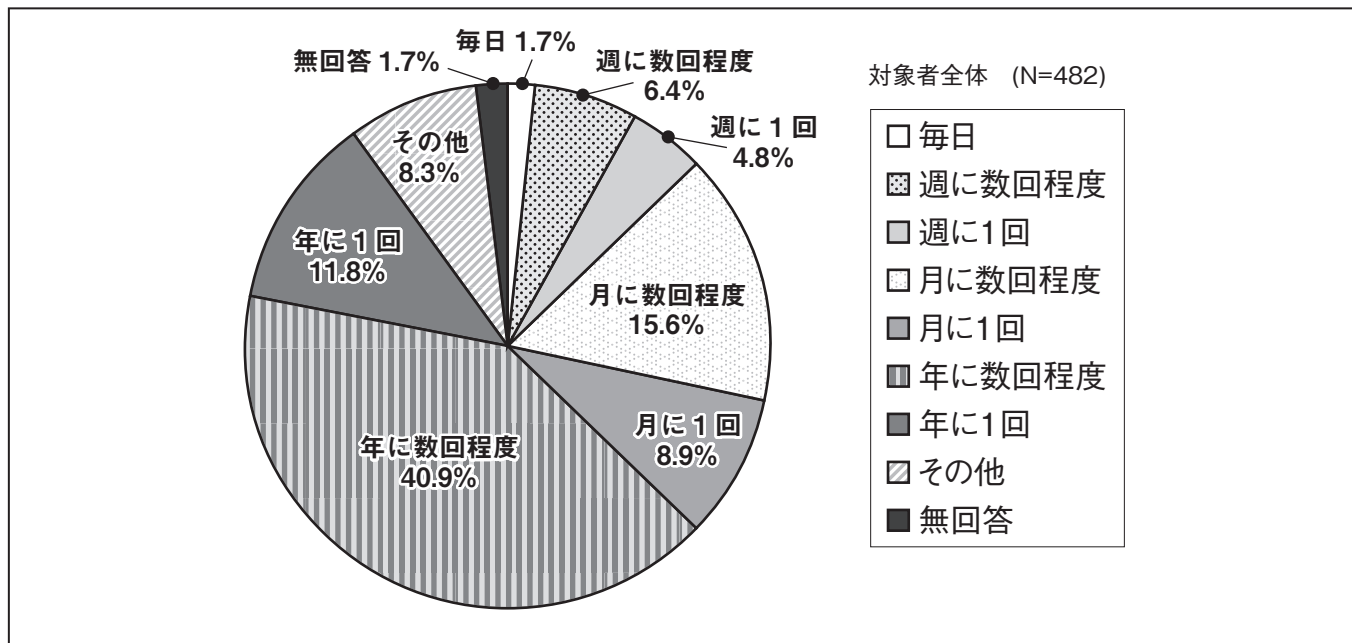
【地域活動団体への参加内容】

参加した活動で最も多いのは「地域清掃や自然保護などの環境に関する活動」の55.8%であり、「高齢者・障がい者の見守りや手助けなどの福祉活動」は12.4%と低くなっています。



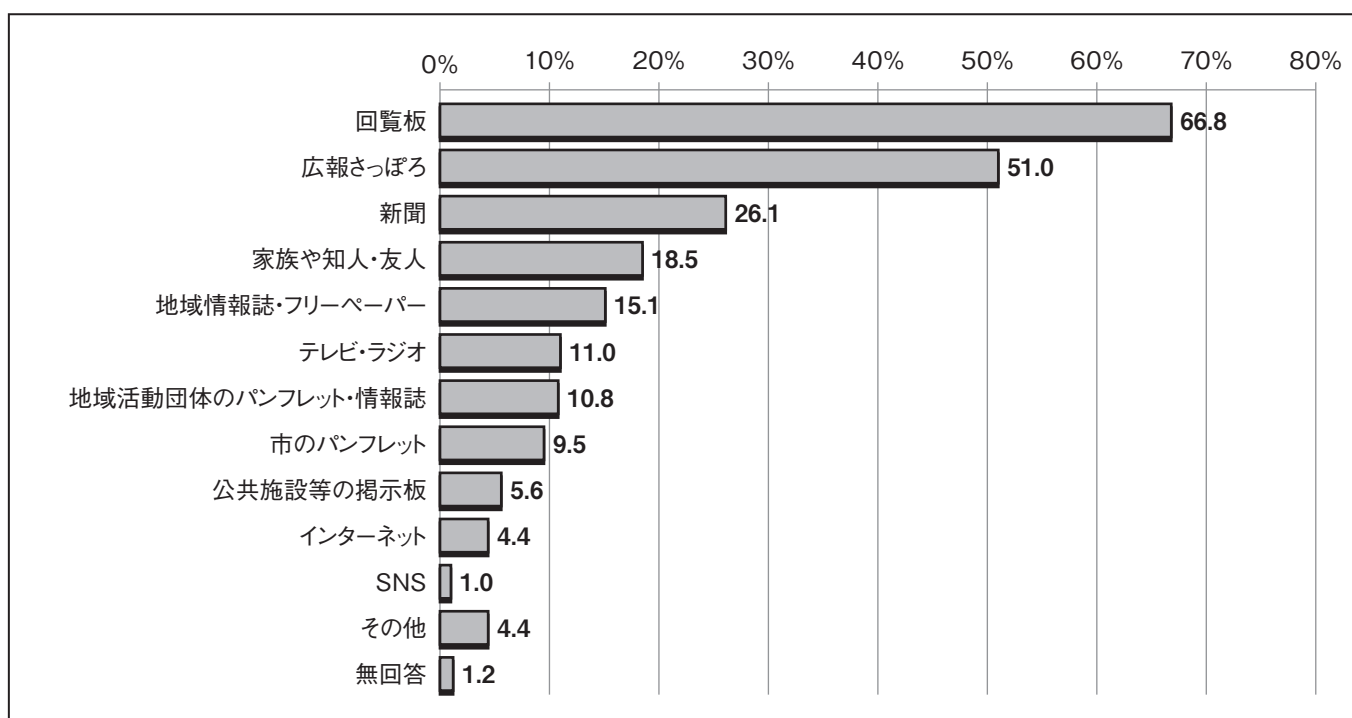
【地域活動への参加頻度】

地域活動への参加頻度は、「年に数回程度」が40.9%と最も高く、次いで「月に数回程度」が15.6%、「年に1回」が11.8%となっています。



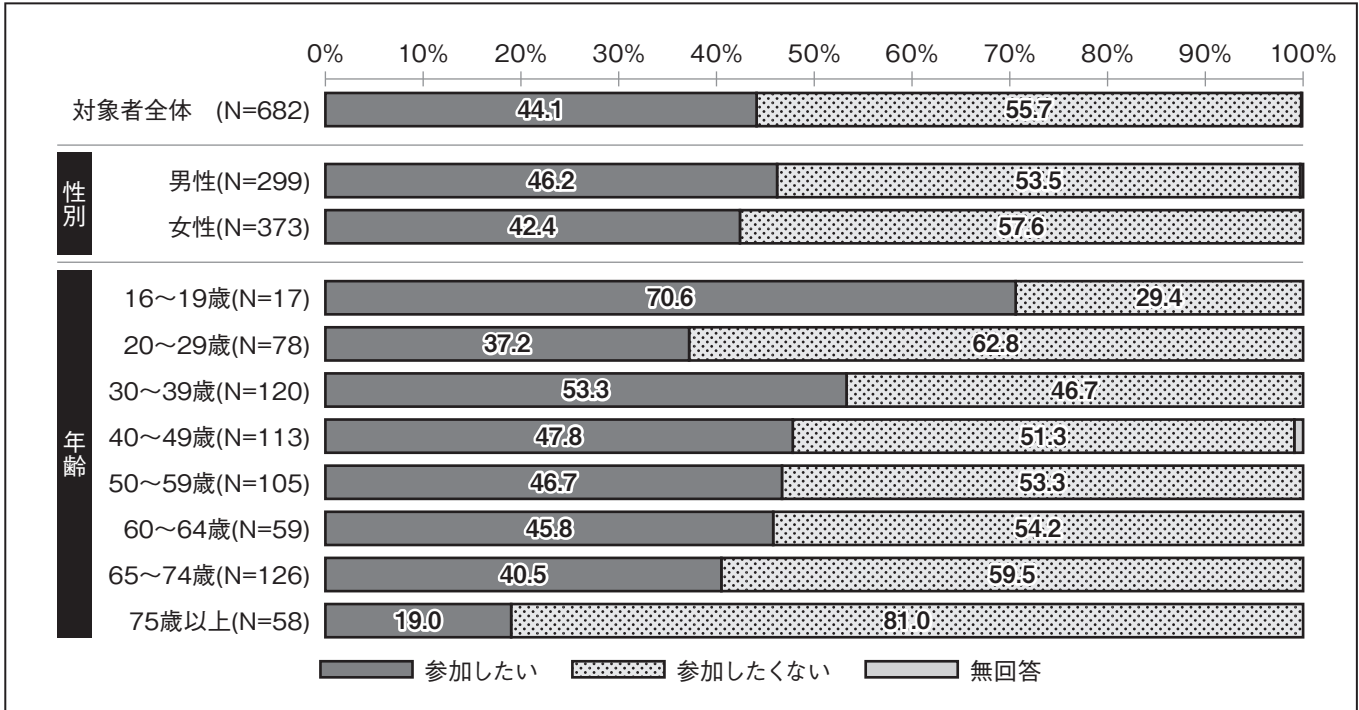
【地域活動の情報を得る手段】

地域活動の情報を得る手段は、「回覧板」が66.8%、「広報さっぽろ」が51.0%と高い割合となっています。また、30代以下の若い世代では他世代と比較してインターネットの割合が高い傾向がありました。



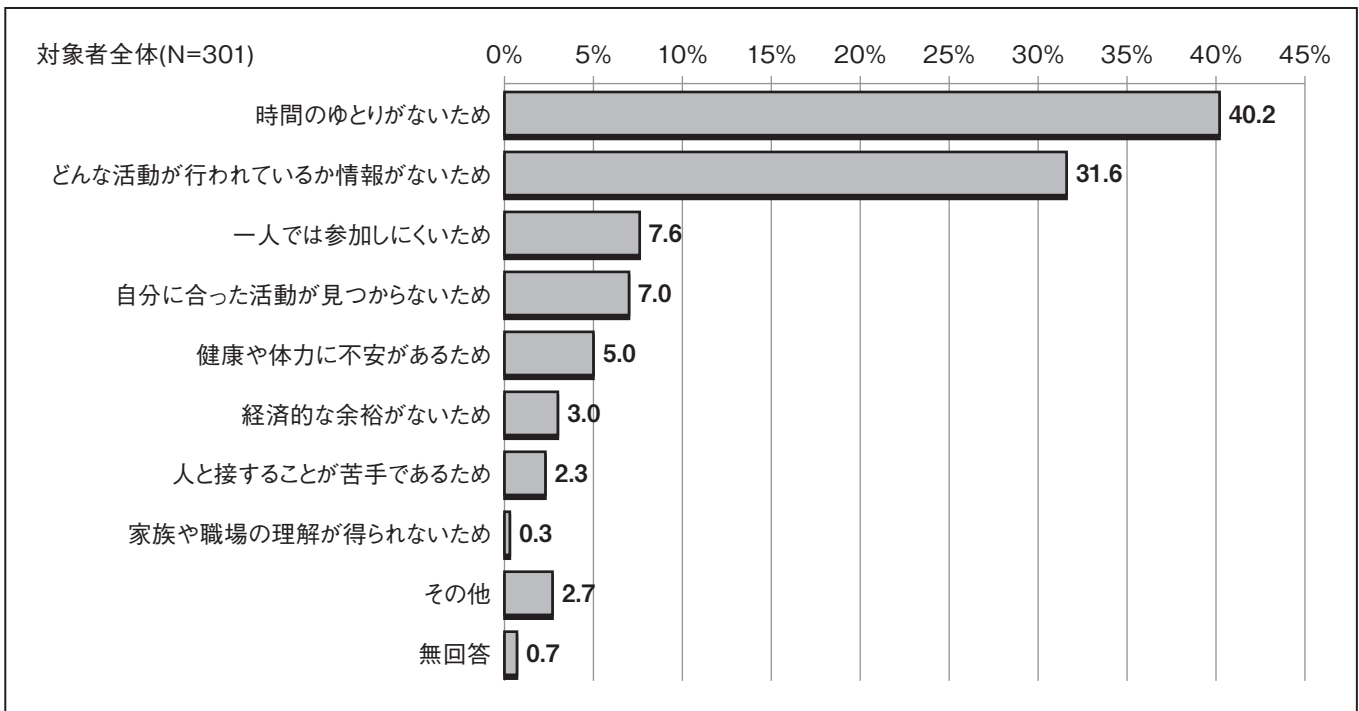
【今後の地域活動への参加意向】

地域活動に参加したことがない方のうち、今後の地域活動への参加意向は、「参加したい」が44.1%、「参加したくない」が55.7%となっています。



【地域活動に非参加である理由】

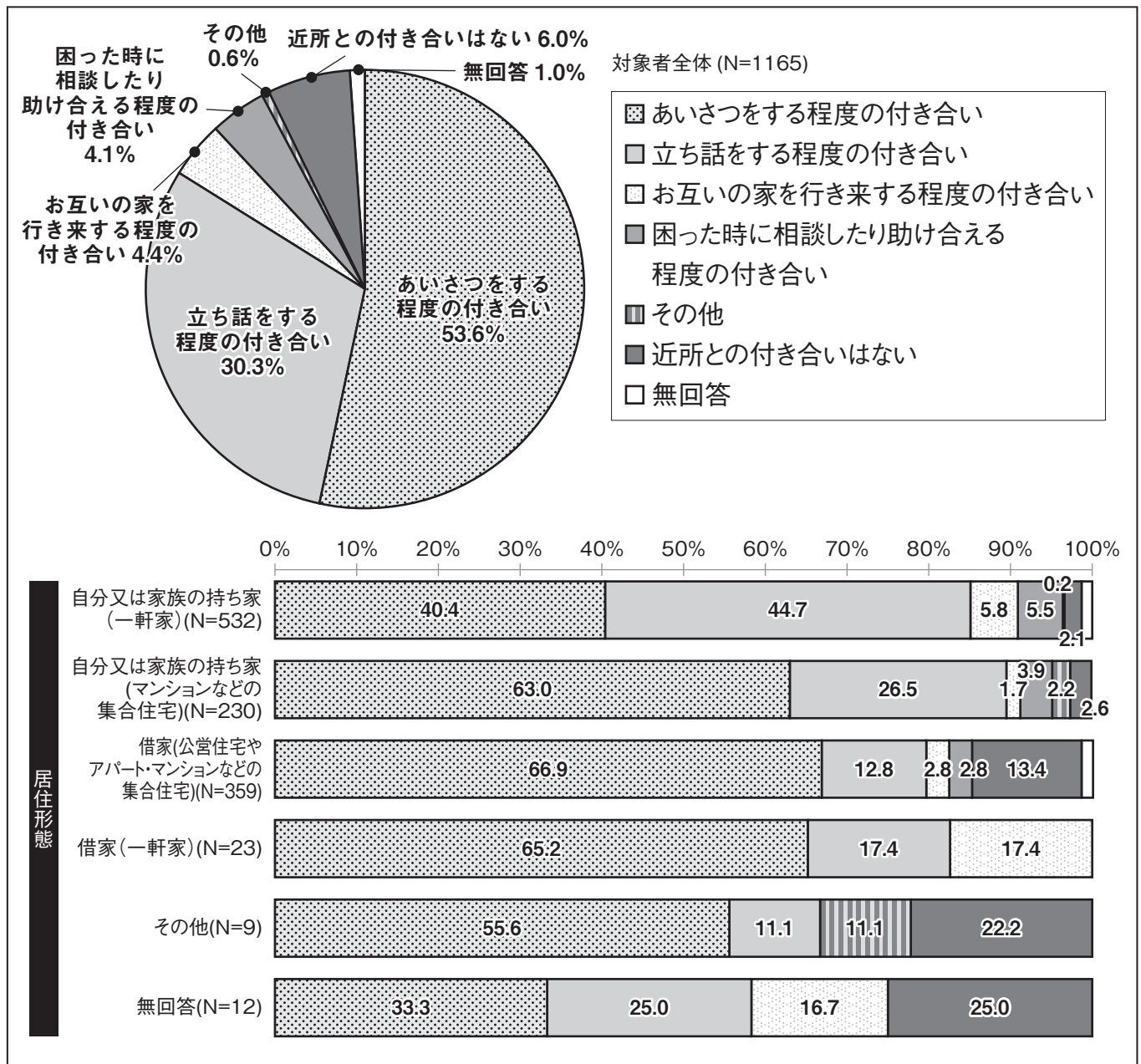
現在、活動に参加していない理由は、「時間のゆとりがないため」が40.2%と最も高く、次いで「どんな活動が行われているか情報が少ないため」、「一人では参加しにくいいため」となっています。



(2) 近所との付き合いについて

【近所付き合いの程度】

近所付き合いの程度は、「あいさつをする程度の付き合い」が53.6%と最も高く、次いで「立ち話をする程度の付き合い」が30.3%となっています。居住形態別でみると、一軒家では「立ち話をする程度の付き合い」、マンション等集合住宅では「あいさつをする程度の付き合い」の割合が高く、一軒家と比べて、集合住宅は近所付き合いが希薄な傾向があります。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

【日常生活での相談先】

日常生活での相談先は、16～19歳では「友人」、その他全ての年代では「家族・親戚」が最も高くなっています。

年代別にみると、65歳以上の年代では、他世代と比較して「町内会関係者」「民生委員・児童委員」「福祉のまち推進センター」など地域関係者の割合が高くなっています。

居住形態別にみると、一人暮らしでは他の家族形態と比較して「相談できる相手はいない」が6.8%と高くなっています。

		家族・親戚	友人	学校や職場の知人・先生	近所の人	町内会関係者	民生委員・児童委員	福祉のまち推進センター	民間事業者	ボランティア・NPO法人などの民間団体	社会福祉協議会	役所などの公的相談窓口	その他	相談できる相手はいない	無回答
対象者全体(N=1165)		82.5	53.8	18.1	10.1	5.4	1.6	1.2	1.5	0.9	1.4	12.0	3.0	3.1	1.1
性別	男性(N=485)	74.6	38.1	16.3	9.5	8.2	1.6	1.0	2.5	1.2	1.4	15.7	3.5	5.6	1.9
	女性(N=661)	89.0	66.0	19.7	10.9	3.5	1.7	1.2	0.6	0.3	1.4	9.1	2.6	1.2	0.6
	無回答(N=19)	57.9	31.6	10.5	-	-	-	5.3	5.3	10.5	-	21.1	5.3	5.3	-
年齢	16～19歳(N=22)	81.8	95.5	36.4	-	-	-	-	-	-	-	-	4.5	-	-
	20～29歳(N=91)	85.7	71.4	33.0	-	-	-	-	1.1	-	-	1.1	1.1	4.4	-
	30～39歳(N=151)	90.7	70.2	38.4	7.9	1.3	-	-	-	-	-	9.9	2.6	2.6	-
	40～49歳(N=179)	87.7	62.0	27.4	10.6	1.1	1.1	0.6	2.8	2.2	1.1	8.4	1.7	2.2	1.1
	50～59歳(N=167)	83.8	56.9	26.3	9.0	1.8	-	-	1.2	-	1.8	15.0	3.0	2.4	0.6
	60～64歳(N=129)	79.8	42.6	9.3	12.4	3.9	1.6	-	0.8	1.6	1.6	14.7	3.1	3.9	-
	65～74歳(N=271)	76.4	44.6	2.6	13.7	11.8	3.0	1.8	1.8	-	1.5	13.3	4.8	3.7	3.3
	75歳以上(N=144)	79.9	32.6	0.7	13.2	13.2	4.9	5.6	2.1	1.4	3.5	18.8	2.1	2.8	0.7
	無回答(N=11)	54.5	54.5	18.2	-	-	-	-	-	18.2	-	18.2	9.1	9.1	-
家族形態	一人暮らし(N=206)	68.0	56.3	23.8	6.8	5.3	3.9	1.5	1.9	1.5	1.0	11.7	3.4	6.8	1.5
	夫婦だけの二世帯(N=373)	85.8	46.4	11.3	14.2	7.5	2.4	1.3	1.1	0.5	1.9	15.3	4.3	1.6	1.3
	二世帯世帯(親と子)(N=479)	86.4	58.2	21.7	8.8	4.0	0.4	1.3	1.9	0.6	1.3	9.0	1.3	2.3	1.0
	三世帯世帯(親・子・孫)(N=66)	89.4	62.1	15.2	13.6	7.6	-	-	-	-	1.5	15.2	1.5	4.5	-
	その他(N=28)	75.0	42.9	14.3	-	-	-	-	-	-	-	10.7	14.3	3.6	-
	無回答(N=13)	53.8	46.2	15.4	-	-	-	-	-	15.4	-	23.1	7.7	7.7	-

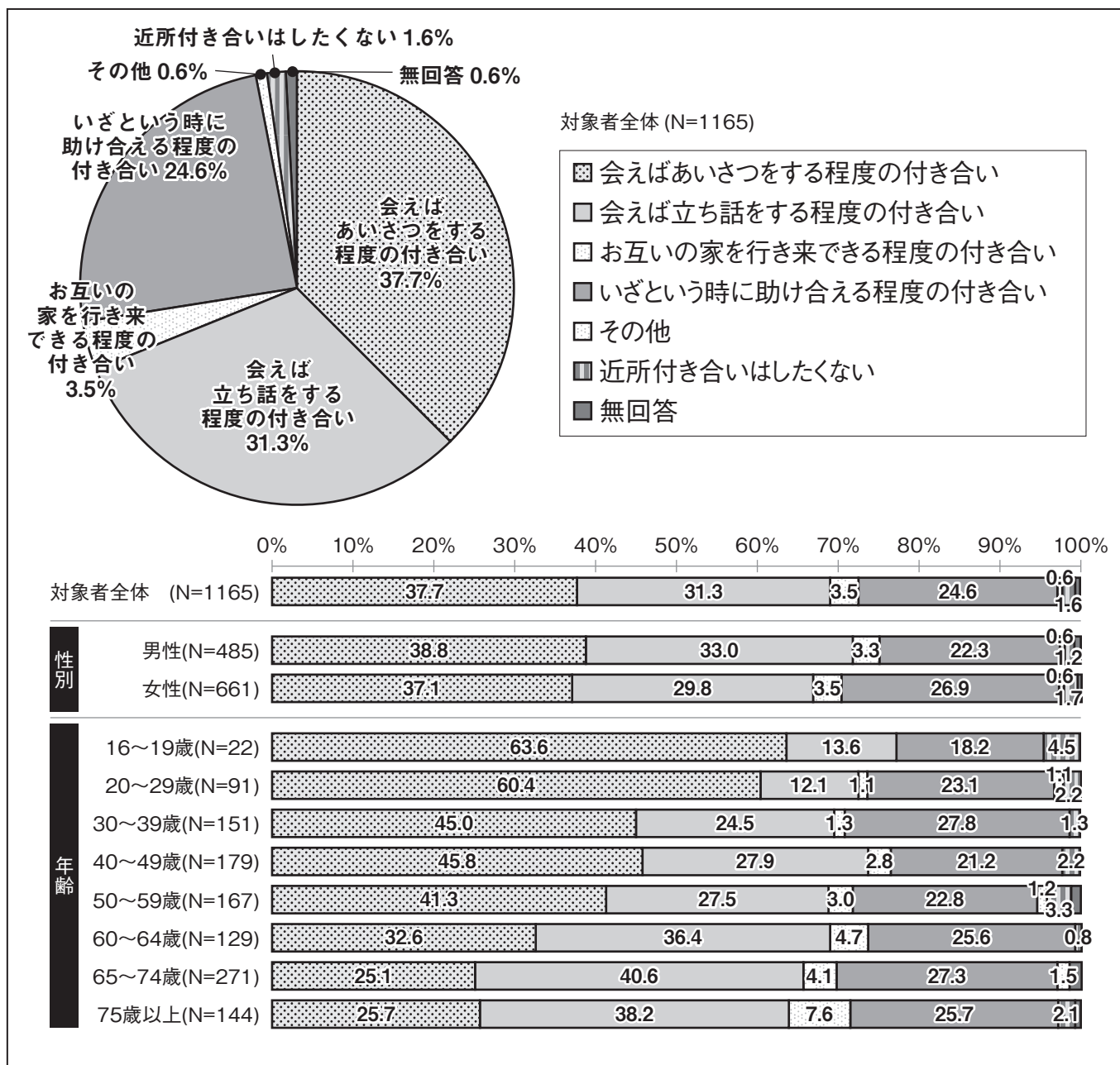
■ 対象者全体と比較し10%以上高い ■ 対象者全体と比較し10%以上低い

(%)

【今後理想とする近所付き合いの程度】

92 ページの現実の【近所付き合いの程度】において「困った時に相談したり助け合える程度の付き合い」が 4.1%であるのに対し、理想とする近所付き合いの程度では「いざというときに助け合える程度の付き合い」が 24.6%と、親密な近所付き合いを望む方の割合が高くなっています。

また、年代が高くなるにつれて、一歩進んだ近所付き合いを望む方の割合が高くなる傾向があります。



第1章

第2章

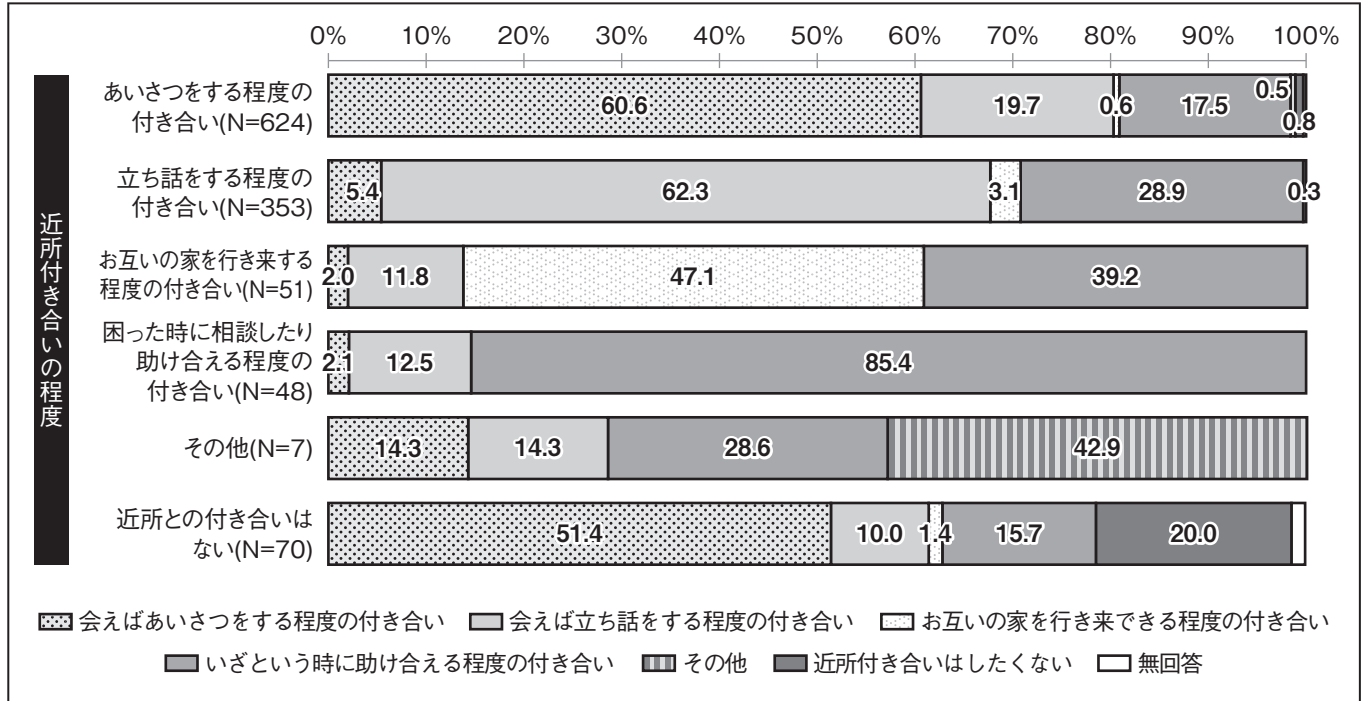
第3章

第4章

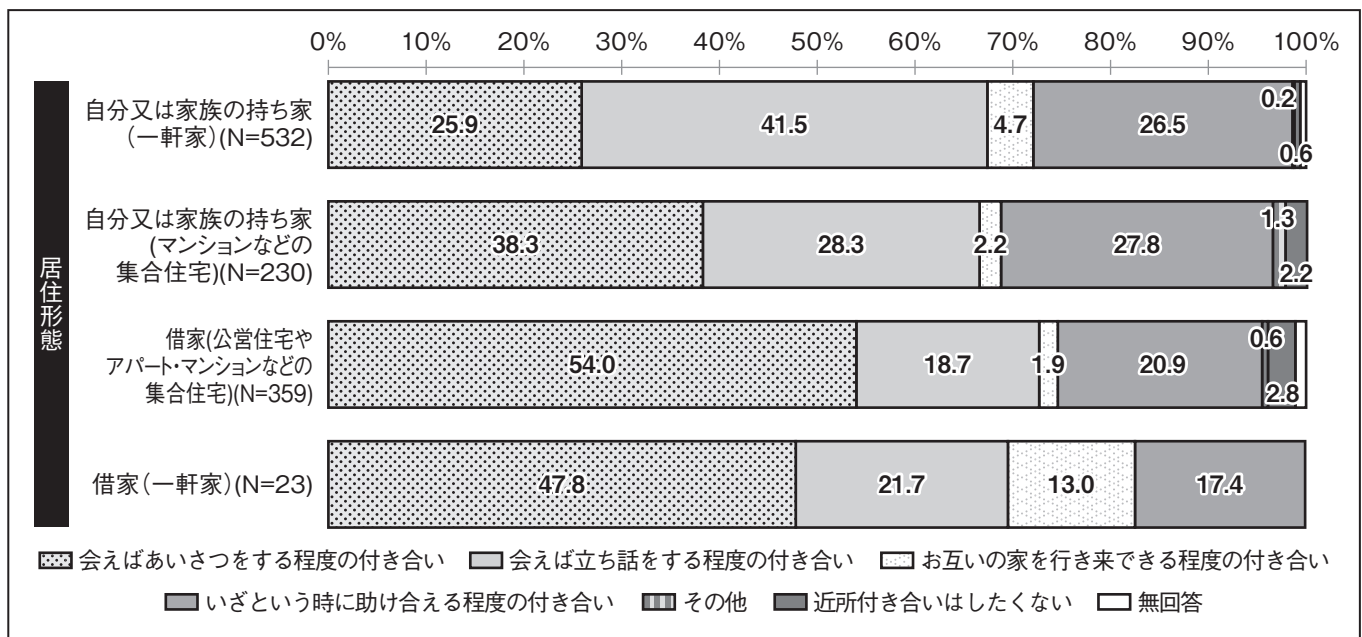
第5章

資料編

現在、「近所付き合いはない」と答えた方の8割が何らかの近所付き合いを持つことを望んでいます。また、あいさつや立ち話等、近所付き合いが比較的希薄と判断される方の約3割は一歩進んだ近所付き合いを望んでいます。



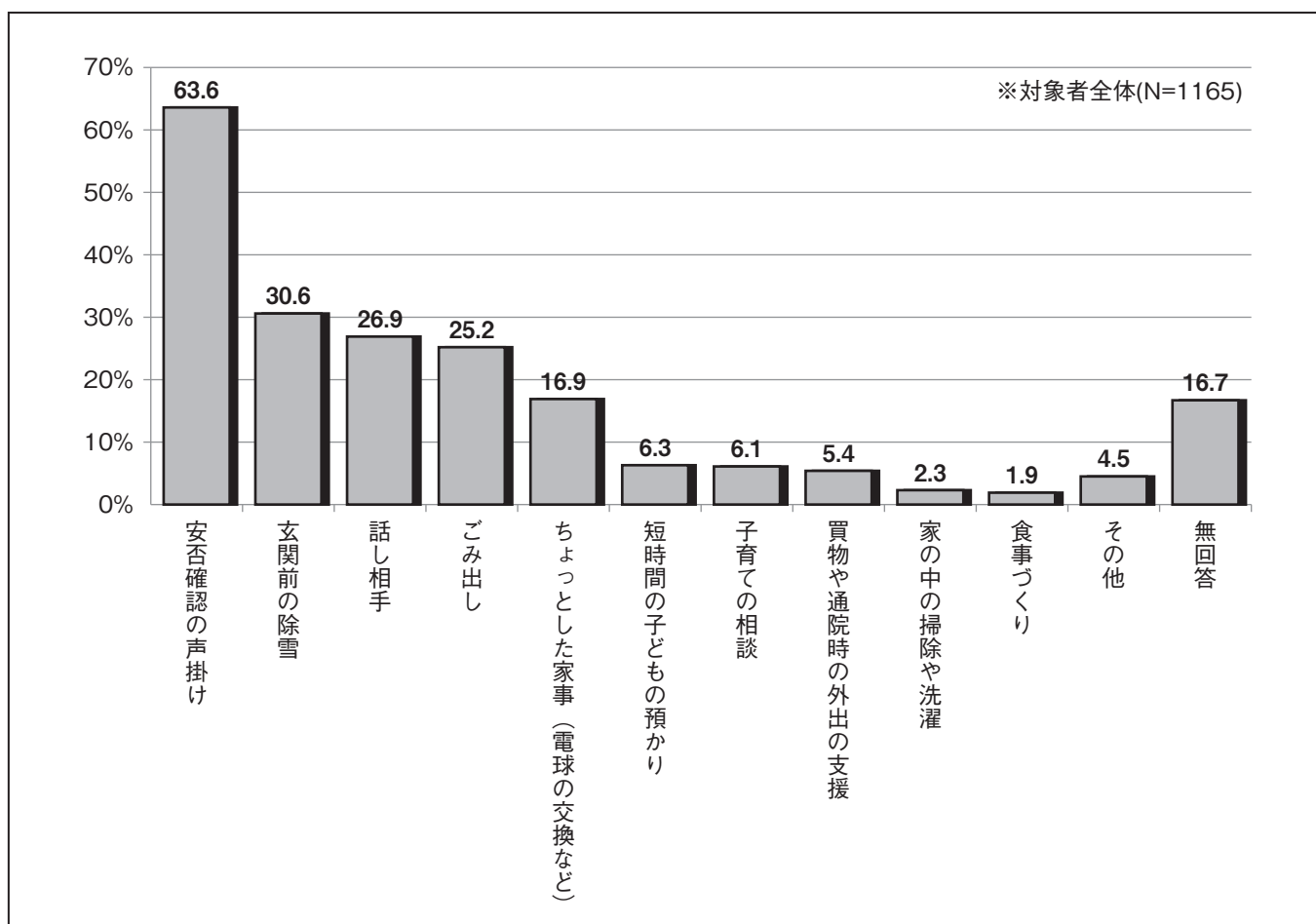
居住形態別にみると、「会えばあいさつをする程度の付き合い」を理想とする方が54%であるなど、集合住宅の方は一軒家の方に比べて、積極的な近所付き合いを望まない傾向があります。



(3) 住民による支え合い活動について

【近所の手助けが必要な方へできること】

近所の手助けが必要な方へできることは、「安否確認の声掛け」が63.6%と最も高く、次いで「玄関前の除雪」が30.6%、「話し相手」が26.9%となっています。

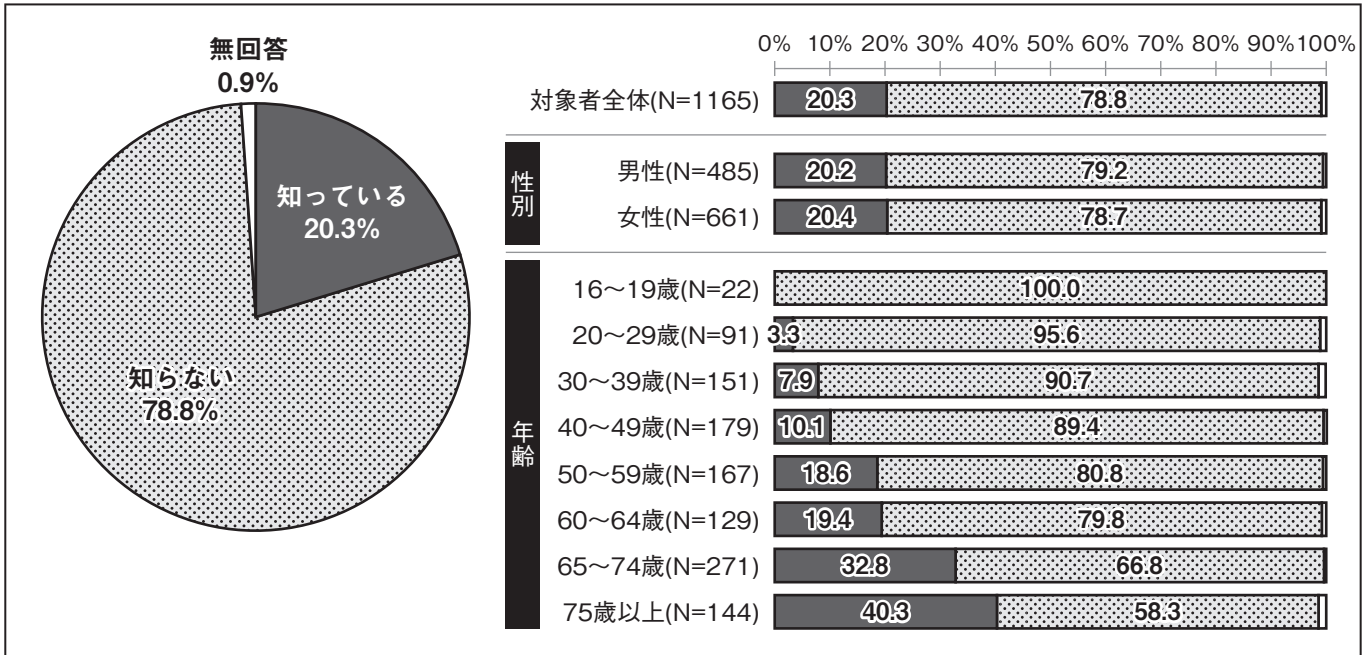


(4) 札幌市の地域福祉施策について

【福祉のまち推進センターの認知度】

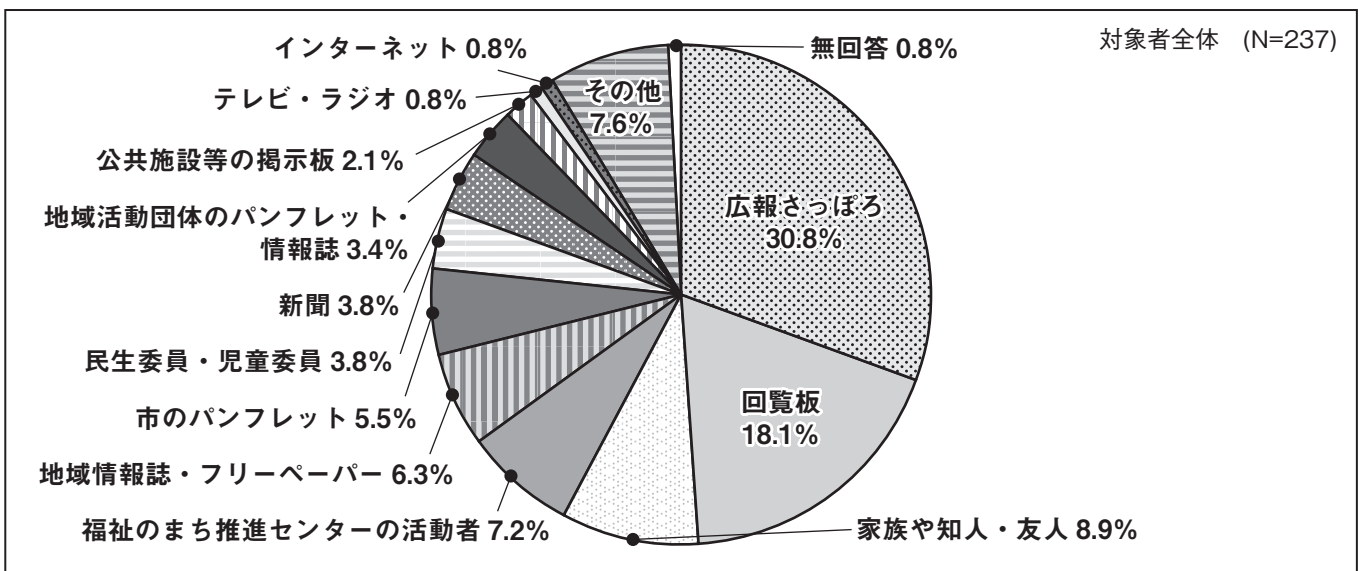
福祉のまち推進センターの認知度は、「知っている」が20.3%となっており、年齢が高くなるにつれて認知度も高くなる傾向があります。

また、前回2010年(平成22年)の調査では、活動内容を知っているという人は17.5%であるため、認知度はわずかに上がっています。



【福祉のまち推進センターを知った手段】

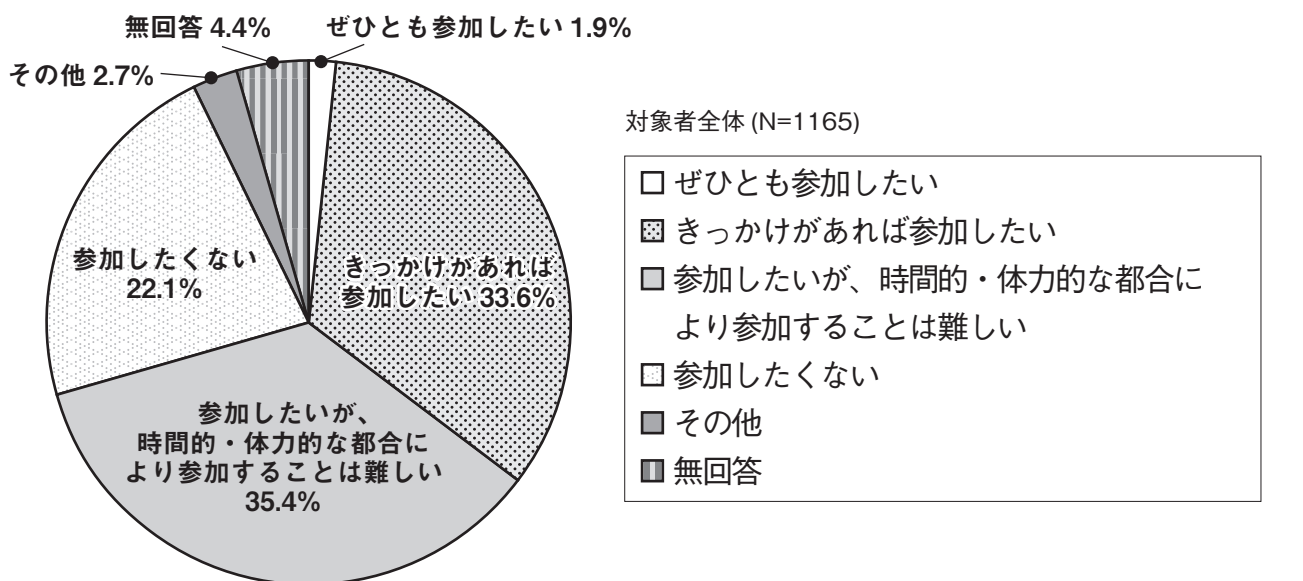
福祉のまち推進センターを知った手段は、「広報さっぽろ」が30.8%と最も高く、次いで「回覧板」が18.1%となっています。



【福祉のまち推進センターの活動への参加意欲】

福祉のまち推進センターの活動への参加意欲は、「参加したいが、時間的・体力的な都合により参加することは難しい」が35.4%と最も高く、次いで「きっかけがあれば参加したい」が33.6%、「参加したくない」が22.1%となっています。

また、年代別にみると、20歳代、60歳～64歳では「きっかけがあれば参加したい」が4割を超えて高い割合となっています。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

5 パブリックコメント

(1) 実施概要

ア 意見募集期間

2017年(平成29年)12月20日～2018年(平成30年)1月18日

イ 意見募集方法

持参、郵送、FAX、電子メール

ウ 主な資料公表場所

- ・札幌市保健福祉局総務部総務課
- ・市政刊行物コーナー（札幌市役所本庁舎2階）
- ・各区役所総務企画課、保健福祉課
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ（札幌市地域福祉社会計画のページ）

(2) 意見概要

ア 提出者数 7人

イ 件数 21件

ウ 項目別意見件数

項目	意見件数	構成比
第1章 計画の策定にあたって	1件	4.8%
第2章 計画策定の背景	0件	0.0%
第3章 計画の理念・目標と体系	1件	4.8%
第4章 施策の展開	基本目標Ⅰ	4件 19.1%
	基本目標Ⅱ	5件 23.8%
	基本目標Ⅲ	1件 4.8%
第5章 計画の推進について	3件	14.2%
資料編	1件	4.8%
計画案全体を通じた意見	2件	9.5%
計画案以外の意見	3件	14.2%
合計	21件	100.0%

エ 意見を受けて計画案を修正した箇所

市民の皆様からいただいたご意見をもとに、当初の計画案から1箇所修正いたしました。

修正箇所	修正前	修正後
P 51 第4章 施策の展開 基本目標 I 施策3-(4)地域での 既存のネットワークの 活用と多様な社会資源 との連携の促進	これらの既存のネットワークと、まちづくりセンターなど行政や社会福祉協議会、住民組織等の働きかけで作られたネットワークやNPOや事業者等の多様な地域資源との連携について検討を進めます。	<u>この</u> 既存のネットワークと、まちづくりセンターなど行政や社会福祉協議会、住民組織等の働きかけで作られたネットワークや、 <u>NPO、商店街、事業者</u> 等の多様な地域資源との連携について検討を進めます。

オ 意見の概要とそれに対する市の考え方

第1章 計画の策定にあたって

意見の概要	市の考え方
高齢者支援計画と、地域での見守りや日常生活支援活動など重複する部分が多いが、整合性が取れていないのではないか。	地域福祉社会計画は、高齢者支援計画などの関連する計画と整合性を図ってきたところです。 施策を推進する段階においても介護や障がいなどの各分野と連携を図ってまいります。

第3章 計画の理念・目標と体系

意見の概要	市の考え方
<p>今後は、住民自治を基本とし、市民が主体となり有償のサービスを提供するなど、地域の中でお金（収入と支出）を循環させていくべき。</p> <p>ボランティアや寄付、補助金・助成金に頼ることなく将来的に持続可能な地域づくりが行えるよう、市民が市民に各種サービスを提供できるような仕組みづくりが必要ではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、本市では、市民自治の考え方を基本とし、「市民が主役のまちづくり」を進めております。</p> <p>今後も、有償のボランティアなど市民同士の支え合いによる取組を進めてまいります。</p>

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ

市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します

意見の概要	市の考え方
<p>地区福祉のまち推進センターの活動者は、ボランティアであり、市長の委嘱も受けていないため、もっと支援が必要だと考える。</p>	<p>地域福祉活動については、幅広い市民が参加する地域での支え合いを基本としております。活動者の支援は重要であると考えておりますので、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>地区社会福祉協議会（地区福祉のまち推進センター）の活動の財源は、市の補助金や町内会費、赤い羽根共同募金等であるため、市として指導・是正できるようなチェック機能や、それら住民組織に対する地域住民からの意見・苦情に対応する体制の整備が必要である。</p>	<p>ご意見のとおり、地区社会福祉協議会（地区福祉のまち推進センター）の財源には、本市が区社会福祉協議会に交付する補助金を原資とした助成金が含まれておりますので、今後とも適正な補助金交付を行ってまいります。</p> <p>また、地域の住民組織に関する意見・苦情対応のご意見については参考とさせていただきます。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>様々なボランティア活動の中でも、高齢社会で必要となる介護に関する講座は、多くの市民が受講できるよう、各区で開催すると良いのではないかと。</p> <p>その講座は、介護の知識を得るだけでなく、実践も学べることが大切である。</p>	<p>今後、高齢化が進むことで、介護に関するボランティアの重要性も増していくものと考えております。より多くの市民が研修を受講できるよう取組を進めてまいります。</p> <p>また、ボランティア体験事業など、実践を学ぶことのできる機会も引き続き提供してまいります。</p>
<p>施策3の「(4) 地域での既存のネットワークの活用と多様な社会資源との連携の促進」の中に、現在も核となっている地域包括支援センターや商店街も明記すべき。</p> <p>特に、商店街は、単なる商いの場ではなく、今や地域交流の拠点や、地域のまちづくりの担い手としても大きな役割を期待されており、町内会や市民団体等とともに様々な取組を行うなど、重要な社会的資源であると考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、地域包括支援センターや商店街は重要な社会的資源の一つであると認識しております。</p> <p>そのため、計画書に商店街を多様な地域資源の一つとして例示いたしました。</p> <p>なお、地域包括支援センターについては「事業者等」に含めて記載いたしました。</p>

基本目標Ⅱ

暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます

意見の概要	市の考え方
<p>成年後見人による不祥事が多発していることから、専門職団体の研修・監督の仕方等の情報収集が必要と考えます。市民後見人養成研修・後見活動の支援は大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。</p>	<p>被後見人の財産の適切な管理・利用に対する対策は重要であると考えております。現在、国において、後見人の不正を未然に抑止する方策等について検討が進められておりますので、引き続き情報の収集に努めてまいります。</p> <p>今後も専門職団体等との連携を図りながら、市民後見人の育成・支援に努めてまいります。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>家計を見直すことで生活困窮に至らずにすむことが多々あるため、未実施の家計相談支援事業については、様々な団体や市民等と連携して相談窓口を設け、積極的に対応を進めていくべきだと考えます。</p>	<p>生活困窮者自立支援事業においては、就労収入等の増加策にとどまらず、債務整理や家計、生活習慣の見直しなどの支援を行うことが重要となっております。現在、生活就労支援センター（ステップ）で実施するこれらの支援をより効果的なものとするため、任意事業の活用など様々な手法について引き続き検討を進めてまいります。</p>
<p>認定就労訓練事業所では、当事者の特性や心身の状況をその場で働く人達が理解し、当事者が自信を持って働き続けることができるように配慮することが重要です。</p> <p>当該事業所には、当事者がいつでも相談できる体制や、市からの的確な助言と支援が必要である。</p> <p>また、訓練後の一般就労への移行も視野に入れた対応をしてください。</p>	<p>認定就労訓練事業は、直ちに一般就労に就くことが難しい方に対して、本人の状況に応じた支援付きの就労の場を提供するもので、最終的に自律的に就労できるようになることを目標としております。そのため、訓練事業所には相談援助その他の支援を行う就労支援担当者が配置されており、参加者の就労状況の把握や作業内容への助言を行うほか、市と連携を図る体制としているところです。</p>
<p>子どもの学習支援事業については、既にひとり親家庭の子どもたちへの学習支援を行っているNPOなどの市民団体があり、子どもにとって単なる学習の場にとどまらず、安心できる居場所になっている。生活困窮世帯の子どもの学習支援についても、中学生だけではなく小学生も支援対象に含めるべき。</p>	<p>本市では、高校進学促進及び自己肯定感を持てるような居場所の提供を目的とした生活困窮世帯の子どもへの学習支援として、「札幌まなびのサポート事業」を実施しております。当該事業では、高校進学促進を目的の1つとしていることから、対象を中学生として重点的な支援を実施しております。小学生も含めた対象拡大については、現行事業の実施効果等を検証し、今後適宜検討を進めてまいります。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えている人が最初に相談できる「総合相談窓口」を設けることが必要ではないか。その窓口が、関連する専門機関や住民組織などに結びつけ、課題解決につなげるようにすると、利用する市民にとってわかりやすい。</p>	<p>区役所では、保健福祉に関する複合的な課題等に対応するための総合相談窓口を設け、適切なサービスや専門窓口を案内しております。</p> <p>相談窓口は、市民にとってわかりやすく利用しやすいことが重要であると考えております。いただいたご意見も参考にして、今後も検討を進めてまいります。</p>

基本目標Ⅲ

安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます

意見の概要	市の考え方
<p>化学物質過敏症等の市民が健康被害を受けないよう、市立学校をはじめとする公共的施設における空気のバリアフリー化を望みます。</p> <p>また、市立学校の教職員は、合成香料による健康被害について理解を深めてほしい。</p>	<p>柔軟剤など合成香料のにおいにより様々な症状で苦しんでいる方がいるという事象について、市民へ認識が広まっていくことは重要と考えております。</p> <p>本市では、これまでも「香りのエチケット」に関する普及啓発を行っているところですが、最新の医学的見地や国、他自治体の動向なども踏まえながら、今後も情報提供を行ってまいります。</p> <p>また、市立学校に関して、合成香料等に反応し体調不良の症状が現れる方がいることについて、教職員を対象とした研修や学校あての各種通知を活用しながら引き続き周知に努めてまいります。</p>

第5章 計画の推進について

意見の概要	市の考え方
<p>福祉推進委員会を設置することのみではなく、設置された福祉推進委員会等が、実際に見守り活動や要配慮者避難支援活動に取り組むことが重要である。</p>	<p>ご意見のとおり、福祉推進委員会等が中心となり、住民に身近な範囲で地域福祉活動が行われることが重要であると考えております。福祉推進委員会の設置後も、取組が進むよう社会福祉協議会と連携して支援してまいります。</p>
<p>研修受講者をどれだけ増やすかではなく、受講者が、どのくらい実際の活動に結びついたのかという目標が大切だと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、研修等を受け、地域福祉活動に興味を持った方を実際の活動へつなげることが重要であると考えております。引き続き、ボランティア体験事業などを行い、活動への参加促進を図ってまいります。</p>
<p>町内会、地区福祉のまち推進センター、地区民生委員児童委員協議会等の地域団体は、それぞれ様々な問題を抱えながら活動をしているため、それらの問題の解決を図っていくことが重要である。</p>	<p>ご意見のとおり、地域団体が抱える問題の解決を図っていくことは重要であると考えております。今後も、社会福祉協議会と連携して地域の福祉活動を支援してまいります。</p>

資料編

意見の概要	市の考え方
<p>福祉のまち推進センターの認知度は、事業開始から20年以上経過した現在でも20.3%と低いことから、具体的数値目標を立てて認知度を高める施策を進めるべき。</p>	<p>福祉のまち推進センター等による地域福祉活動が身近なところで行われていることを広く市民に知っていただくことは重要であると考えております。今後も広報誌やホームページ等を積極的に活用するなど周知に努めてまいります。</p>

計画案全体を通じた意見

意見の概要	市の考え方
<p>地域福祉社会計画は、地区により取組の状況が大きく異なることも踏まえた上で、連合町内会・単位町内会、地区社会福祉協議会、地区福祉のまち推進センター、地区民生委員児童委員協議会との意見交換を十分に重ねた上で策定されるべきである。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、民生委員児童委員協議会や地区福祉のまち推進センターなど地域福祉活動に関わる団体の代表者や公募による市民委員などが参加する審議会で計画案を検討いたしました。</p> <p>また、市内10地区で開催した地区意見交換会においても、町内会や地区福祉のまち推進センターの活動者等からご意見をいただき、その反映に努めたところです。</p> <p>今後も、地域で活動されている方々の意見反映に努めてまいります。</p>
<p>従前のお役所的であいまいな文章が目立ち、ICTなどの時代の変化や世界の住民自治例等を参考にした具体的な施策が少ない。</p>	<p>今後、十分に検討を重ねて具体化を図る必要性のある施策については、方向性の記載に留めているものもございます。施策を進めていく上では、他都市の先進事例なども踏まえて取り組んでまいります。</p>

計画案以外の意見

意見の概要	市の考え方
<p>地区社会福祉協議会と地区福祉のまち推進センターの関係や役割分担がわからない。</p>	<p>地区福祉のまち推進センターは、地区社会福祉協議会の事業実施部門として位置づけております。今後も、それぞれの役割や活動内容等について周知を図ってまいります。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>町内会や民生委員、保護司等の制度を維持するため、市民が利用しやすい場所や方法での広報・広聴活動など、若者を中心とした様々な社会実験を数多く行うべき。</p> <p>また、高齢者等のよろず相談窓口を一本化し、地域住民が買い物や通院の同伴・代行、各種サービスの案内等を手助けする仕組みが必要ではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、今後も若者を含めた全ての市民が自分にできる活動に参加できるような意識の醸成を図るとともに、身近な地域で行われる地域福祉活動などの情報を広く周知するよう努めてまいります。</p> <p>また、本市では、介護や福祉、介護予防に関することなど、高齢者やその家族のための地域の身近な総合相談窓口として、市内に地域包括支援センターを27か所、介護予防センターを53か所に設置し必要な支援につなげているところです。今後も、身近な総合相談窓口としての理解が市民に広まるよう、周知に努めてまいります。</p>
<p>福祉のまち推進事業は、これまでの取組を評価して問題点の改善を図りながら進めてほしい。</p>	<p>福祉のまち推進事業では、地区福祉のまち推進センターで支援をしている世帯が増えるなど取組が着実に進む一方、活動の担い手の固定化や不足が課題であると認識しております。</p> <p>今後は、こうした課題を踏まえて計画に基づく取組を進めてまいります。</p>

SAPPORO

札幌市地域福祉社会計画 2018 【2018年度～2023年度】



さっぽろ市
01-F01-17-2375
29-1-177

2018年（平成30年）3月発行

発行：札幌市

編集：札幌市保健福祉局総務部総務課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 (011) 211-2932 FAX (011) 218-5180

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/chiikifukushi/keikaku/>